

令和7年度版

障がい者福祉のしおり



長岡京市障がい福祉課

長岡京市障がい別福祉制度・施策一覧表

○が表示されていても対象になるとは限りません。
必ず掲載ページの問い合わせ先でご確認ください。
△は一部該当します。

制 度 内 容			補装具等		障がい福祉サービス等				地域生活支援事業				その他	医 療			年 金		手 当 等				税の減免		自 動 車		免除・割引			市 の 制 度																						
			補装具費	日常生活用具	居宅介護・行動援護・重度訪問介護	同行援護	短期入所（ショートステイ）	居住系サービス（グループホーム・施設入所支援等）	通所系サービス（生活介護・就労継続支援等）	児童通所サービス（放課後等デイサービス等）	手話通訳者・要約筆記者の派遣	移動支援	日中一時支援	地域活動支援センター	府営住宅優先入居	福祉（老人）医療費	自立支援医療（更生医療・育成医療）	自立支援医療（精神通院医療）	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	心身障害者扶養共済	住民税の控除	自動車税の減免	自動車運転免許教習費助成	自動車改造費助成	駐車禁止除外	NHK放送受信料の免除	電車・バス運賃割引	タクシー・航空運賃割引	有料道路通行料金割引	手帳診断書料助成	愛のタクシー事業	生活助成金															
掲載ページ数			23	25	61	61	62	62・63	64	31	65	65	65	30	39	39	39	43	43	44	44	44	44	44	44	44	44	45	49	50	46	46	55	55	52	53	54	17・21	45	45												
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚	1	○	○	必 要 に 応 じ て	○	必 要 に 応 じ て	必 要 に 応 じ て	必 要 に 応 じ て	必 要 に 応 じ て	必 要 に 応 じ て	必 要 に 応 じ て	必 要 に 応 じ て	○	○	△		△	△	△	△	必 要 に 応 じ て	△	○	○	△			○	△	○	○	○	△	△	○	△															
		2	○	○												○	△		△	△				△	○	△	△	△	△	△		△	○	○	△			○	△	○	○	○	△	△	○	△						
		3	○	△										○			○	△					○		△				△	△					○	△			○	△			△	△	○	△						
		4	○	△										○			○						○		△										○	△			△	△	○	△	△	△								
		5	○	△										○			○								△										○				△	○	○	△	△	△								
		6	○	△										○			○									△									○				△	○	○	△	△	△								
	聴覚・平衡機能	2	○	△													必 要 に 応 じて	必 要 に 応 じて	必 要 に 応 じて	必 要 に 応 じて	必 要 に 応 じて		必 要 に 応 じて	○	○	△		△	△	△	△	必 要 に 応 じて	△	○	○	△	○		○	△	○	○	○	△	△	△	△	平衡○	△			
		3	○	△																				○	△	△		△	△	△	△		△	△	△	△			○	○	△	○			△	○	○	○	△	△	平衡○	△
		4	○	△																				○		△				△					△						○	△	○			△	○	○	△	△		
		5	○	△																						△									△						○	△	○			△	○	○	△	△		
		6	○	△																						△									△						○					△	○	○	△	△		
																														○	△		△		△	△						○	△	○			△	○	○	△	△	
	（注1）音声で通じる	3	○	○																				○	△	△		△	△			必 要 に 応 じて			○	△	○				△	○	○	△	△			△				
		4	○																					○		△										○		○				△	○	○	△	△						
																								○	○	△		△	△	△	△				△	○	△	○			△	○	○	○	△	△	△	△				
																								○	○	△		△	△	△	△				△	○	△	○			△	○	○	○	△	△	△	△				
	肢体（上肢・下肢運動機能）	1	○	○																				○	○	△		△	△	△	△	必 要 に 応 じて	△	○	○	△	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△						
		2	○	○																				○	○	△		△	△	△	△				△	○	△	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	△			
		3	○	△																				○	△	△		△	△							○	△	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	△				
		4	○	△																				○		△			△								○	△	○			△	○	○	△	△						
5		○	△												△										○	△	○			△	○		○	△	△																	
6		○	△												△										○	△	○			△	○		○	△	△																	
内部障がい（注2）	1	○	(注3)										○	○	△		△	△	△	△	必 要 に 応 じて	△	○	○	△	○		○	△	○	○	○	△	△	○	△																
	2	○	(注3)										○	○	△		△	△	△	△				△	○	△	○		○	△	○	○	○	△	△	○	△															
	3	○	(注3)										○	△	△			△							○	△	○			△	○	○	○	△	△	○	△															
	4	○	(注3)										○		△										○	△	○				△	○	○	△	△																	
療 手 帳	A		○										○	○			△		△	△	必 要 に 応 じて			○	○	△			○	△	○		○	○	△		○	△														
	B																△								○	○				△	○					○	△															
精神障がい(注4)														○	△		△	△	△	△																	△ (1,2級のみ)															
難病等(注5)			△	△																						△	△																									

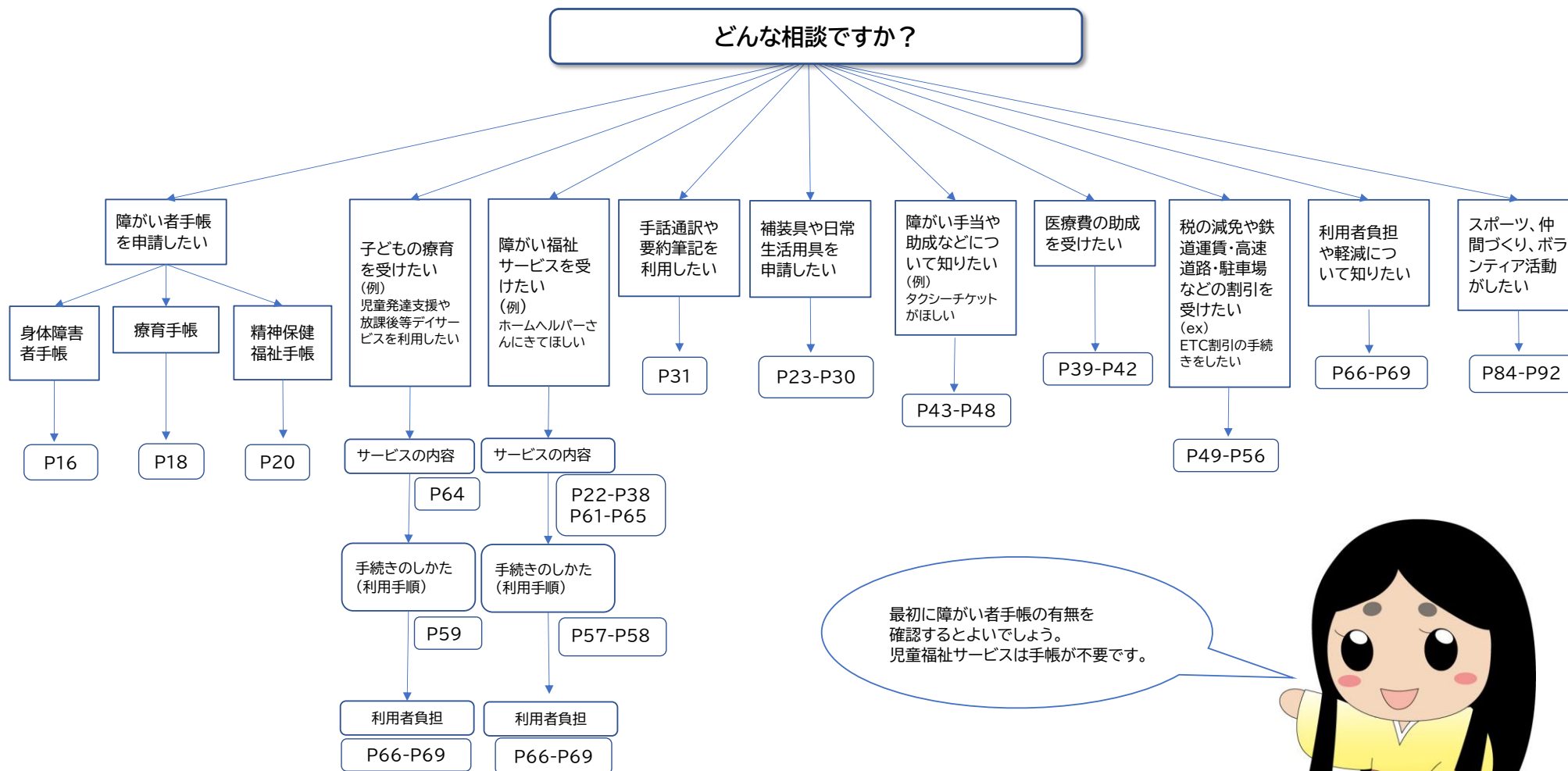
- (注) 1、音、言、そ → 音声、言語、そしゃくの機能障害
2、内部障がい → 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害及び肝臓機能障害
3、内部障がいの日常生活用具給付の対象は、ぼうこう・直腸機能障がい者に対してストーマ装具(消化器系)又はストーマ装具(泌尿器系)を給付します。
4、精神障がい者の制度利用については、精神保健福祉手帳所持が要件でないものがあります。それぞれの制度の掲載ページでご確認ください。
5、厚生労働省 指定難病病名一覧表(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>)で対象疾病をご確認ください。

身体障害者障害程度等級表(太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。)

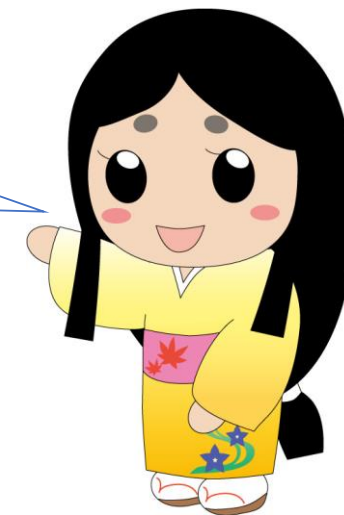
級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又は もしくは機能の障害	肢 体 不 自 由						心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
								上肢機能	移動機能								
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による)が28度以下のもの 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による)が56度以下のもの 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はもしくは機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢のショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はもしくは機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野(1/4視標による)の2分の1以上が欠けているもの 両眼中心視野角度(1/2視標による)が56点以下のもの 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 両眼中心視野角度視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの									
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。																

ご自身の症状及び状態が身体障害者手帳の交付対象に該当するかどうかについては、京都府が指定した医師(指定医師)にご相談ください。なお、指定医師については、障がい福祉課へお問い合わせください。

どんな相談ですか？



最初に障がい者手帳の有無を確認するとよいでしょう。
児童福祉サービスは手帳が不要です。



お玉ちゃん

も く じ

長岡京市障がい別福祉制度・施策一覧
身体障害者障害程度等級表
どんな相談ですか？

1. 相談窓口	1
(1)障がいに関する相談	
(2)就職に関する相談	
(3)身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	
(4)その他の相談	
2. 障がい者手帳	16
(1)身体障害者手帳	
(2)療育手帳	
(3)精神障害者保健福祉手帳	
3. 日常生活を助けるサービス	22
(1)補装具費の給付・借受け	
(2)日常生活用具の給付・貸与	
(3)住宅助成	
(4)その他の暮らしを支援するサービス	
(5)防災	
(6)権利擁護	
4. 医療や健康管理	39
(1)医療費の助成	
(2)医療費控除	
(3)健康管理の支援	
5. 年金	43
6. 手当や助成など	44
(1)手当	
(2)助成・扶養共済・資金貸付など	
7. 税などの減免・割引	49
(1)税の減免	
(2)交通費割引	
(3)その他の免除	

障害の「害」という漢字について、人に対して使用することが障がい者への差別・偏見を助長しかねないため、障がいがある方の人権を尊重し、併せて市民の障がいがある方への理解を深めていただくことを目的として、長岡京市では作成・掲示・発行・発送する公文書や広報などから障害の「害」の字をひらがなで表記しています。

ただし、法律の用語や団体の固有名詞などは、元の表記に合わせて漢字で表記しています。

8. 障がい福祉サービス及び児童福祉サービス、地域生活支援事業 57

- (1) 利用手順
- (2) 障がい福祉サービス
- (3) 児童福祉サービス(通所サービス)
- (4) 相談系サービス
- (5) 地域生活支援事業
- (6) 利用者負担
- (7) その他の手続き
- (8) 障がい福祉サービス等の対象となる難病

9. 乙訓のサービス提供事業所 71

10. スポーツ・文化 84

- (1) スポーツ
- (2) 文化

11. 養成事業・ボランティア 85

- (1) 養成事業
- (2) 長岡京市社会福祉協議会ボランティアセンター
- (3) 市内ボランティア団体(障がい児者関係)

12. 関係機関 87

- (1) 市内障がい者団体・家族会
- (2) 民生児童委員
- (3) その他機関

13. 介護保険制度 95

巻末

- ・障がい者マーク一覧
- ・乙訓地域の車いす受診可能な歯科医院、乙訓口腔サポートセンター訪問歯科診療申込書
- ・発達支援ファイル「ながおかきょう“リンク・ブック”」について
- ・誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例
- ・乙訓地域の医療機関一覧

1. 相談窓口

行政

…P.2

長岡京市・京都府の相談先です。
どこに相談するべきかわからない時は、まず行政機関にご相談ください。

相談支援事業所

…P.3 ~

障がいのある人や家族への相談を行っています。



関係機関

…P. 5 ~
…P.13~

その他の関係機関による相談先です。
各専門分野に特化した機関です。

障がい者相談員

… P.11 ~

身体障がいを持つ当事者や、知的障がいを持つ子どもの保護者による長岡京市の障がい者相談員です。
お気軽にご相談ください。

(1)障がいに関する相談

① 長岡京市 障がい福祉課

長岡京市民の障がい福祉に関する相談の窓口です。

障がい福祉課では、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者、発達障がいや難病のある方の福祉の向上を図るため、相談・援助などを行っています。

また、毎週水曜日に、市委託事業として専門員による精神保健福祉相談を行っています。

(詳しくは⑬へ)

所在地	〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号(新庁舎3階)
連絡先	TEL 955-9710、FAX 952-0001
ホームページ	http://www.city.nagaokakyo.kyoto.lg.jp/
メール (障がい福祉課)	syougai-fukushi@city.nagaokakyo.lg.jp

② 長岡京市 こども家庭センター

長岡京市民の乳幼児の発育・発達に関する相談の窓口です。

こども家庭センターでは、発育・発達に課題のある乳幼児とその保護者を対象に、発達相談などを行っています。従事者は医師・保健師・管理栄養士・発達相談員などです。

いずれも予約制です。また、必要に応じてご家庭に訪問します。

所在地	〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号(新庁舎3階)
連絡先	TEL 955-9705 FAX 955-2054
メール (こども家庭センター)	kodomo-c@city.nagaokakyo.lg.jp

③ 長岡京市 健康づくり推進課

長岡京市民の健康に関する相談の窓口です。

健康づくり推進課では、障がいのある方を対象に健康や在宅療養、リハビリなどの相談も行っています。従事者は作業療法士・理学療法士・保健師などで、整形相談会では、医師も相談に応じています。

いずれも予約制です。また、必要に応じてご家庭に訪問します。

所在地	〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号(新庁舎3階)
連絡先	TEL 955-9704、955-9520、FAX 955-2054
メール (健康づくり推進課)	kenkou@city.nagaokakyo.lg.jp

④ 京都府乙訓保健所

特定医療(指定難病)や小児慢性特定疾病の医療費公費負担制度の担当機関です。府民の健康を守るため、健康相談や、精神保健・医療に関する専門相談も行っています。

所在地	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 (阪急電車西向日駅徒歩8分、又は阪急バス向日町郵便局前徒歩1分)
連絡先	TEL 933-1151、FAX 932-6910

⑤ 長岡京市総合生活支援センター(長岡京市社会福祉協議会)

長岡京市の地域福祉活動を推進するための事業、市民の皆さんの福祉に関する相談、そのほか、暮らしに関する情報の提供などの事業を行っています。

所在地	〒617-0833 長岡京市神足2丁目3番1号バンビオ1 番館2階 長岡京市総合生活支援センター
連絡先	TEL 963-5137、FAX 963-5509
ホームページ	http://www.nagaokakyo-shakyo.jp
メール	kizuna@nagaokakyo-shakyo.jp

実施している事業は次のとおりです

- 重層的支援体制整備事業
- きずなと安心の地域づくり応援事業
- 生活支援体制整備における生活支援コーディネーター業務
- 成年後見制度利用促進体制整備事業
- くらしの資金貸付事業

※長岡京市社会福祉協議会

地域において住民が主体となり、社会福祉などに関連のある公私関係者の参加と協力を得ながら、市民福祉を増進することを目的とする社会福祉法人です。総合生活支援センターの運営と合わせて、障がい者生活支援事業(長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」)、ボランティアセンター(→P.84.85)、長岡京市東地域包括支援センター事業、地域福祉活動の支援事業、災害ボランティアセンター運営、生活福祉資金の貸付相談(→P.47)、福祉サービス事業(基準該当生活介護、ホームヘルプ、移動支援)、地域福祉権利擁護事業(→P.38)などいろいろな事業を行っています。

⑥ 長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」

長岡京市の在宅の障がい者の自立と社会参加促進のため必要な情報の提供や相談をはじめとする生活支援活動を行っています。ピアカウンセリングや聴覚に障がいのある方のためのいきいきサロンも行っています。

所在地	〒617-0833 長岡京市神足2丁目3番1号バンビオ1番館2階
連絡先	TEL 958-6912、FAX 958-6909
ホームページ	上記、長岡京市総合生活支援センターと同じ
メール	info@nagaokakyo-shakyo.jp

*対象者…長岡京市在住で障がいのある方

*相談方法…電話、FAX、訪問、来訪等どのような方法でも結構です

*開設日…月曜日～土曜日

*利用時間…8:30～17:00(窓口相談受付時間)

⑦ 乙訓ひまわり園相談支援事業所

乙訓地域の障がい児・者の地域生活を支えるための相談等を行っています。

所在地	〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪13番地1(阪急電車西向日駅徒歩15分)
連絡先	TEL 935-0101、FAX 935-0113
ホームページ	https://www.himawarien.net/

*対象者…長岡京市、向日市、大山崎町に住む障がい児・者とその家族

*相談方法…電話、FAX、訪問、来訪等どのような方法でも結構です

*開設日…月曜日～金曜日

*利用時間…8:30～17:30

⑧ 相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル

地域で暮らす障がい者の、憩いの場の提供や様々な生活上の相談を行っています。

所在地	〒617-0844 長岡京市調子2丁目5番7号 (バス停八角下車徒歩5分、阪急電車西山天王山駅徒歩5分)
連絡先	TEL 956-2543、FAX 956-2547

*対象者…障がい者とその家族(主に精神)

*相談方法…電話、面接等

*開設日…月曜日～土曜日(日、祝日、年末年始を除く)

*利用時間…9:30～17:30

*電話相談…【月～土】9:30～17:30 TEL 090-8759-4288

⑨ こらぼねっと相談支援センター

日々の暮らしの中で起きる困難や心配事に対する相談や、障がいのある方とその周辺に関わる方々の生活環境の調整をします。

所在地	〒617-0823 長岡京市長岡 1 丁目13-9
連絡先	TEL 953-4452、FAX 953-4457 (阪急長岡天神駅より徒歩 8 分)
ホームページ	http://www.kyoto-collabo.com/

*相談方法…まずはお電話ください。その後、相談員との面談日を調整します。

*開 設 日…月曜日～金曜日(土、日、祝日、年末年始を除く)

*利用時間…9:00～19:00

※緊急の場合はこの限りではありません

⑩ 乙訓ポニーの学校

18 歳未満の障がいのある方やそのご家族の方の相談に応じています。

所在地	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8
連絡先	TEL 952-5000、FAX 953-5200
ホームページ	https://www.otsufuku.com

*相談方法…予約制。まずはお電話ください。

*開 設 日…月曜日～金曜日(土日、祝日、年末年始を除く)

*利用時間…9:00～17:00

⑪ 重心児童デイ からふる・ぶらんしゅ

重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児、その家族の困りごと相談を行っています。

所在地	〒617-0006 向日市上植野町切ノ口6-1 ベル・ウィッシュ上植野1F
連絡先	TEL 925-7268、FAX 925-7269
ホームページ	https://www.karahuru.org

*相談方法…まずはお電話ください

*開 設 日…月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く)

*利用時間…9:30～18:00

⑫ 乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター

「聞こえ」に不安・不便を感じている方の相談支援を行っています。

所在地	〒617-0812 長岡京市長法寺谷山13番地1 多世代交流ふれあいセンター内
連絡先	TEL 874-4477、FAX 874-4478
ホームページ	京都市聴覚言語障害センター http://www.kyoto-chogen.or.jp/

*相談方法…まずはこちらへご連絡ください

*開設日…月・水・木・金曜日(火、土、日、祝日、年末年始を除く)

*利用時間…9:00～16:00

⑬ やよい工房久貝事業所(精神保健福祉相談)

精神保健福祉に関する困りごとについて、専門員による専門相談や訪問支援をおこなっています。

所在地	〒617-0837 長岡京市久貝2丁目2番11号
連絡先	TEL 952-9567

*相談方法…予約制。上記連絡先にお電話でご連絡ください。

*開設日時…水曜日 13:00～16:00(訪問支援の場合は応相談)

*相談場所…長岡京市役所新庁舎3階 障がい福祉課内

⑭ 乙訓やよい会(精神障がい者連絡員)

「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に基づき、障がいを理由とする差別や不当な取扱い、合理的配慮の不提供などに関する相談受付を行っています。

連絡先	TEL 080-8529-7060
-----	-------------------

*相談方法 … 上記連絡先にお電話でご連絡ください。

*開設日時 … 月曜日～金曜日 10:00～15:00

⑮ 乙訓障がい者虐待防止センター

乙訓地域の障がい者への虐待に関する通報や届け出を受け付けています。虐待を防ぐために、家族や事業所などの相談にも応じ、安定した生活や社会参加を支援します。

所在地	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17番地8 (乙訓福祉施設事務組合内)
連絡先	TEL 959-9085、FAX 959-9086 月～金(8:30～17:15) ※電話、メールによる通報や届出は時間外や土日祝日、年末年始も対応
メール	otsufuku-center@y-mobile.ne.jp

⑩ 乙訓障がい者基幹相談支援センター

乙訓地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施し、相談支援体制の充実を図ります。

所在地	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17番地8（乙訓福祉施設事務組合内）
連絡先	TEL 952-6521、FAX 959-9086 月～金(8:30～17:15) ※土日祝日、年末年始を除く
メール	otsufukukikan@rice.ocn.ne.jp

⑪ 京都府家庭支援総合センター

京都府では、児童虐待やDV、障がいのある方への支援など家庭内の様々な問題に総合的に対応する「家庭支援総合センター」を平成22年4月に開設しました。同センターは、京都児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合した機関です。

同センター障害相談係へ相談される方はあらかじめ障がい福祉課へ連絡してください。

◇相談・判定課 障害相談係

○身体障がい者の方が地域で安心して暮らせるよう、補装具の処方、適合判定を行うとともに、自立支援医療に関する相談を行っています。

○知的障がい者の方の療育手帳判定、個別支援相談等地域と連携した相談を行っています。

所在地	〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185番地1(五条坂バス停下車徒歩2分)
連絡先	TEL 531-9608(障害相談係) 月～金(8:30～17:15) ※土日祝日、年末年始を除く

⑫ 京都府精神保健福祉総合センター

電話相談員によるこころの健康相談電話を開設しております。また、事前に電話で予約をいただいたうえで来所相談も実施しています(京都市を除く京都府民対象)。また、精神科デイ・ケアも実施しています。デイ・ケアの利用をご希望の際は、主治医と相談のうえ見学の申し込みをしてください。

所在地	〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町120番地（京都市営地下鉄くいな橋駅下車すぐ）
こころの健康相談電話	TEL 645-5155 月～金(9:00～12:00、13:00～16:00) ※祝日、年末年始を除く
精神科デイ・ケアの見学	TEL 641-1890(電話で予約してください)

①⑨ 京都府発達障害者支援センター「はばたき」

発達障がいのある方、またそのご家族が、地域の中で安心して生活できるように、各関係機関と連携しながら支援を行っています。発達障がいの診断がない方に対しても、ご本人、ご家族の不安に寄り添った相談をしています。また、相談内容に合わせて適切な機関を紹介させていただくこともあります。

地域の身近な相談場所として、圏域支援センターを府内6圏域に配置しています。乙訓圏域は、「乙訓ひまわり園 地域連携室(電話 075-935-0101)」です。

所在地	【はばたき】 〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町120番地 京都府精神保健福祉総合センター内
連絡先	【はばたき】 TEL 644-6565 FAX 644-6567
電話相談	【はばたき】TEL 644-6565 月～金 9:00～12:00、13:00～16:00 ※土日祝日、年末年始を除く

②⑩ 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」

病気や障がいがあることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもとご家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活できるよう関係機関との連携を進めます。

電話相談	TEL 414-5120 平日9:00～16:00(祝日・年末年始を除く) (京都府庁 1号館 4階健康福祉部障害者支援課内)
------	---

②⑪ 京都府自殺ストップセンター

京都府では、死にたいほどのつらい悩みについて、臨床心理士や精神保健福祉士、社会福祉士などの専門家による相談窓口を設置しています。

問題に応じて、時には関係機関と連携しながら、問題解決に向けて一緒に考えます。

電話相談	TEL 0570-783-797 年中無休 24時間
------	-------------------------------

② 京都難病相談・支援センター

京都難病相談・支援センターでは、難病のある方やそのご家族の療養生活や就労に関する悩みや不安に対し、電話又は面接による個別相談を行っています。また、難病に関する情報の発信や講演会・研修会の開催、ボランティアの育成など、各種事業に取り組んでいます。

所在地	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 1 号館 1 階
連絡先	TEL 414-7830 FAX 414-7832
電話相談	TEL 414-7830 月～金 9:00～12:00、13:00～16:00
面接相談	予約優先制です。 保健師・看護師等が対応します。

(2)就職に関する相談

① しょうがい者就業・生活支援センター「アイリス」

障がいのある方を対象に就業支援や就業上で課題となる生活支援を行っています。ハローワークや関係機関と連携しながら支援を行っています。障がい者雇用を考えている、既に雇用している事業主の相談にも対応しております。必要に応じて、職場に適応できるようフォローアップも行っています。
※職業紹介は行っていません。

所在地	〒617-0833 長岡京市神足2丁目3番1号 バンビオ1番館7階
連絡先	TEL 952-5190(相談専用)952-5180(代表) FAX 952-5175
ホームページ	http://www.nagaoka.or.jp/iris/about/index.html

*対 象 者…乙訓圏域にお住まいの障がい者とその家族、事業主の方

*相談方法…面談、電話等(※事前に電話でご予約をお願いします)

*開 設 日…月曜日～土曜日

*利用時間…9:30～17:00(日、祝日、年末年始を除く)

② 京都障害者職業相談室

障がいのある方を対象に担当者制による職業相談、職業紹介及び就職後の職場定着支援等を実施しています。また、各関係機関と連携しつつ、助成金制度やトライアル雇用制度、職業訓練などの援護制度も必要に応じて活用し、就職の促進と職業の安定に努めています。

所在地	〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803 ハローワーク京都七条4階(京都駅ビル西側)
連絡先	TEL 341-2626、FAX 341-2612

*相談方法…直接来室してください。2回目以降は予約対応になります。

*開 庁 日…月曜日～金曜日(土、日、祝日、年末年始を除く)

*開庁時間…8:30～17:15

※初めてご利用される場合は、障がい者手帳等をご持参ください。

③ 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部 京都障害者職業センター

障がいのある方や障がいのある方に対して、就職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の職業リハビリテーションサービス(職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等)をハローワーク、就労支援機関等と密接な連携のもとに行っています。加えて、うつ病等の精神疾患で休職されている方に対する職場復帰支援を行っています。

また、事業主の方に対して、障害者雇用に関する相談・支援、関係機関に対して職業リハビリテーションの技術的事項に関する助言・援助(支援スキルに関する研修等)を行っています。

所在地	〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803 ハローワーク京都七条5階(京都駅ビル西側)
連絡先	TEL 341-2666、FAX 341-2678
ホームページ	https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/kyoto/index.html (法人: https://www.jeed.go.jp/)

*相談方法…あらかじめ電話などで予約してください。公共職業安定所で職業相談を行っている方は、ハローワークを通じてお申し込みください。

*開 設 日…月曜日～金曜日(土、日、祝日、年末年始を除く)

*利用時間…8:45～17:00 ※相談や各種支援に費用はかかりません。

(3)身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づき、市から委嘱を受けています。

心身障がい者のどのような問題でも相談に応じますので、いつでもお気軽にご連絡ください。

また、「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に基づいて、差別や合理的配慮の不提供などに関する相談も受け付けています。

※相談員に直接連絡し、相談することもできます。連絡先は障がい福祉課へお尋ねください。

ア. 身体障がい者相談員

長岡京市に住んでいて、いずれかの身体障がいがある方。自分の経験に基づき相談活動をしています。

氏 名	区 分	校区
河 村 優 子	視 覚	神足小
後 藤 悦 子	視 覚	長法寺小
塩 満 喬 子	聴 覚	七小
勝 山 靖 子	聴 覚	—
高 橋 博	肢 体	六小
梅 林 妙 子	肢 体	長法寺小
畑 奈保美	肢 体	八小

イ. 知的障がい者相談員

長岡京市に住んでいて、知的障がいがある子どもの保護者。障がいのある子どもを育ててきた経験を活かして相談活動をしています。

氏 名	校区
小 林 整	長法寺小
井 口 巖	十小
松 本 正義	三小

ウ. 心身障がい者相談

毎月18日(土・日・祝日の場合は翌平日)の13:00～16:00(4・10 月は 14:00～16:00)に新庁舎3階で実施しています。(相談員が毎回2名以上で担当しています。事前の予約は不要、無料です。)

相 談 日	曜日	相談員氏名		相談員氏名	
4月18日	金	全員			
5月19日	月	塩 満 喬 子	聴覚	梅 林 妙 子	肢体
6月18日	水	畑 奈保美	肢体	松 本 正 義	知的
7月18日	金	後 藤 悦 子	視覚	勝 山 靖 子	聴覚
8月18日	月	河 村 優 子	視覚	小 林 整	知的
9月18日	木	塩 満 喬 子	聴覚	井 口 巖	知的
10月20日	月	全員			
11月18日	火	勝 山 靖 子	聴覚	松 本 正 義	知的
12月18日	木	河 村 優 子	視覚	高 橋 博	肢体
1月20日	火	後 藤 悦 子	視覚	高 橋 博	肢体
2月18日	水	畑 奈保美	肢体	小 林 整	知的
3月18日	水	井 口 巖	知的	梅 林 妙 子	肢体

こんなときは障がい者相談員にご相談を



他にも、行政に相談をするのはハードルが高いと感じている方、当事者にしか分からない悩みや苦しみな
どを抱えている方のお力になれるかもしれません。いつでもご相談ください。

※障がい者相談員は個人情報の取扱いについて保護及び守秘義務があります。

安心してご相談ください。

相談をしたいとき

*相談員に直接連絡

前ページに掲載のある、電話・FAX へご相談ください。

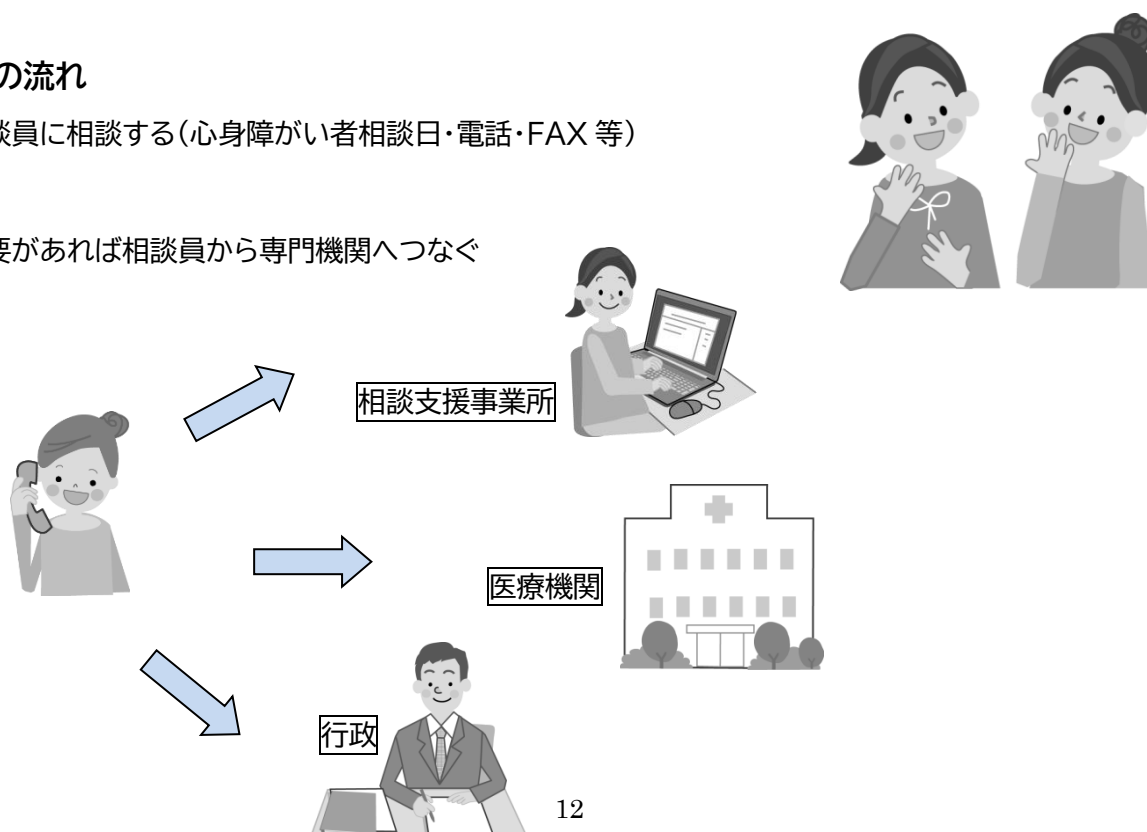
*心身障がい者相談日に参加

自分の悩みを聞いてほしい、当事者のお話を聞きたいなど、なんでも構いませんので、お気軽にお越し
ください。相談したい種別の相談日にお越しください。

相談の流れ

①相談員に相談する(心身障がい者相談日・電話・FAX 等)

②必要があれば相談員から専門機関へつなぐ



(4)その他の相談

①児童に関する相談

就学に関すること	学校教育課 TEL 955-9544、FAX 951-8400
教育相談・就学上の諸問題に関すること	教育支援センター（バンビオ1番館5階） TEL 963-5533 FAX 963-5517 ※長岡京市公式 LINE から予約できます。 
保育所等入所に関すること	子育て支援課 TEL 955-9518、FAX 952-0001
子育て、家庭の悩みなど	こども家庭センター TEL 953-7710、FAX 955-2054

②視覚障がい者に関する相談

目が不自由な方の生活相談全般	社会福祉法人京都視覚障害者支援センター TEL 333-0171、FAX 333-0172
歩行、パソコン、携帯、点字、調理などの日常に関わる訓練等 (ご相談内容によっては訪問も可能です)	障害者支援施設 鳥居寮 TEL 463-6455
京都府南部サテライト事業「お困りごとはありませんか？」 京都府南部在住の視覚に障がいのある方を対象に、相談や情報提供、各種訓練(点字・パソコン・プレクストーク・白杖の使い方など)を定期的実施しています。参加費無料。	

③高齢者に関する相談

在宅の高齢者とそのご家族からの生活全般についてのさまざまなご相談を受けて、総合的な保健・福祉・介護等のサービスが利用できるように支援する相談窓口を設置しています。お住まいの中学校区にある地域包括支援センターの窓口へお気軽にご相談ください。

おおむね長岡中学校区 ●長岡京市東地域包括支援センター TEL 963-5508 FAX 958-6909	おおむね長岡第三中学校区 ●長岡京市南地域包括支援センター TEL 957-1119 FAX 957-1130
おおむね長岡第二中学校区 ●長岡京市北地域包括支援センター TEL 955-9007 FAX 955-4232	おおむね長岡第四中学校区 ●長岡京市西地域包括支援センター TEL 323-7889 FAX 951-2211

※地域包括支援センターの担当地域が一部中学校区と異なる場合があります。詳しくは、各支援センターまでおたずねください。

④権利擁護・専門相談に関すること

福祉サービス利用援助事業について (地域福祉権利擁護事業) P.38 参照	長岡京市社会福祉協議会(バンビオ1番館2階) TEL 958-6912 FAX 958-6909 京都府社会福祉協議会 福祉部生活支援課 TEL 252-2151、FAX 252-6310 (平日8:30~12:00、13:00~17:15)
権利擁護等、障がい者に係る相談について (無料)	京都府障害者相談センター(京都障害児者親の会協議会) ①電話相談:平日10:00~17:00(時間外は留守番電話で対応) ②弁護士による専門相談 毎月 第3火曜日(13:30~16:30、1件につき1時間以内、予約が必要です) TEL・FAX 702-1190
福祉サービスの苦情解決について	京都府福祉サービス運営適正化委員会(京都府社会福祉協議会内) TEL 252-2152 (月~金曜日:9:00~16:30、祝日・年末年始を除く) FAX 212-2450 ホームページ https://www.kyoshakyo.or.jp/service/proper-committee/
成年後見制度について	(公社)成年後見センター・リーガルサポート京都支部 (京都司法書士会内) TEL 255-2578、FAX 222-0466 (受付時間 平日9:00~17:00) 無料相談会 ①毎週土曜日(※祝日、年末年始を除く)、 相談時間 10:00~12:00(※要予約) ②電話相談:毎週水曜日14:00~16:00 TEL 223-3301 (※予約不要。上記開催時間内しかつながりません) (※祝日、年末年始除く) ホームページ http://www.ls-kyoto.jp/
成年後見制度や、法的な支援(財産管理・介護福祉・精神保健など)について	京都弁護士会高齢者・障害者支援センター(京都弁護士会館内) <高齢者・障害者相談> 受付・予約 TEL 231-2378 毎月第1・3木曜日 13:15~16:15 予約制 45分 5,500円 <高齢者・障害者よろず相談> TEL 253-6000 毎週火曜日13:15~15:45 無料の電話相談(20分以内) 成年後見制度の概要については、P.37を参照。

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に規定する特定相談について	次の特定相談について京都府障害者支援課内に広域専門相談員、市町村に地域相談員を置き、障がいのある方や事業者等からの相談に応じています。 ・不利益取扱いによる障がい者の権利利益の侵害に関する事 ・合理的配慮に関する事 ・障がい者に不快の念を起こさせる言動に関する事 ・障がい者虐待に関する事 ・障がい及び性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合の、その状況に応じた適切な配慮に関する事 【広域専門相談員の連絡先】 TEL 414-4609 (業務日及び業務時間:平日8:30~17:15) FAX 414-4597(京都府障害者支援課兼用) メール kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp(相談専用) (※原則次の業務日に対応します) 長岡京市の地域相談員は身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が担っています。連絡先については、P.11を参照。
京都府「障害者の明るい暮らし」促進事業 「ストーマと生活の相談会」	ストーマのケアについて日常の困りごとや工夫していることなどを専門の医師や認定看護師を交えて個別相談会を毎月第二日曜日の午後1時30分から3時30分まで、京都市の「ひとまち交流館」で実施しています。参加費は無料。ご家族の方でも構いませんが、参加については、(公社)日本オストミー協会京都府支部小田原までお問い合わせください。 公益社団法人日本オストミー協会京都府支部 小田原 TEL 0774-46-5225 FAX 同上

2. 障がい者手帳

(1)身体障害者手帳

ア 身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が各種援助を受けやすくするためのものです。

手帳を持つことで不都合が生じることはありません。本人(15 歳未満の児童の場合は保護者)が希望すれば申請できます。

身体の状態が身体障害者障害程度等級表(障がい者福祉のしおり「巻頭・福祉制度・施策一覧」の裏面参照)に当てはまるかどうかは、指定医の意見に基づき、京都府が審査します。

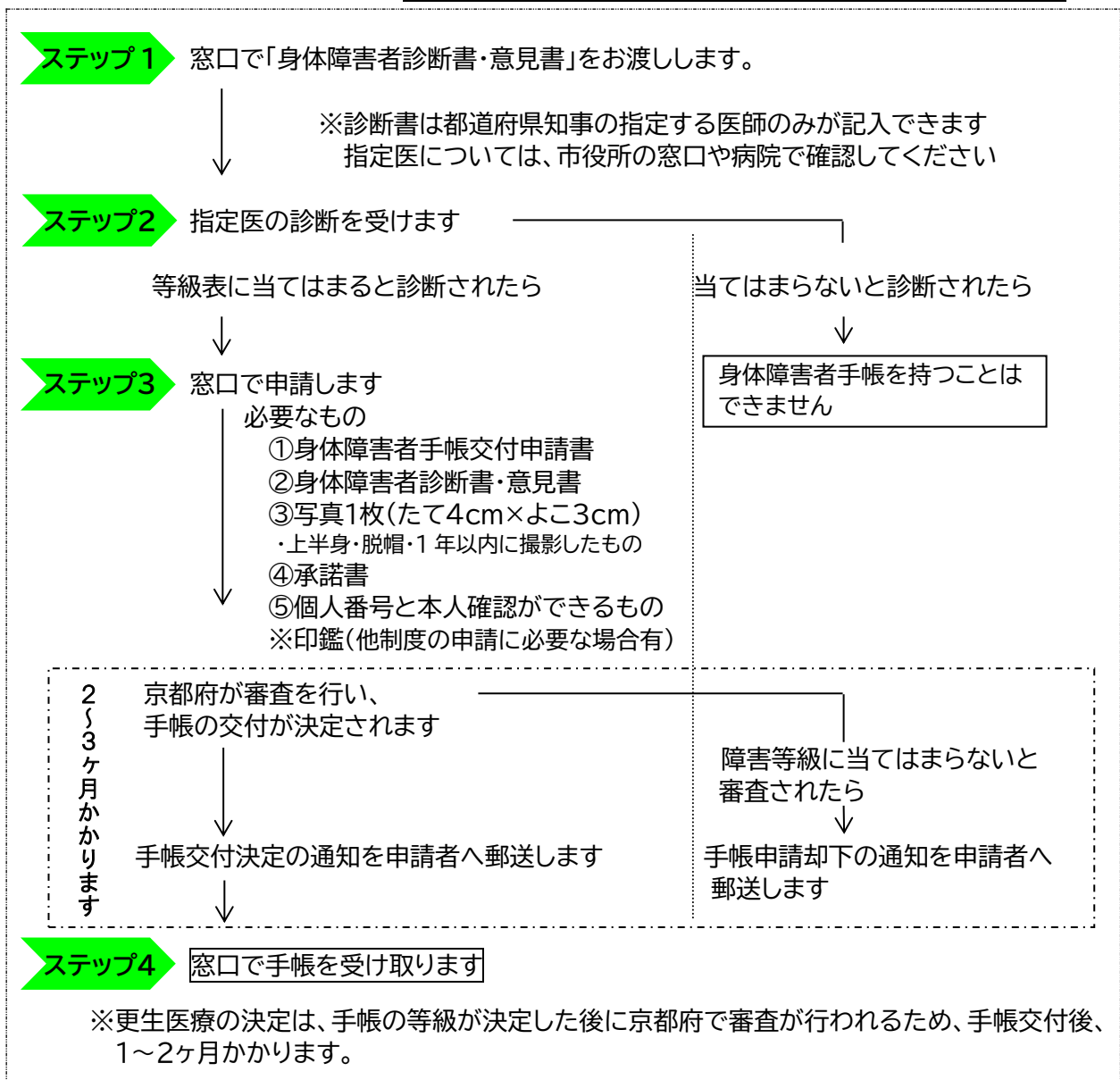
※指定医が診断書に記載した等級と、京都府が最終的に決定する等級は異なることがあります。

また、自立支援医療(更生医療)などの「他制度」と同時に申請ができます。

イ 身体障害者手帳の交付申請手順

申請手続き・交付の窓口は、長岡京市 障がい福祉課です。

京都府での審査が必要なため、窓口での申請から手帳交付まで平均で2～3ヶ月かかります。



ウ その他の手続き

- ・住所や氏名が変わったときは届け出が必要です。
- ・身体状況が変わったと思われるときは再交付の申請ができます。

以下の表で○のついているものを持って、窓口へお越しください。

(長岡京市外へ引越しされる場合は新しい居住地の福祉事務所で手続きをしてください。)

(施設等への入居に伴う住所変更の場合は、長岡京市で手続きが必要な場合があります。対象となる施設については事前にご確認ください。)

区 分		写真 1 枚 (縦4×横3)	診断書 (指定医 のもの)	承諾書 (*)	個人番号と 本人確認が できるもの	旧手帳
新 規	初めて手帳を申請するとき	○	○	○	△	×
再交付	等級が変わるとき	○	○	△	△	○
	新たな障がい加わるとき	○	×	△	△	×
	紛失したとき	○	×	△	△	○
変 更	住所が変わったとき	△	×	△	△	○
	氏名が変わったとき	○	×	△	△	○
返 還	手帳所持者が亡くなったとき 障がい程度に該当しなくなったとき	×	×	×	△	○
再認定	再認定の期日が近づいたとき	○	○	△	△	○

* 承諾書

手帳の申請や、各種のサービスの申請・利用時に障がい者の住民票等の世帯の状況や、自己負担額等の算定に必要な市民税等に関する調査を長岡京市が行うために、提出していただきます。

※他制度の申請にあたり、上記に加え印鑑が必要となる場合があります。

※写真は、帽子や色つき眼鏡を着用していないもの。変色しやすいもの、剥^{はが}れやすいものは不可です。

※再認定日付のある手帳を持つ方には、京都府から再認定日の2～3ヶ月前に診断書が郵送されますので、指定医の診断を受け再認定の申請をしてください。京都府の審査により障害等級に当てはまらなと審査された方は手帳の返還手続きが必要です。

※手帳は他人に譲渡・貸与はできません。

※15歳未満の児童については、保護者が代わって申請してください。

エ 診断書料助成

長岡京市では、身体障害者手帳申請のために支払った診断書料について、市町村民税非課税世帯の方を対象に2,000円まで実費分の助成を行っています(消費税は含みません)。

申請には、①診断書料領収書、②振込先のわかるもの、③非課税証明書(転入された方など長岡京市に課税情報がない方のみ)が必要です。

申請手続きの窓口は、長岡京市 障がい福祉課(電話番号 955-9710)です。

(2)療育手帳

ア 療育手帳について

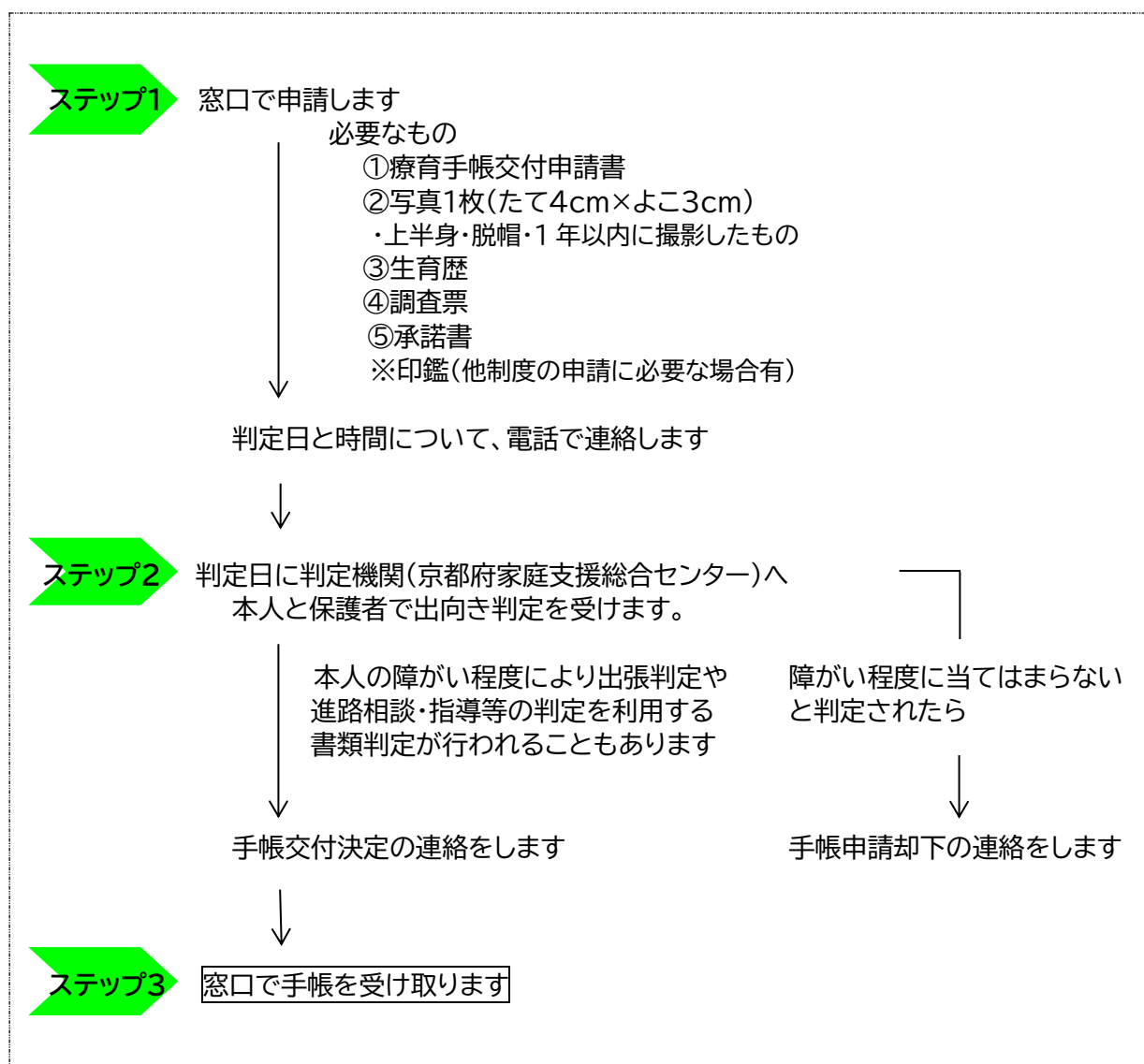
療育手帳は、知的障がいのある方が各種援助を受けやすくするためのものです。

手帳を持つことで不都合が生じることはありません。本人か保護者が希望すれば申請できます。

知的障がいがあるかどうかは京都府家庭支援総合センターで判定します。障がいの程度によってA(重度)とB(中度・軽度)に分けられます。

イ 療育手帳の交付申請手順

申請手続き・交付の窓口は、長岡京市 障がい福祉課です。



ウ その他の手続き

・再判定について

手帳に次回判定年月の記載がされている方は、後日再判定が必要です。再判定の4ヶ月前頃に京都府から再判定の手続きのお知らせと申請書類が郵送されますので、障がい福祉課にて再判定の申請をしてください。

※再判定不要と書いてある手帳を持つ方は、再判定の必要はありません。

・住所や氏名が変わったときは届け出が必要です。

以下の表で○のついているものを持って、窓口へお越しください。

(長岡京市外へ引越しされるときは、新しい居住地の福祉事務所で手続きしてください。)

区 分		写 真 (4×3)	旧 手帳	申 出 書	(*) 承 諾 書	生 育 歴	調 査 書
新 規	初めて手帳を申請するとき	○	×	×	○	○	○
転 入	他府県や、京都市から転入されたとき	○	○	○	○	○	○
再判定	再判定の申請をするとき	○	○	×	△	×	○
再交付	紛失したとき	○	×	×	△		
	破損したとき	○	○	×	△		
変 更	住所が変わったとき	×	○	×	△		
	氏名が変わったとき	○	○	×	△		
返 還	手帳を持っていた方が亡くなったとき	×	○	×	×		

*承諾書

手帳の申請や、各種のサービスの申請・利用時に障がい者の住民票等の世帯の状況や、自己負担額等の算定に必要な市民税等に関する調査を長岡京市が行うために、提出していただきます。

※生育歴は一度提出いただくと、再判定等の手続きでは必要ありません。

※手帳は他人に譲渡・貸与はできません。

※他制度の申請にあたり、上記に加え印鑑が必要となる場合があります。

(3)精神障害者保健福祉手帳

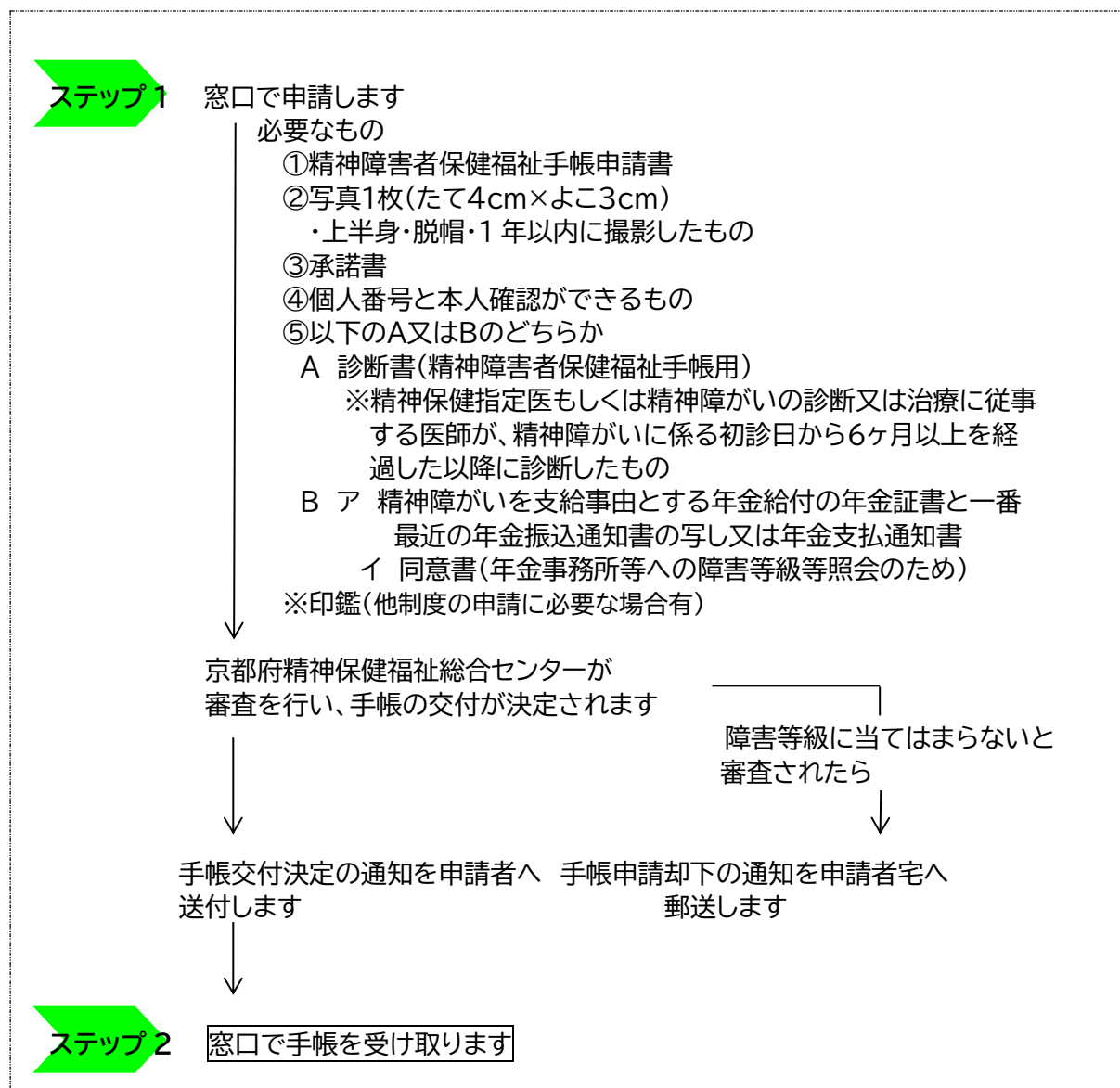
ア 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある方が各種援助を受けやすくするためのものです。手帳を持つことで不都合が生じることはありません。本人が希望すれば申請できます。

障がいの程度によって1級から3級に分けられます(療育手帳の対象となる知的障がいは除かれます)。手帳の有効期限は2年です。

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付申請手順

申請手続き・交付の窓口は、長岡京市障がい福祉課です。



ウ その他の手続き

・手帳の有効期限

手帳の有効期限は2年です。有効期間の延長を希望する場合は手帳の更新手続きが必要です。

※有効期限の更新申請は新規手続きと同じです。手帳の有効期限の3か月前から行うことができます。手帳の有効期限後3ヶ月が経過してからの申請は、新規申請扱いとなります。

なお、期限が近づいてもお知らせの通知等は差し上げませんのでお気をつけください。

・住所や氏名が変わったときは届け出が必要です。

・障がいの状況が変わったと思われるときは再交付の申請ができます。

以下の表で○のついているものを持って、窓口へお越しください。

(長岡京市外へ引越しされる場合は新しい居住地の担当課で手続きをしてください。)

区 分		診断書	年金証書と 年金振込通知書か 年金支払通知書	写真 (4×3)	承諾書 (*)	個人番号と 本人確認が できるもの	旧手帳
新規	初めて手帳を申請するとき	○		○	○	○	×
再交付	等級が変わるとき	○		○	△	○	○
	紛失したとき	×		○	×	×	×
	破損したとき	×		○	×	×	○
変更	住所が変わったとき(府内)	×		×	△	○	○
	〃 (府外・京都市)	×		○	△	○	○
	氏名が変わったとき	×		×	△	○	○
返還	手帳を持っていた方が亡くなったとき 障がい程度に該当しなくなったとき	×		×	×	×	○
更新	有効期限が近づいたとき	○		★	△	○	○

※他制度の申請にあたり、上記に加え印鑑が必要となる場合があります。

*承諾書

手帳の申請や、各種のサービスの申請・利用時に障がい者の住民票等の世帯の状況や、自己負担額等の算定に必要な市民税等に関する調査を長岡京市が行うために提出していただきます。

※「★」は、写真を添付せずに申請し、認定後に手帳の更新の記録欄で証明を受けることもできます。

(申請時点で有効期限が切れたもの、等級が変更になる場合は、新しい写真が必要です。)

※手帳は他人に譲渡・貸与はできません。

エ 診断書料助成

長岡京市では、精神障害者保健福祉手帳申請のために支払った診断書料について、市町村民税非課税世帯の方を対象に 2,000 円まで実費分の助成を行っています(消費税は含みません)。

申請には、①診断書料領収書、②振込先のわかるもの、③非課税証明書(転入された方など長岡京市に課税情報がない方のみ)が必要です。

申請手続きの窓口は、長岡京市 障がい福祉課(電話番号 955-9710)です。

日常生活の 困りごとへの支援



外出

- 手話通訳者等派遣.....P.31
- 車いすの貸し出し.....P.33
- 交通費割引.....P.52
- ヘルパー派遣.....P.61, 65

医療・健康

- 医療費助成.....P.39
- 医療費控除.....P.41
- 健康管理.....P.42
- 車いす受診可能歯科医院
.....P.98~99
- 乙訓地域医療機関
.....P.107~109

補助・道具

- 補装具.....P.23
- 日常生活用具.....P.25
- 住宅改造.....P.29

収入・支出

- 年金.....P.43
- 手当・助成等.....P.44
- 減免(税).....P.49
- その他の免除.....P.55

(1)補装具費の給付・借受け

身体障がい者(児)の障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするために、下記の表の補装具の購入と修理を行うための費用(補装具費)を給付しています。補装具には、耐用年数が定められていて、その間は原則として再購入の費用は給付されず、修理費用の給付を受けて修理しながら使うことになります。

補装具の種類によっては、はじめに京都府家庭支援総合センターの判定が必要な場合があります。(京都府家庭支援総合センターの巡回更生相談もあります。)

また、平成25年4月から難病のある方(国の定める対象疾患のみ)も補装具の支給対象となりました。

障がい種別	補装具の種類
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、イヤモールド、人工内耳用音声信号処理装置(修理のみ)
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、重度障害者意思伝達装置 (18歳未満) 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助用具
難病	「対象者」に準ずると認められる場合に支給されます。

※介護保険の対象となる方は、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえは介護保険制度による補装具として貸与されるため、補装具費としての給付対象外です。ただし、医師、京都府家庭支援総合センター等により、障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断されるときは、補装具費による給付も可能な場合があります。

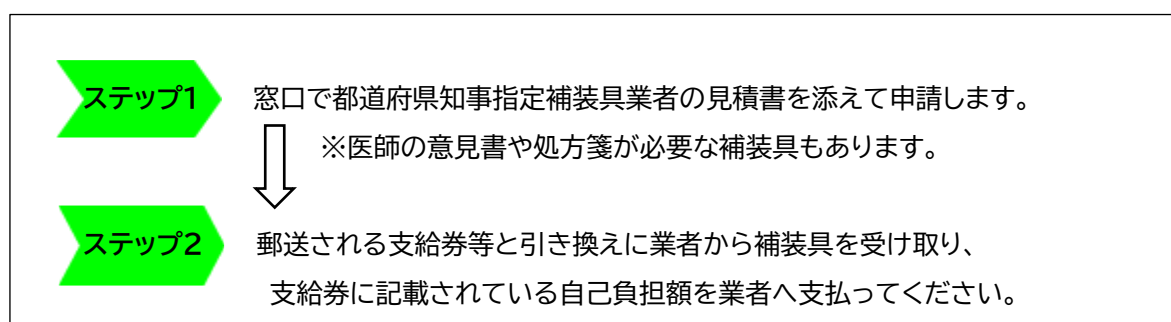
《介護保険制度については P.94 参照》

※労働者災害補償対象の方は、労災から支給される補装具が優先となります。また、健康保険各法や戦傷病者特別援護法による給付もあります。

※治療用の補装具は、医療保険による給付となります。

補装具の交付・修理手順

窓口は長岡京市 障がい福祉課です。



補装具費の給付を受けるときは、原則として補装具費用の 1 割が自己負担となりますが、給付を受ける方などの市民税課税状況により、自己負担月額には上限が設けられています。

		自己負担上限月額			
		国制度		市制度による軽減後	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
市民税 課税世帯	所得割 46 万円以上	補装具費用の 全額自己負担	37,200 円	補装具費用の 全額自己負担	37,200 円
	所得割 16 万円以上	37,200 円		37,200 円	18,600 円
	所得割 16 万円未満			18,600 円	
市民税非課税世帯・生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円

・補装具は、身体障がい者の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入することが原則になりますが、平成30年4月から、借受けによることが適当であると判断できる次の場合に限り、借受けが可能となりました。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具の交換が必要であると認められる場合
- ② 障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

・借受けの対象となる種目については次のとおりです。

- ① 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③ 歩行器
- ④ 座位保持椅子

・難聴児発育支援事業(補聴器購入費の助成)について

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴のある児童(①～④すべてを満たす者)に、言語・コミュニケーション能力の習得や生活・社会適応訓練を促進し、健全な発育を支援するため、補聴器購入及び修理にかかる費用の助成を行います。

- ①保護者が長岡京市在住
- ②両耳の聴力レベルが30デシベルから70デシベルの身体障害者手帳交付対象外の人(※1)
- ③補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する人
- ④0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日までの人

世帯収入に応じて助成率が変わります。(※2)

- ①市町村民税課税世帯(46万円未満) ⇒ 3分の2を助成
- ②市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯 ⇒ 全額助成

※1. 30デシベル未満でも指定の医師が装用を認めた場合は対象になります。

※2. 市町村民税所得割が46万円以上の方がいる世帯や他の法令等で助成を受けているときは対象となりません。

(2)日常生活用具の給付・貸与

在宅で重度の障がい者(児)の日常生活の便宜を図るために、以下の表に示す日常生活用具の給付や貸与を行っています。世帯の所得により一部又は全額自己負担があります。また、種目ごとに耐用年数が定められており、その間は原則として再給付されず、修理して使うことになります。ただし、修理の費用については助成の対象とはなりません(人工内耳用体外装置を除く)。

また、平成25年4月から難病のある方(国の定める対象疾患のみ)も日常生活用具の支給対象となりました。申請手続きは補装具費とほぼ同じです。

区分	種目	基準額	対象者・条件等	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	8
	特殊マット	19,600 円	下肢又は体幹機能障がい 1 級(常時介護を要するものに限る。)で、原則として 18 歳以上のもの	5
			下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で、原則として 3 歳以上のもの 重度又は最重度の知的障がい	
	特殊マット (多層空気構造等の除圧機能有)	100,000 円	下肢又は体幹機能障がい 1 級(常時介護を要するものに限る。)で、原則として 18 歳以上のもの	5
			下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で、原則として 3 歳以上のもの 重度又は最重度の知的障がい	
	特殊尿器	67,000 円	下肢又は体幹機能障がい 1 級(常時介護を要するものに限る。)で原則として学齢児以上のもの	5
	入浴担架	82,400 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。)で原則として 3 歳以上のもの	5
	体位変換器	15,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上(着衣交換等にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。)で原則として学齢児以上のもの	5
	移動用リフト(工事を伴わない)	375,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上のもの	4
	移動用リフト(工事を伴う)	(本体価格) 500,000 円 (工事費) 50,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上のもの	10
	移動用リフト用スリングシート	52,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上のもの	2
	階段昇降機(工事を伴う)	(本体価格) 500,000 円 (工事費) 50,000 円	下肢、体幹機能又は内部障がい 2 級以上で移動が困難なもの	10
	段差昇降機(工事を伴う)	(本体価格) 500,000 円 (工事費) 50,000 円	下肢、体幹機能又は内部障がい 2 級以上で移動が困難なもの	10
	装具対応靴	10,000 円	下肢機能障がい有し、下肢装具を装着する原則として 3 歳以上のもの	3
	訓練いす	33,100 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上 18 歳未満の身体障がい児	5
	訓練用ベッド	159,200 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として学齢児以上の身体障がい児	8

区分	種目	基準額	対象者・条件等	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000 円	下肢又は体幹機能障がいであって、入浴に介助を要するもので原則として 3 歳以上のもの	8
	便器(手すりを含む。)	25,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上のもの	8
	歩行補助杖(T 字状又は棒状の一本杖)	3,600 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいである原則として学齢児以上のもの	3
	移動・移乗支援用具	60,000 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とするもので原則として 3 歳以上のもの	8
	頭部保護帽	12,160 円	てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい及び精神障がいそれぞれ原則として 3 歳以上のもの	3
		(レディメイド、スポンジ・革を主材料とするもの)		
		(レディメイド、スポンジ・革・プラスチックを主材料とするもの)		
		(オーダーメイド、スポンジ・革を主材料とするもの)		
		(オーダーメイド、スポンジ・革・プラスチックを主材料とするもの)		
	特殊便器	151,200 円	上肢障がい 2 級以上の身体障がい及び療育手帳 A のもので訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なものでそれぞれ学齢児以上のもの	8
	火災警報器	15,500 円	身体障がいの等級が 2 級以上のもの又は療育手帳 A のもので、いずれも火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの(1 世帯に 2 台を限度とする。)	8
	自動消火器	28,700 円	身体障がいの等級が 2 級以上のもの又は療育手帳 A のもので、いずれも火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	8
	電磁調理器	41,000 円	視覚障がい 2 級以上であって視覚障がい 2 級以上のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの又は療育手帳 A であって原則として 18 歳以上のもの。	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	10
	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400 円	聴覚障がい 2 級以上で聴覚障がいをするもののみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもので日常生活上必要と認められる原則として学齢児以上のもの	10
	車いす用レインコート	13,000 円	上肢、下肢、体幹機能又は内部障がい 2 級以上で、車いすを使用する原則として学齢児以上のもの	5
	自助具(食事用具、調理器具、ドアノブ後付レバー、リーチャー、靴下エイド)	10,000 円	上肢、下肢、体幹機能又は内部障がい 2 級以上で、原則として 3 歳以上のもの	5

区分	種目		基準額	対象者・条件等	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器		51,500 円	腎臓機能障がい 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもので原則として 3 歳以上のもの 腎臓機能障がい 3 級以上で原則として 3 歳以上 18 歳未満の障がい児	5
	ネブライザー(吸入器)		36,000 円	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい有し、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	5
	電気式たん吸引器		56,400 円	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい有し、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	5
		(ネブライザーとの両用器は 80,000 円)			
	酸素ボンベ運搬車		17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	10
	視覚障がい者用体温計(音声式)		9,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	5
	視覚障がい者用体重計		18,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	5
	動脈中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		157,500 円	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい有し、必要と認められるもの	5
	視覚障がい者用血圧計(音声式)		15,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	5
	自家発動発電機またはポータブル蓄電池		上限 150,000 円 (同時申請の場合、複数交付可)	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がいもしくは難病を有し、人工呼吸器、酸素濃縮器等の日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用しているもの	6
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		98,800 円	音声・言語機能障がい児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がい有するもので原則として学齢児以上のもの	5
	情報・通信支援用具	PC関連	100,000 円	視覚又は上肢機能障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの 視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	6
		視覚障がい者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ	30,000 円		
	点字ディスプレイ		383,500 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	6
	点字器(点筆含む。)	標準	10,800 円	視覚障がい児・者で点字器を必要とするもの	7
		携帯用	7,500 円		
	点字タイプライター		74,000 円	視覚障がい 2 級以上で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	5
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	(録音再生機)	85,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	6
		(再生専用機)	48,000 円		
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		115,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	6
	視覚障がい者用拡大読書器		198,000 円	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの	8
	視覚障がい者用時計	触読式	10,300 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	5
		音声式	13,300 円		
	聴覚障がい者用通信装置		71,000 円	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がい有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5
	聴覚障がい者用情報受信装置		88,900 円	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6
	人工喉頭	笛式	8,500 円	喉頭を摘出したもの	4
		電動式	75,500 円	喉頭を摘出したもの	5

区分	種目	基準額	対象者・条件等	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人工内耳用体外装置	購入 200,000 円	18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある人工内耳装用 5 年以上経過の聴覚障がい児(医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断されたものに限る)	5
		修理 30,000 円	18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児(医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の修理ができないと判断されたものに限る)	—
	人工内耳用電池	3,000 円 (1 か月分)	18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児	—
	福祉電話	—	聴覚障がい又は外出困難な程度の身体障がい有するもの(それぞれ原則として 2 級以上)であって原則として学齢児以上であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者(障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの)	—
	視覚障がい児・者用ワードプロセッサ	—	視覚障がいであって、原則として学齢児以上	—
	点字図書	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者とし、年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とする。(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具(消化器系)	8,858 円 (1 か月分)	直腸機能障がい	—
	ストーマ装具(尿路系)	11,639 円 (1 か月分)	膀胱機能障がい	—
	紙おむつ等	12,000 円 (1 か月分)	3 歳以上であって、次の 4 点のいずれかに該当するもの 1 直腸又は膀胱機能障がい児・者で、ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具の使用が困難なもの 2 直腸又は膀胱機能障がい児・者で、先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機能障がいのあるもの 3 脳性麻痺等脳原性運動機能障がい(概ね 3 歳未満の乳幼児期に発現した非進行性脳病変によつてもたらされたものに限る。)により、排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難なもの(「脳原性運動機能障がい」の身体障害者手帳を所持する場合又は「肢体不自由」の身体障害者手帳を所持するもので脳性麻痺等が明らかであり、かつ、全身性の障がいであることが確認できる場合に限る。) 4 療育手帳 A であって、排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難なものとして、医師等の診断により確認できるもの。	—
	収尿器	(男性用・普通型)	高度の排尿機能障がい	1
		(男性用・簡易型)		
		(女性用・普通型)		
		(女性用・簡易型、採尿袋 20 枚を 1 組とする。)		

※ストーマ装具・紙おむつ・人工内耳用電池は、申請日の属する月から6か月分を上限として一括して給付申請することができます。ただし、この場合において申請日の属する年度を超える月分については、当該年度において申請することができません。

※介護保険の対象となる方は、特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器については、介護保険制度により貸与・購入されるため、障がい者福祉サービスの日常生活用具としては給付対象外です。
《介護保険制度については P.95参照》
※緊急通報装置は高齢介護課が担当です。
※小児慢性特定疾病児童日常生活用具については P.42参照。

日常生活用具の給付を受けるときは、原則として各用具の1割が自己負担となりますが、給付を受ける方などの市民税課税状況により、自己負担月額には上限が設けられています。

		自己負担上限月額
市民税課税世帯	所得割 46 万円以上	日常生活用具費用の全額自己負担
	所得割 16 万円以上	37,200 円
	所得割 16 万円未満	18,600 円
市民税非課税世帯・生活保護世帯		0 円

(3)住宅助成

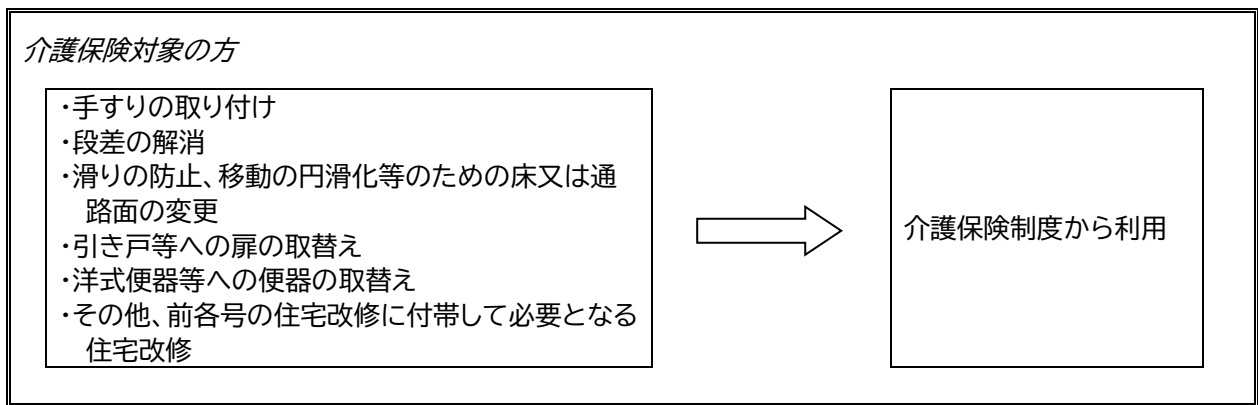
ア 住宅改造

障がい者が住宅を改造するときは、市の専門職(作業療法士・理学療法士等)がご相談に応じることができます。また、費用の一部を助成します。

住宅改造相談に基づく改造プラン以外の工事は対象になりません。事前に必ず相談してください。

新築、改築、増築、屋根の補修等の工事は除きます。

	対 象 者	対 象 工 事	助 成 額 等
国の制度	①本市に住所を有すること ②下肢、体幹、移動機能の障がいをもつ身体障がい者(児)(学齢児以上)で3級以上又はそれに準ずる難病のある方 (特殊便器への取替えは上肢障がい2級以上)	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①～⑤の工事に伴い必要となる工事	・給付限度額 20 万円 ・世帯の所得に応じて自己負担があります
市の制度	①本市に住所を有すること ②下肢、上肢、体幹、平衡、視覚の障がいをもつ身体障がい者 ③障がい者の属する世帯の前年総所得額が 500 万円以下であること	①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥家屋から道路までの出入りを容易にするための工事 ⑦その他市長が特に必要と認めるもの	・助成額は、助成基準額の10分の9 (生活保護世帯は10分の10) ・助成基準額は対象工事の合算額と 20 万円のいずれか低い方になります



イ その他住宅に関する事業

名 称	内 容	問い合わせ先
府営住宅の 優先入居	府営住宅の入居基準を満たす方は優先入居の申請ができます。ただし、住宅の限定や戸数枠があります。 募集のあるときは府民だよりでお知らせします。 対象：1～4級の身体障がい者、中・重度の知的障がい者、1～3級の精神障がい者が属する世帯	<募集対象住宅所在地：南部地域（京都、乙訓・南丹、山城地域）> 京都府 障害者支援課 TEL 414-4603
水洗便所設置費 特別助成事業 助成限度額 12 万円	水洗化工事に要する費用を全額負担することが困難な方に対して、経費の一部を助成します。 対象者 ①本人が所有し居住する土地及び家屋において、水洗便所改造工事又はし尿浄化槽からの接続工事をしたもの ②住民税非課税世帯で、固定資産税を完納していること ③本市公共下水道条例に定める検査に合格した者 ④65 歳以上の一人暮らしの者、又は 65 歳以上の者のみで構成されている世帯（満 18 歳未満の者を扶養している世帯を含む） ⑤療育手帳又は3級以上の身体障害者手帳を有する同居者（施設入所者を除く）がある世帯 ⑥母子・父子家庭（18 歳以上の者がある場合は除く）、又は寡婦で一人暮らしの方 ⑦その他前項に準ずる世帯で、特別な理由があると市長が判断した方 ※④・⑤・⑥・⑦についてはいずれかの要件を満たした方	地域福祉連携室 TEL 955-9516 FAX 951-7739

(4)その他の暮らしを支援するサービス

ア. 情報保障・コミュニケーションの支援

名 称	内 容	問い合わせ先
手話通訳者の設置	聴覚障がい者の社会生活における意思の疎通を支援し、各種相談に応じるため、手話通訳者の資格を有する職員を配置しています。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障がい者の社会生活における意思の疎通を支援するために、本市の手話通訳者又は登録手話通訳者、登録要約筆記者を派遣します。日程調整のため、緊急の場合を除いて、遅くとも1週間前までに障がい福祉課に連絡してください。	
ながおかきょう手話サービス	きこえや発話に障がいがあるなど電話の利用が困難な方を対象に、長岡京市役所への問い合わせをアプリとビデオ通話機能・トーク機能を利用して、市の手話通訳者と手話による通話、メッセージの送受信ができるサービスです。 ※アプリのインストールが必要です。 利用時間 平日 8:30～17:00 (土・日・祝日は対応できません)	
FAX及び携帯電話による緊急通報	聴覚・言語障がい者を対象にして乙訓消防組合への火災・救急時の通報がFAX及び携帯電話で行えます。 また、必要に応じて手話通訳者の派遣を行います。 利用するには事前に登録が必要です。 右記QRコードを読み取るとシステムの内容等がわかる字幕及び手話通訳が付いた、NET119の説明動画を見ることができます。	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」 TEL 958-6912 FAX 958-6909
合図くんの貸し出し	無線振動呼び出し器です。 病院や銀行等で受付や呼び出しが聞こえにくい方のために貸し出しをしています。	
点字表記封筒	視覚障がいのある方に対して、長岡京市のどこの課が発送元であるかわかるよう、点字で課名を打った封筒での郵送が可能です。この封筒で郵送を受けるには、あらかじめ登録が必要です。希望者は随時受け付けています。	
聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者のためのいきいきサロン	ゲーム・体操・学習会等の活動を通じて、聴覚に障がいのある方の社会参加へのきっかけづくりと交流を目的に年4回行っています。 手話通訳・要約筆記、ヒアリンググループあり。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
きこえの教室	主に中途失聴・難聴の方に対して、きこえや補聴器についての理解を深め、コミュニケーションの方法を学びあい暮らしやすい環境づくりについて一緒に考えます。ご家族も一緒にご参加ください。	
耳のことなんでも相談会	聞こえにくい方を対象とした相談会。 言語聴覚士による簡単な聴力測定があります。 年3回開催。事前申し込み制。	
		乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター TEL 874-4477 FAX 874-4478

イ. 支給決定が必要なサービス

名 称	内 容	問い合わせ先
配食サービス	一人暮らし又は本人・家族等が調理を行うことが困難な心身障がい者が配食サービスを受ける際の安否確認費用を扶助します。 市が指定する事業所から選択し、契約が必要です。 ＊事前にアセスメント(状態の評価と必要な支援の考察)が必要です。 利用者負担額:お弁当料金 利 用 回 数:20回/月まで	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
訪問入浴 (地域生活支援事業)	障がいのある方の身体の生活の保持、心身機能の維持のため、訪問入浴を行います。世帯の所得に応じて利用料が必要です。	
施設入浴	自宅での入浴が困難な方が、介護者の負担を軽減するために、右記の施設で介助を受けながら入浴できます。 世帯の所得に応じて利用料が必要です。	きりしま苑 TEL 956-0294 FAX 956-0290 乙訓ひまわり園 TEL 935-7081 FAX 935-7082 乙訓の里 TEL 954-0777 FAX 954-0700 介護老人保健施設 春風 TEL 953-6301 FAX 953-6302 なごみの郷 TEL 957-7530 FAX 954-4400
緊急一時保護	家族の疾病等で介護する者がいない在宅重度心身障がい者(18歳以上)が右記の社会福祉法人施設等を緊急一時的に利用することにより、介護者の負担を軽減します。原則2泊3日以内。	乙訓福祉会 あらぐさ福祉会 向陵会 てくてく
ふれあい収集 (ごみ収集福祉サービス)	指定されたごみ集積場所に自分で搬出することが困難かつ親族や近隣の方などの協力が得られない高齢者等や障がいのある方(※)のために、自宅の玄関先などで家庭ごみ(可燃)を収集します。 なお、資源物は対象外です。お住まいの地区の資源物ステーション等に出してください。 (※)要介護1～5の認定か障害支援区分の認定を受けていて、かつ、ホームヘルプサービスを利用している方が対象です。	環境業務課 TEL 955-9530 高齢介護課 TEL 955-2059 障がい福祉課 TEL 955-9710

ウ. 要件が該当すれば利用できるサービス

名 称	内 容	問い合わせ先																							
障がい者 食事サービス	利用登録されている方で希望する方に地域活動支援センターアンサンプルにて昼食と夕食を提供します。	地域活動支援 センター アンサンプル TEL 956-2543 FAX 956-2547																							
	<table><tr><td></td><td>曜日</td><td>料金</td><td>申込締切</td><td>内容</td></tr><tr><td>昼食</td><td>月～土曜日</td><td>400円</td><td>前開所日の 16:30</td><td>(仕出し)弁当</td></tr><tr><td rowspan="3">夕食</td><td>月～土曜日</td><td>400円</td><td>前開所日の 16:30</td><td>(仕出し)弁当</td></tr><tr><td>木曜日(祝日 を除く毎週)</td><td>450円</td><td>火曜日の 13:00</td><td>スタッフ手作り</td></tr><tr><td>土曜日 (月1回)</td><td>450円</td><td>当日の 14:00</td><td>スタッフ手作り</td></tr></table>			曜日	料金	申込締切	内容	昼食	月～土曜日	400円	前開所日の 16:30	(仕出し)弁当	夕食	月～土曜日	400円	前開所日の 16:30	(仕出し)弁当	木曜日(祝日 を除く毎週)	450円	火曜日の 13:00	スタッフ手作り	土曜日 (月1回)	450円	当日の 14:00	スタッフ手作り
			曜日	料金	申込締切	内容																			
	昼食		月～土曜日	400円	前開所日の 16:30	(仕出し)弁当																			
	夕食		月～土曜日	400円	前開所日の 16:30	(仕出し)弁当																			
木曜日(祝日 を除く毎週)		450円	火曜日の 13:00	スタッフ手作り																					
土曜日 (月1回)		450円	当日の 14:00	スタッフ手作り																					
※料金は変更になる場合があります																									
障がい者 シャワーサービス	地域活動支援センターアンサンプルでシャワーを利用できます。 料 金 1回 100円 利用時間 9:30～17:00(平日、土曜日)	地域活動支援 センター アンサンプル TEL 956-2543 FAX 956-2547																							
精神障がい者 デイケア	医師の指示及び指導のもとに医療チームによって、生活指導や作業指導等の通所訓練を行います。	精神保健福祉総合 センター及び実施 医療機関																							
郵便等による 不在者投票制度	重度の障がいがある方のために、郵便等による不在者投票制度があります。 また郵便等による不在者投票ができる方で、上肢もしくは視覚障がい1級の方は、代理記載の制度もあります。 詳しくは、選挙管理委員会へおたずねください。 【郵便等による不在者投票対象者】 <table><tr><th>障がい等の種別</th><th>身体障害者手帳</th><th>戦傷病者手帳</th></tr><tr><td>心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・直 腸・小腸</td><td>1級又は3級</td><td>特別項症から 第3項症</td></tr><tr><td>両下肢・体幹・ 移動機能</td><td>1級又は2級</td><td>特別項症から 第2項症 (移動機能を除く)</td></tr><tr><td>免疫・肝臓</td><td>1級から3級</td><td>特別項症から 第3項症 (免疫を除く)</td></tr></table> ※介護保険の要介護5の認定者も対象となります。 ※手帳の記載からは該当するか明らかでない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。	障がい等の種別	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・直 腸・小腸	1級又は3級	特別項症から 第3項症	両下肢・体幹・ 移動機能	1級又は2級	特別項症から 第2項症 (移動機能を除く)	免疫・肝臓	1級から3級	特別項症から 第3項症 (免疫を除く)	市選挙管理委員会 TEL 951-2121											
障がい等の種別	身体障害者手帳	戦傷病者手帳																							
心臓・じん臓・ 呼吸器・ぼうこう・直 腸・小腸	1級又は3級	特別項症から 第3項症																							
両下肢・体幹・ 移動機能	1級又は2級	特別項症から 第2項症 (移動機能を除く)																							
免疫・肝臓	1級から3級	特別項症から 第3項症 (免疫を除く)																							
青い鳥郵便葉書	重度の障がいをお持ちの方に、通常郵便葉書(無地、インクジェット紙又はくぼみ入り)又は通常郵便葉書胡蝶蘭(無地又はインクジェット紙)から20枚を無償配布します。代人、郵送対応します。 対象:身体障害者手帳(1・2級)又は療育手帳(A)	お近くの郵便局																							

長岡京市立図書館 配送サービス	図書館の資料を、自宅まで配送します。 <対象者> 市内在住で次の①～④のいずれかを所持している方 ① 身体障害者手帳(1～3級) ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳(1級) ④ 介護保険被保険者証(要介護認定3～5) <table><tr><td>貸出冊数</td><td>最大10冊</td></tr><tr><td>貸出期間</td><td>30日間</td></tr><tr><td>配送日</td><td>毎月第1・第3木曜日 (午前または午後の選択可能)</td></tr><tr><td>申込方法</td><td>次の2点を図書館カウンターまで持参して受付</td></tr></table> ① 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者精神保健福祉手帳 介護保険被保険者証 のいずれか ② 貸出券(お持ちでない場合は受付時に作れます)	貸出冊数	最大10冊	貸出期間	30日間	配送日	毎月第1・第3木曜日 (午前または午後の選択可能)	申込方法	次の2点を図書館カウンターまで持参して受付	長岡京市立図書館 TEL 951-4646 FAX 957-0732
貸出冊数	最大10冊									
貸出期間	30日間									
配送日	毎月第1・第3木曜日 (午前または午後の選択可能)									
申込方法	次の2点を図書館カウンターまで持参して受付									
車いすの貸し出し	車いすを必要とする市民に1ヶ月を限度として無料で貸し出します。 印鑑が必要です。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001								
	市内在住で車いすが急遽必要となった方に2週間を限度として無料で貸し出します。	長岡京市社会福祉協議会 (パンビオ1番館2階) TEL 958-6912 FAX 958-6909								

(5)防災

名 称	内 容	問い合わせ先
長岡京市防災ハザードマップ	地震や風水害に関する情報に加え、内水氾濫等による浸水の想定箇所や市内で発生が予想される様々な災害に対する知識と備えをまとめ、色覚障がいにも配慮したハザードマップを作成・改訂しています。お住まいの地域の被害想定や避難所の位置などの確認にお使いください。長岡京市のホームページ上にも掲載しています。	防災・安全推進室 TEL 955-9661 FAX 951-5410
長岡京市防災情報お知らせメール	長岡京市域の気象情報、国民保護情報、避難関連情報などの防災情報や緊急のお知らせを、事前に登録いただいた携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスです。登録無料です。 ○登録方法 右記QRコードを読み取り空メールを送信するか、 bousai.nagaokakyo-city@raiden.ktaiwork.jpへ空メールを送信し、返送されるメールに書かれたURLへアクセスしてください。 	
災害時にともに助けあう制度（災害時要配慮者支援制度）	災害の時に備えて、一人で避難することが難しい人（災害時要配慮者）を登録する制度です。登録しておくことで、安否確認や避難誘導などをスムーズに行うことができますようにします。 登録を希望された場合、民生児童委員が申請書をもって訪問し、それを提出することにより登録を行います。制度の対象となる人に確認書を郵送し、登録希望の有無などをお伺いします。 民生児童委員や自主防災組織、自治会、関係機関が、登録者とともに災害時の行動を考えたり、日頃からの見守り活動を行っています。 制度にはいつでも登録できます。新たに制度に登録を希望する場合は、地域福祉連携室か障がい福祉課までお申し出ください。	地域福祉連携室 TEL 955-9516 FAX 951-7739 障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001
京都府防災・防犯情報メール	気象情報や防災・防犯情報、市町村防災・安心情報を携帯・スマートフォン・パソコンなどへメール配信しています。災害への備え、地域の安全のためにぜひご活用ください。登録無料です。 ○登録方法 anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jpへ空メールを送信し、返送されるメールに書かれたURLへアクセスしてください。 右記QRコードより空メールを送付いただけます。 	京都府危機管理部 災害対策課 TEL 414-5619 FAX 414-4477
京都府マルチハザード情報提供システム	お住まいの地域の洪水による想定浸水深や地震発生時に想定される震度など、複数の災害危険情報を重ね合わせて表示することができます。また、作図機能を用いて独自の防災マップを作成、印刷することができます。 ○パソコンからのアクセス http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/ ○スマートフォンからのアクセス 右記QRコードからアクセスできます 	
きょうと危機管理WEB	気象情報や河川の水位情報、土砂災害警戒情報、避難情報、交通・ライフライン情報など、府の危機管理に関する情報をひとまとめにしています。 ○パソコンからのアクセス https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp/dis_portal/ ○スマートフォンからのアクセス 右記 QR コードからアクセスできます。 	

情報の入手が難しい方のための災害時の特別警報・避難情報の提供	視覚障がいや聴覚障がいによって情報の入手が難しい方に、災害時の特別警報・避難情報をお届けします。<u>※申込が必要です</u> ○対象者 視覚障がい、聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方、その他の障がい者手帳をお持ちの方もご希望があれば登録可能です。 ○配信情報 特別警報・高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保・避難所の開設・避難所の閉鎖 ○方法 FAX、固定電話、携帯電話(スマートフォンも可)から複数選べます。電話の場合は自動音声がかかります。 ○申込等 申請書の提出は障がい福祉課へ。申請時に方法を選べます。氏名、FAX(電話)番号が変わるときや登録を解除したい場合には、手続きが必要になります。	障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001
---------------------------------------	---	---

(6)権利擁護

名 称	内 容	問い合わせ先
成年後見制度	認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより自分で判断することが不安な方が、財産に関する取り引きなどの各種手続きや契約をおこなうときに、一方的に不利な契約をむすばないよう法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。また、本人の意思を尊重し、本人の希望に添った支援がうけられるのも特徴です。 いますぐ支援を受けたい場合の「法定後見制度」と将来に備えておく「任意後見制度」があります。 ・「法定後見制度」 現在、障がいなどで十分な判断能力がない方が、「不動産の売買」「お金の借り入れ」「財産の相続」「支援費制度や介護保険のサービス利用」などの手続きや契約をおこなうとき、家庭裁判所が決めた法定後見人が、本人の福祉や生活などに配慮しながら、そのサポートをおこないます。 受けられるサポートの内容 ○契約などの内容に「同意」する ○同意なしに勝手におこなった契約などを「取消」する ○本人の「代理」として契約などをおこなう ・「任意後見制度」 将来、判断能力がおとろえた場合にそなえ、本人の希望にそってあらかじめ「不動産の売買」「お金の借り入れ」「財産の相続」「支援費制度や介護保険のサービス利用」などの手続きや契約など「サポートをうけたい内容」と「サポートを託す方」を決めておく制度です。ただし、任意後見制度には契約の取消権はありません。 利用するにはそれぞれ手続きが必要です。費用がかかります。 全国の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などでは利用に関する相談を受け付けています。	成年後見制度の申し立てに関しては家庭裁判所へ 各地域包括支援センターの輪番で、毎週土曜日午前無料法律相談を行っています。 ・東包括 バンビオ内2階 TEL 963-5508 FAX 958-6909 ・北包括 旭が丘ホーム内 TEL 955-9007 FAX 955-4232 ・南包括 アゼリアガーデン内 TEL 957-1119 FAX 957-1130 ・西包括 竹の里ホーム内 TEL 323-7889 FAX 951-2211 成年後見センター・リーガルサポート 京都支部(京都司法書士会内) TEL 255-2578 FAX 222-0466 乙訓障がい者基幹相談支援センター TEL 952-6521 FAX 959-9086

名 称	内 容	問い合わせ先									
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に伴う、後見開始等の審判の申立てに要する費用及び家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬に係る費用について助成を行います。 (所得制限等があります。) 助成対象や助成額、申請期限は、以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>【申立て費用】</th><th>【成年後見人等の報酬】※</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象 や 助成額</td><td> (審判請求に係る次に掲げる費用) ・切手購入費用 ・収入印紙購入費用 ・診断書作成費用 ・鑑定費用 </td><td> 家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬の額の範囲内で、要支援者の居住状況により以下を月額上限とします。 ・在宅者 【月額 28,000 円】 (同一の月に在宅期間と施設等への入所期間が混在する場合も含む) ・施設等入所者 【月額 18,000 円】 </td></tr> <tr> <td>申請期限</td><td>審判確定の日から起算して1年以内まで</td><td>報酬付与の審判確定の日から起算して3か月以内まで</td></tr> </tbody> </table> ※成年後見人等が要支援者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合を除く。		【申立て費用】	【成年後見人等の報酬】※	助成対象 や 助成額	(審判請求に係る次に掲げる費用) ・切手購入費用 ・収入印紙購入費用 ・診断書作成費用 ・鑑定費用	家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬の額の範囲内で、要支援者の居住状況により以下を月額上限とします。 ・在宅者 【月額 28,000 円】 (同一の月に在宅期間と施設等への入所期間が混在する場合も含む) ・施設等入所者 【月額 18,000 円】	申請期限	審判確定の日から起算して1年以内まで	報酬付与の審判確定の日から起算して3か月以内まで	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
	【申立て費用】	【成年後見人等の報酬】※									
助成対象 や 助成額	(審判請求に係る次に掲げる費用) ・切手購入費用 ・収入印紙購入費用 ・診断書作成費用 ・鑑定費用	家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬の額の範囲内で、要支援者の居住状況により以下を月額上限とします。 ・在宅者 【月額 28,000 円】 (同一の月に在宅期間と施設等への入所期間が混在する場合も含む) ・施設等入所者 【月額 18,000 円】									
申請期限	審判確定の日から起算して1年以内まで	報酬付与の審判確定の日から起算して3か月以内まで									
福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不安のある方に対し、地域で生活する上で必要な福祉サービスの利用援助を行います。 例えば・・・ ・どんな福祉サービスがあるかわからない ・役所などから書類が送られてくるがよくわからない ・水道やガス料金、家賃などの支払いが心配 ・お金や通帳をどこにしまったか忘れてしまう 《福祉サービス利用援助事業のサービス内容》 ①福祉サービスの利用手続き援助 ②福祉サービス利用料の支払い援助 ③役所などから届く文書の確認や手続き援助 ④日常的金銭管理(公共料金の支払や金融機関での払戻など)の援助 ⑤福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理で使用する通帳・届出印・公的書類の預かり(保管) ⑥上記⑤以外の書類等で、福祉サービス利用援助事業の一環として社会福祉協議会が適当と認めたものの預かり(保管) 利用するには手続きが必要です。	長岡京市社会福祉協議会 (バンビオ1番館2階) TEL 958-6912 FAX 958-6909 京都府社会福祉協議会 福祉部生活支援課 TEL 252-2151 FAX 252-6310									

4. 医療や健康管理

(1) 医療費の助成

名 称	対 象 者	内 容	問い合わせ先
福祉医療	75 歳未満で ①身体障害者手帳1、2級を持っている方 ②IQが 35 以下と判定された方(療育手帳 Aを持っている方) ③身体障害者手帳3級を持っている方 ④身体障害者手帳3級を持ち、IQが 50 以下と判定された方 ⑤重度の障がいにより、労働能力を長期喪失している父(母)のある児童とその児童を扶養する母(父) ⑥精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方 ⑦精神障害者保健福祉手帳 2 級を持ち、かつ身体障害者手帳 3 級を持っているか IQ が 50 以下と判定された方	国民健康保険法及び社会保険各法に規定する医療の給付及び支給を受けた場合に自己負担すべき額を公費負担します。 ①②④⑤⑥⑦本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。 ③市民税非課税世帯に限ります。 ⑤児童は、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの方です。	医療年金課 TEL 955-9519 FAX 951-5410
重度心身障がい 老人健康管理 事業	75 歳以上で ①身体障害者手帳1、2級を持っている方 ②IQが 35 以下と判定された方(療育手帳 Aを持っている方) ③身体障害者手帳3級を持っている方 ④身体障害者手帳3級を持ち、IQが 50 以下と判定された方 ⑤精神障害者保健福祉手帳 1 級を持っている方 ⑥精神障害者保健福祉手帳 2 級を持ち、かつ身体障害者手帳 3 級を持っているか IQ が 50 以下と判定された方	重度の心身障がいを持った高齢者が高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付及び支給を受けた場合に、後期高齢者医療の本人一部負担金に相当する額を公費負担します。 ①②④⑤⑥本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。 ③市民税非課税世帯に限ります。	
自立支援医療の給付	更生医療	18 歳以上の身体障がい者 ※疾病や外傷を対象とする一般医療とは異なります。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001 ※自立支援医療の給付における自己負担については、 <8. 障がい福祉サービス及び児童福祉サービス、地域生活支援事業>の(6)利用者負担 イ 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)利用者負担を参照
	特別対策事業		
	育成医療	18 歳未満の児童で、手術等の治療により障がい程度の軽減等、確実な治療効果が期待できる方 (身体障害者手帳を持ってなくてもよい)	
	精神通院医療	精神障がい者・児	
進行性筋萎縮症 者療養等給付	進行性筋萎縮症に罹患している身体障がい者	医療機関に入所もしくは通所し、必要な医療の給付、訓練及び生活指導を行います。本人又は家族の所得により一部負担があります。	
先天性血液凝固 因子障害等患者 に対する医療	先天性血液凝固因子障害等患者 (原則として 20 歳以上)	先天性血液凝固因子障害の治療に係る医療費が公費負担されます。	京都府健康対策課 TEL 414-4725 FAX 431-3970

名 称		対 象 者	内 容	問い合わせ先
特定疾患に対する医療費助成		スモンなどの対象疾患(特定疾患)と診断された方で、認定基準を満たしている方	承認された疾患の治療に係る医療費が、公費負担されます。	乙訓保健所保健課 TEL 933-1153 FAX 932-6910
特定医療(指定難病)に対する医療費助成		対象疾患(指定難病)と診断された方で、認定基準を満たしている方	承認された疾患について、指定医療機関で医療を受けている場合、その医療費の一部が所得に応じて公費負担されます。	
小児慢性特定疾病に対する医療費助成		18 歳未満の慢性腎疾患、慢性心疾患、膠原病等の対象疾患と診断され、認定基準を満たしている児童(ただし、継続の場合は 20 歳未満)	小児慢性特定疾病について、指定医療機関で医療を受けている場合、その医療費の一部が所得に応じて公費負担されます。	
(業務上・複数業務要因災害又は通勤災害又は通勤途上の負傷・疾病・障がい・死亡等) 労働者災害補償保険	保険給付	業務災害・複数業務要因災害又は通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後に障がい等級(第1級～第14 級)に該当する障がいが残った方	障がい(補償)年金又は障がい(補償)一時金	京都下労働基準監督署 TEL 254-3198
		障がい(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち、第1級・第2 級(精神神経・胸腹部臓器等)の障がいを有し、常時又は随時介護を要する状態に該当し、現に介護を受けている方	介護(補償)給付	京都労働局労災補償課 TEL 241-3217
	社会復帰促進等事業	遺族(補償)年金の受給権者・障がい(補償)年金受給者のうち第3級以上の方及びその子供、もしくは傷病(補償)年金受給者のうち学校等に在学している子供がおり、それぞれの学費等の支払いが困難な方 (年金給付基礎日額が 16,000 円以下の方) (損害賠償金等の所得が 6,000 万円以下の方)	労災就学援護費	※大阪労災特別介護施設(ケアプラザ)への入居に関する問い合わせ ケアプラザ堺 TEL 072-291-7989 FAX 072-291-7993
		遺族(補償)年金の受給権者、障がい(補償)年金受給者のうち第3級以上の方及び傷病(補償)年金受給者であって、その家族等の就労のため未就学の児童を保育所、幼稚園等に預けており、かつ保育に要する費用の援護の必要があると認められる方 (年金給付基礎日額が 16,000 円以下の方) (損害賠償金等の所得が 6,000 万円以下の方)	労災就労保育援護費	
		業務災害・複数業務要因災害又は通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後も、後遺症状が変化したり、後遺障がいに付随する疾病を発症する恐れがある方(対象疾病に限る)	アフターケア(健康管理手帳) 診察、保健指導、保健のための処置、検査	
		業務災害・複数業務要因災害又は通勤災害による傷病が治癒(症状固定)した後、後遺障障がいが残存し、義肢等の支給基準に該当する方	義肢等の支給 義肢、装具、義眼、補聴器、杖、車いす、かつら、ギャッチベッド、歩行車、リフター、収尿器、点字器、浣腸器付排便剤、人工喉頭 他	
		障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち、第3級以上で在宅での介護が困難な方 ※在宅での介護が困難な方で、上記条件を満たしていなくても特例的に入居が認められる場合があります。 ○60 歳以上で等級が 4 級程度の方 ○障害(補償)給付支給請求書又は傷病の状態に関する届を労働基準監督署に提出しており、主治医の診断書から 3 級以上該当が確実に見込まれる方	労災保険特別介護施設(ケアプラザ)への入居	

(2)医療費控除

障がいのある方やその配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合は、医師等が発行した領収証等を添付するか、又は提示して確定申告書を提出すれば医療費控除が受けられます。(領収書は5年間保存する必要があります)

医療費控除額の計算方法

$$\boxed{\text{その年中に支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金などで補填される金額}} - \boxed{\text{10万円又は所得金額の5\% (どちらか少ない額)}} = \text{医療費控除額 (最高 200 万円)}$$

(注1)保険金などで補填される金額とは、①社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などのほか、②医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金などのことです。

(注2)医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

名 称	対 象 者 ・ 内 容	必 要 書 類
おむつに係る費用の医療費控除	医師の診療時において下記の条件のいずれも満たす者 ①傷病により、おおむね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる方 ②その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方	①主治医の「おむつ使用証明書」 ②領収書
ストーマ用装具に係る費用の医療費控除	人工肛門のストーマ(排泄孔)又は尿路変向(更)のストーマをもつ者の治療上、適切なストーマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認めた方	①医師発行の「ストーマ用装具使用証明書」 ②領収書
在宅療養の介護費用の医療費控除	傷病により寝たきり等の状態にある方が、在宅療養を行うために、在宅介護サービス(家庭奉仕員派遣事業等)又は訪問入浴サービスを医師との適切な連携をとって実施されている場合	①在宅介護費用証明書 ②領収書
介護保険に係る自己負担額の医療費控除	次に掲げる費用の額は医療費控除の対象となります。 ①指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の施設サービス 要介護度1～5の認定を受け指定介護老人福祉施設に入所する方の介護費、食費及び居住費として支払った額の2分の1相当額 (注)要介護者が介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設において受けた施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)は、全額が医療費控除の対象となります。 ②居宅サービス 居宅サービス計画に基づいて行われる医療系の居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護又は居宅療養管理指導)と同一月に併せて行われる次のア～エの非医療系の居宅サービスの自己負担額 ア.訪問介護(生活援助中心型を除きます。) イ.訪問入浴介護 ウ.通所介護 エ.短期入所生活介護	①指定介護老人福祉施設等利用料等領収証 ②居宅サービス等利用料領収証
補聴器購入に係る医療費控除	医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用で、一般的に支出される水準を超えない部分の金額は、医療費控除の対象となります。	

名 称	対 象 者 ・ 内 容	必 要 書 類
在宅障がい福祉サービス	医師との適切な連携によって行われた次のサービス ① 居宅介護(身体介護・通院介助・乗降介助) ② 重度訪問介護(1と同様のものに限る。) ※ 支払額の2分の1が控除対象となります。 ③ 短期入所のうち、遷延性意識障がい加算として、決定された部分(重症心身障がい児施設での短期入所も含まれます。) ④ 重度障害者等包括支援(1から3までと同様のものに限る。)	① サービスを提供した指定事業所の発行する「障害福祉サービス利用者負担額証明書」 ② 領収書

(3)健康管理の支援

名 称	内 容	問い合わせ先																					
障がい児(者)に対する歯科診療	乙訓口腔サポートセンターを設置し、病気や障がいにより歯科医院に通院できない方のために訪問可能な歯科医院をご紹介します。歯科治療だけでなく、口腔ケアの訪問も行っています。 お申し込みは、フリーダイヤルFAX 0120-092-593 乙訓口腔サポートセンターまで。 また、京都府歯科医師会では、次の歯科診療所において、障がい児(者)の歯科診療をしています。 京都歯科サービスセンター中央診療所(京都市中京区西ノ京梅尾町3番地8) TEL 812-8493、FAX 812-8815																						
在宅療養手帳	本人・家族とサービスの実施機関が、医療やサービスを受けた記録や情報を書き込むことにより、保健・福祉・医療の各分野の情報交換を円滑にし、より快適な在宅生活をしていただく手助けをするための手帳です。 ご利用されているサービス機関等にご相談ください。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001																					
小児慢性特定疾病児童日常生活用具等給付事業	小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の給付を行っています。 世帯の所得により一部又は全額自己負担があります。また、種目ごとに耐用年数が定められており、その間は原則として再給付されず、修理して使うことになります。ただし、修理の費用については助成の対象とはなりません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">種目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>便器</td><td>特殊マット</td><td>特殊便器</td></tr> <tr> <td>特殊寝台</td><td>歩行支援用具</td><td>入浴補助用具</td></tr> <tr> <td>特殊尿器</td><td>体位交換器</td><td>車いす</td></tr> <tr> <td>頭部保護帽</td><td>電気式たん吸引器</td><td>クールベスト</td></tr> <tr> <td>紫外線カットクリーム</td><td>ネブライザー(吸入器)</td><td>パルスオキシメーター</td></tr> <tr> <td>ストーマ装具(消化器系)</td><td>ストーマ装具(尿路系)</td><td>人工鼻</td></tr> </tbody> </table>	種目			便器	特殊マット	特殊便器	特殊寝台	歩行支援用具	入浴補助用具	特殊尿器	体位交換器	車いす	頭部保護帽	電気式たん吸引器	クールベスト	紫外線カットクリーム	ネブライザー(吸入器)	パルスオキシメーター	ストーマ装具(消化器系)	ストーマ装具(尿路系)	人工鼻	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
種目																							
便器	特殊マット	特殊便器																					
特殊寝台	歩行支援用具	入浴補助用具																					
特殊尿器	体位交換器	車いす																					
頭部保護帽	電気式たん吸引器	クールベスト																					
紫外線カットクリーム	ネブライザー(吸入器)	パルスオキシメーター																					
ストーマ装具(消化器系)	ストーマ装具(尿路系)	人工鼻																					

※乙訓地域の医療機関の一覧は P.108～110 に、車いす受診可能な歯科医院は P.98～99に掲載しています

5. 年金

公的年金制度に加入している期間中等に被った傷病等により障がい者になった場合に年金、一時金(手当金)が支給されます。なお、年金の1級・2級・3級は、障がい者手帳の等級認定とは基準が異なります。

名 称	内 容	問い合わせ先									
国民年金 障害基礎年金	障がいの原因となった病気やけがの初診日(※)が、国民年金加入中(もしくは過去に被保険者であった方で、60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間)であって、障がい認定日の障がいの程度が1級または2級の状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。 20歳前(国民年金に加入する前)の病気やけがで障がい者になった場合も、支給されます。ただし、この場合は、本人に一定以上の所得があれば所得額に応じて全額又は半額が支給停止になります。 年金額(令和7年度) <table border="0"> <tr> <td></td><td>～S31.4.1 生</td><td>S31.4.2 生～</td></tr> <tr> <td>1級</td><td>年額 1,036,625円</td><td>年額 1,039,625円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>年額 829,300円</td><td>年額 831,700円</td></tr> </table>		～S31.4.1 生	S31.4.2 生～	1級	年額 1,036,625円	年額 1,039,625円	2級	年額 829,300円	年額 831,700円	医療年金課 TEL 955-9512 FAX 951-5410
	～S31.4.1 生	S31.4.2 生～									
1級	年額 1,036,625円	年額 1,039,625円									
2級	年額 829,300円	年額 831,700円									
厚生年金保険	障がいの原因となった病気やけがの初診日(※)が、厚生年金保険の被保険者期間中であって、障がい認定日の障がいの程度が1級～3級の状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。 詳しくはねんきんダイヤル、または京都西年金事務所へお問い合わせください。	ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165 京都西年金事務所 TEL 323-1170 FAX 314-8638									
	障害手当金(一時金) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日(※)のある傷病が、初診日から5年以内に治り、障害手当金が受けられる程度として定められている障がいが残ったとき、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。 詳しくはねんきんダイヤル、または京都西年金事務所へお問い合わせください。										
共済組合	障害共済年金 公務によらない傷病の初診日(※)において組合員であり、障害認定日において一定の障がいの状態にある場合に支給されます。障害基礎年金の場合と同様の受給要件があります。 詳しくは各共済組合へお問い合わせください。	各共済組合									
	障害一時金 公務によらない傷病の初診日(※)において組合員であったものが退職した場合において、その退職の日において一定の障がいの状態にある場合に支給されます。 詳しくは各共済組合へお問い合わせください。										

(※)障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

6. 手当や助成など

(1) 手当

名 称	内 容	問い合わせ先									
特別障害者手当 月額 29,590 円	身体又は精神(知的含む)の重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳以上の重度障がい者に支給されます。 ただし、手当の申請には認定診断書が必要です。 障がい者本人、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が限度額を超える場合は、支給が停止されます。施設に入所しているとき、病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているときは支給対象になりません。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001									
障害児福祉手当 月額 16,100円	身体又は精神(知的含む)の重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の重度障がい児に支給されます。 ただし、手当の申請には認定診断書が必要です。 障がい者本人、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が限度額を超える場合は、支給が停止されます。施設に入所しているときは支給対象になりません。										
特別児童扶養手当	次の障がいのある 20 歳未満の児童を養育する人に支給されます。 1級障がい 身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A程度 2級障がい 身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)及び療育手帳Bの一部(診断書による)程度 ただし、所得制限があります。手当を申請する場合は、診断書が必要です(省略できる場合あり)。児童が児童福祉施設等(一部を除く)に入所しているとき、児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるときは支給対象となりません。 手当月額 1級 児童1人につき 56,800 円 2級 児童 1 人につき 37,830 円	子育て支援課 TEL 955-9558 FAX 952-0001									
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童、父又は母に重度の障がい(身体障害者手帳1～2級又は国民年金等の障がい等級1級程度)がある家庭の児童の父、母、又はその児童を養育している人に支給されます。 ただし、公的年金を受給できる方や、子が公的年金の加算の対象となっているときは手当の一部又は全部が支給停止となります。 ※所得制限や、その他の受給要件がありますので、詳しくはおたずねください。 手当月額 支給額は所得に応じて、次のいずれかの額になります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支給対象児童1人</th><th>支給対象児童が 1 人 増えるごとの加算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給の場合</td><td>46,690 円</td><td>+11,030 円</td></tr> <tr> <td>一部支給の場合</td><td>11,010 円～ 46,680 円</td><td>+5,520 円～ +11,020 円</td></tr> </tbody> </table>		支給対象児童1人	支給対象児童が 1 人 増えるごとの加算額	全部支給の場合	46,690 円	+11,030 円	一部支給の場合	11,010 円～ 46,680 円	+5,520 円～ +11,020 円	
	支給対象児童1人	支給対象児童が 1 人 増えるごとの加算額									
全部支給の場合	46,690 円	+11,030 円									
一部支給の場合	11,010 円～ 46,680 円	+5,520 円～ +11,020 円									

(2)助成・扶養共済・資金貸付など

名 称	内 容	問い合わせ先
生活助成金 年額 12,744 円 (月額 1,062 円)	水道料、し尿処理手数料又は公共下水道使用料の一部を助成します。 対象 長岡京市に住所を有しており、当年度の市民税が世帯全員非課税で、 ①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳Aの方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳Bの重複障がい者 ④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ⑤母子世帯・父子世帯 のいずれかにあてはまる方 ただし、①～⑤に該当しても施設入所者、入院中の方、生活保護世帯は対象となりません。世帯の中にし尿処理又は公共下水道の利用契約者が含まれていることが必要です。毎年7月から申請受付を開始します。7月未までに申請があったものは、上記要件に該当すれば4月分から支給。8月以降の申請は、月割で減額されます。 申請の際、上記要件を確認できる書類等を提出いただきます。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
愛のタクシー事業	外出困難な心身障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成します。タクシー運賃の割引との併用も可能です。タクシー利用券は、指定のガソリンスタンドでの給油にもお使いいただけます。 利用時には事前にタクシー乗務員、ガソリンスタンド従業員等に手帳及び利用券を提示して利用意向を示してください。 毎年4月から新規の方の申請受付を開始します。 更新の方で希望される方へは、郵送での交付を行っています。 年度の途中から支給対象になった方の場合、月割で減額されます。 (例)4月 年額 12,000 円全額支給 5月以降 1ヶ月あたり 1,000 円減額 対象:①身体障害者手帳1・2・3級の方 (下肢・体幹・平衡機能・運動機能・内部機能・視覚障がいに限る) ②療育手帳Aの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方 指定ガソリンスタンド ・ヤサカ石油 開田1丁目18-22 TEL 955-7087	
心身障害者扶養共済制度	心身障がい児・者の保護者を加入者とし、一定の掛金を納めていただき、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、心身障がい児・者に終身給付金を支給することによって、心身障がい児・者の将来の生活の安定と福祉の向上を図ろうとする制度です。2口まで加入できます。 加入できる方は次の障がい児・者の保護者で、65歳未満の方 ①加入対象となる障がい者の範囲 ア 1～3級の身体障がい児・者 イ 知的障がい児・者(療育手帳を持ってなくてもよい) ウ 精神又は身体に永続的な障がいのある方でア又はイと同程度の障がいと認められる方 ②掛金:月額 9,300 円～23,300 円(加入時の保護者の年齢により違います。) ③掛金の減免(府):対象となる加入者:市町村民税非課税又は所得割額非課税世帯 ④掛金の一部補助(市)=1口目掛金納付年額の3分の1相当額 ⑤給付金:1口月額 20,000 円、2口月額 40,000 円	障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001

名 称	内 容	問い合わせ先																																							
自動車運転免許取得教習費助成	身体障がい者が、自動車運転免許証を取得した場合、教習費の3分の2を助成します。限度額 10 万円。所得制限があります。 <障がい程度> <table><tr><th colspan="2">障がいの区分</th><th>障がいの等級</th></tr><tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>2～4級</td></tr><tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3、5級</td></tr><tr><td colspan="2">音声、言語又はそしゃく機能の障害</td><td>3、4級</td></tr><tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td rowspan="2">1～6級</td></tr><tr><td colspan="2">下肢不自由</td></tr><tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>1～3級、5級</td></tr><tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>1～6級</td></tr><tr><td>移動機能</td><td>1～6級</td></tr><tr><td colspan="2">心臓機能障害</td><td rowspan="4">1、3、4級</td></tr><tr><td colspan="2">腎臓機能障害</td></tr><tr><td colspan="2">呼吸器機能障害</td></tr><tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td></tr><tr><td colspan="2">小腸機能障害</td><td rowspan="2">1～4級</td></tr><tr><td colspan="2">肝臓機能障害</td></tr></table> 備考 上肢不自由4級、5級及び6級の者並びに乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能に限る。)4級、5級及び6級の者にあつては、運転免許に当該障がいを事由に自動車の改造の条件が付されているものに限る。	障がいの区分		障がいの等級	聴覚障害		2～4級	平衡機能障害		3、5級	音声、言語又はそしゃく機能の障害		3、4級	上肢不自由		1～6級	下肢不自由		体幹不自由		1～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～6級	移動機能	1～6級	心臓機能障害		1、3、4級	腎臓機能障害		呼吸器機能障害		ぼうこう又は直腸の機能障害		小腸機能障害		1～4級	肝臓機能障害		障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
障がいの区分		障がいの等級																																							
聴覚障害		2～4級																																							
平衡機能障害		3、5級																																							
音声、言語又はそしゃく機能の障害		3、4級																																							
上肢不自由		1～6級																																							
下肢不自由																																									
体幹不自由		1～3級、5級																																							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～6級																																							
	移動機能	1～6級																																							
心臓機能障害		1、3、4級																																							
腎臓機能障害																																									
呼吸器機能障害																																									
ぼうこう又は直腸の機能障害																																									
小腸機能障害		1～4級																																							
肝臓機能障害																																									
注 身体障がい者が運転免許を取得するには、まず、運転免許試験場で安全運転相談を行い、免許の条件(自動車の改造、補聴器の使用等)が必要か確認を受ける必要があります。政令で定められた病気(統合失調症、躁うつ病等の精神障がい、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、睡眠障害等)の方についても、運転免許試験場等で安全運転相談を受け付けています。問い合わせは運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター又は所轄警察署へ。 *安全運転相談窓口(自動車運転免許試験場・臨時適性検査係) 〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町 647 TEL #8080 又は 631-5181(代) 内線 412・413 (9:00～17:00、土、日、休日を除く) FAX 632-2694																																									
自動車改造費助成	重度肢体障がい者が、就労等のため自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な費用を助成します。所得制限があります。限度額 10 万円。ただし、両上肢機能全廃者の改造に要する費用の助成額については、その都度協議により決定します。 <障がいの程度> <table><tr><th colspan="2">障がいの区分</th><th>障がいの等級</th></tr><tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td>1～3級</td></tr><tr><td colspan="2">下肢不自由</td><td>1～4級</td></tr><tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>1～3級</td></tr><tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい</td><td>上肢機能</td><td>1～3級</td></tr><tr><td>下肢機能</td><td>1～4級</td></tr></table>	障がいの区分		障がいの等級	上肢不自由		1～3級	下肢不自由		1～4級	体幹不自由		1～3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～3級	下肢機能	1～4級	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001																						
障がいの区分		障がいの等級																																							
上肢不自由		1～3級																																							
下肢不自由		1～4級																																							
体幹不自由		1～3級																																							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～3級																																							
	下肢機能	1～4級																																							

名 称	内 容	問い合わせ先
在日外国人 重度障害者 特別給付金 【①京都府】 月額 20,000 円 【②長岡京市】 月額 36,000 円 (他の公的年金 受給者は一部停 止あり)	次のすべての事項に該当する方に支給されます。 ①長岡京市に住民登録をしている外国人又は外国人であった方及び、 長岡京市が障がい者援護施設に措置した方 ②重度障がい(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福 祉手帳1級)のある方 ③昭和37年(1962年)1月1日以前に生まれた方 ④昭和57年(1982年)1月1日(基準日)現在日本国内で居住地登録 を行っていた方 ⑤基準日前に重度障がいであったか、基準日以後重度障がいになった 方で、その障がいの発生原因となった傷病初診日が基準日前に属し ている方 ⑥障害基礎年金等障がいを支給事由とする公的年金を受給していな い方 ▼所得制限等があります ▼他の公的年金受給者は、支給の全部又は一部停止があります。 ※京都府の制度は、①の「長岡京市」を「京都府」に読替えて適用	京都府障害者支援課 TEL 414-4598 FAX 414-4597 障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001
生活福祉資金の 貸付相談	低所得者、障がい者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委 員による必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲 の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活 を営むことを目的としています。 対象世帯や必要書類等は資金の種類によって異なりますので、詳細に ついてはご相談ください。	長岡京市社会福祉 協議会(バンビオ1 番館2階) TEL 958-6912 FAX 958-6909
特別障害給付金 障害基礎年金 1級相当 月額:56,850 円 障害基礎年金 2級相当 月額:45,480 円 (所得の状況によ り一部停止あり)	支給の対象となる方 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年の3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者 (厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者 であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(※)があ り、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がいに該当する方。 ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当され た方に限られます。 なお、障害基礎年金等障がいを支給事由とする公的年金を受給する ことができる方は対象になりません。老齢年金、遺族年金、労災補償 等を受給されている方は、その受給相当額は支給されません。また、 経過的福祉手当を受けている方は当該手当の支給は停止されます。 (※)障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診 療を受けた日	京都西年金事務所 TEL 323-1170 FAX 314-8638 医療年金課 TEL 955-9512 FAX 951-5410

名 称	内 容	問い合わせ先
障害年金生活者 支援給付金	以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。 ① 障害基礎年金を受けている。 ② 前年の所得額が「4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円※」以下である。 ※同一生計配偶者のうち 70 歳以上の者又は老人扶養親族の場合は 48 万円、特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の場合は 63 万円となります。 給付額(令和7年度) 障害基礎年金の等級により次のとおりです。 障害等級が 1 級の方:月額6,813円 障害等級が 2 級の方:月額5,450円	給付金専用ダイヤル TEL 0570-05-4092 京都西年金事務所 TEL 323-1170 FAX 314-8638

7. 税などの減免・割引

(1) 税の減免

※国税については、右京税務署(TEL 311-6366)へお問い合わせください。

※住民税は、令和7年2月1日現在の制度に基づく内容です。

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先
地 方 税	住民税 納税義務者自身が障がい者である場合、又は合計所得が 48 万円以下の同一生計である配偶者や扶養親族が障がい者の場合に障害者控除が受けられます。障害者控除の対象に該当するかどうかは、前年12月31日の現況によって判定されます。 (配偶者控除については、納税義務者の合計所得が 1,000 万円をこえると配偶者控除を受けることが出来ません。ただし、合計所得が 48 万円以下の同一生計である配偶者については障害者控除の判定の対象となります。) 納税義務者自身が障がい者である場合、合計所得が 135 万円以下であれば、非課税となります。		税務課 (市民税係) TEL 955-9507 FAX 951-5410
	障害者…下記のいずれかに該当する、精神や身体に障がいのある方をいいます。 ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ・精神保健指定医などにより知的障がい者と判定された方や療育手帳の発行を受けている方 ・65 歳以上の方で障がいの程度が障がい者に準ずるとして市町村長の認定を受けている方 など	所得控除額 26 万円	
	特別障害者…障がい者のうち、特に重度の障がいのある方をいいます。 ・身体障害者手帳1級又は2級の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・療育手帳Aの方 ・いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方 など	所得控除額 30 万円 (53 万円) ※()内は、同居の控除対象配偶者又は扶養親族が納税義務者やその配偶者又は生計を一にする親族のどなたかと同居している場合の控除額	
	固定資産税 バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置 65 歳以上の方、要介護認定又は要支援認定を受けている方、障がい者のうち、いずれかの方が居住する家屋(新築された日から 10 年以上経過した家屋)で改修工事費用が補助(助成)金等を除く自己負担が 50 万円超のものが対象です。 工事明細書や写真等関係書類を添付の上、改修後3ヶ月以内に申告してください。 なおその他に条件がありますので、該当要件の詳細や申告に必要な書類はお問い合わせください。	減額の範囲・内容 翌1年度分の改修家屋の固定資産税額の3分の1が減額されます。 (1戸当り100平方メートル相当分まで)	税務課 (資産税係) TEL 955-9508 FAX 951-5410
	事業税 重度の視力障がい者(両眼の視力 0.06 以下)が行うあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業	非課税	京都府府税事務所 個人事業税課 TEL 692-1392 FAX 692-1367

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先
自動車税 (種別割) 自動車税 (環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割)	次ページの表のいずれかの要件に該当する車両は、1台に限り、減免を受けることができます。 もっぱら障がい者のために使用され、自動車検査証等に「自家用」と記載されているものであり、障がい者1人につき1台(軽自動車・バイクを含む。)に限ります。賦課期日(4月1日午前0時)に自動車を所有し、減免要件に該当する場合は、納期限までに申請してください。 また、年度の途中で新たに減免要件に該当した場合や納期限後に減免申請した場合は申請の翌月以降の月数に応じて減免(月割減免)します。 新たに自動車を取得される場合は、事前に京都府府税事務所自動車税管理事務所までお問い合わせください。 ◆減免上限額 自動車税(種別割)…年額 45,000 円(標準税率の場合) 自動車税(環境性能割) } …課税標準額 300 万円に 軽自動車税(環境性能割) } 環境性能割の税率を乗じて 得た額 ◆減免申請に必要なもの ①「自動車税の環境性能割・種別割、軽自動車税の環境性能割減免申請書」(京都府ホームページからダウンロードできます) →障がい者のみの世帯の障がい者の方が所有(取得)する自動車を常時介護者が運転している場合は、福祉事務所長の確認が必要です。減免申請書(常時介護者運転用)裏面の確認者記入欄に福祉事務所長の確認を必ず受けてください。 ②手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳) ③運転免許証(表裏両面コピーでも可) ④自動車検査証(車検有効期限内のもの) ⑤その他必要に応じて提出(提示)していただく書類がありますので、事前にお問い合わせください。	減免 (上限あり)	京都府府税事務所 自動車税管理事務所 TEL 672-6155 京都府府税事務所 管理課 TEL 692-1320
軽自動車税 (種別割)	次ページの表のいずれかの要件に該当する車両は、1台に限り、減免を受けることができます。 ※普通自動車など他の車両で税の減免を受けている場合には受け付けできません。 ※自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)の減免申請とは窓口が異なります。 ◆減免手続きに必要なもの ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など、交付を受けている手帳 ②運転免許証 ③納税通知書(通知書は4月中旬に発送します) ④納税義務者のマイナンバーが確認できるもの ※平成 28 年 1 月 1 日以降の申請については、納税義務者の個人番号の記載が必要となり、申請時には確認できるものが必要です(代理人の届けであっても納税義務者の本人確認及び個人番号確認ができるものが必要です。) ◆申請期限 ・前年度に減免を受けた方 3月中旬に減免の申請書と案内文書を送付します (郵送による申請可) ・今年度に初めて減免を受ける方 4月1日～納期限日まで(郵送による申請可)	減免	税務課 (市民税係) TEL 955-9507 FAX 951-5410

1. 減免を受けることができる方

- ・身体障がい者…身体障害者手帳や戦傷病者手帳に記載された障がいの種別・程度により基準が異なります
- ・知的障がい者…療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方
- ・精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの程度が「1級」の方

※自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)においては、精神通院医療にかかる自立支援医療受給者証も交付されている場合に限る

障がいの区分	障がいの等級
視覚障害	1～4級
聴覚障害	2～4級
平衡機能障害	3、5級
上肢不自由	1～3級
下肢不自由	1～6級
体幹不自由	1～3、5級
心臓機能障害	1、3、4級
腎臓機能障害	
呼吸器機能障害	
ぼうこう又は直腸機能障害	
小腸機能障害	

障がいの区分		障がいの等級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
音声機能障害(喉頭摘出によるものに限る) ※障がい者本人が所有(取得)かつ運転する自動車に限る		3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		
知的障がい		療育手帳A
精神障がい ※ 自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)においては、精神通院医療にかかる自立支援医療受給者証も交付されている場合に限る		精神障害者保健福祉手帳1級 国民年金法施行令別表に定める1級と同程度の状態

※障がい者本人が自動車の所有(取得)者でない場合にも、減免を受けられる場合があります。

下記の「3. 自動車の所有(取得)者と運転者との関係」をご覧ください。

※戦傷病者手帳を所持している方も障がいの区分に応じた減免を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。また、障がい重複することにより表と異なる上位の障がいの程度とされている場合は、事前にお問い合わせください。

2. 減免の対象となる自動車の使用状況

- ①もっぱら障がい者本人が使用する自動車
- ②障がい者と生計を一にする者が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に使用する自動車
- ③障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に使用する自動車

3. 自動車の所有(取得)者と運転者との関係

障がい者の状況・障がいの程度等		自動車の所有(取得)者	自動車の運転者
障がい者が18歳以上の場合	障がい者が生徒又は学生	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者
	重度の障がい者(身体障害者手帳1級又は2級、戦傷病者手帳の特別項症から第3項症、療育手帳A)		
	精神障がいの程度が1級又は1級と同程度		
	上記以外の場合	障がい者本人	
障がい者が18歳未満の場合		障がい者と生計を一にする者	障がい者と生計を一にする者
音声機能の障がい者の場合		障がい者本人	障がい者本人
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合		障がい者本人	常時介護する者

(2)交通費割引

名 称	内 容					問い合わせ先					
JR・各私鉄 旅客運賃割引	JR及び各私鉄(阪急・京阪・近鉄)の鉄道運賃が次のとおり割引されます。					JR、私鉄の各駅					
		第1種身体障がい者 第1種知的障がい者 第1種精神障がい者		第2種身体障がい者 第2種知的障がい者 第2種精神障がい者							
		本人単独	本人と介護者	本人単独	本人と介護者						
	普通 乗車券	片路 100km 超える場合 本人5割引	距離制限無し 本人と介護者1名 ともに5割引	片路 100km 超える場合 本人5割引	片路 100km 超える場合 本人のみ5割引						
	定期 乗車券	—	同上	—	12 歳未満の 児童の 介護者1名 のみ5割引						
	回数 乗車券	—	同上	—	—						
	急行券	—	同上	—	—						
※乗務員が障がい者手帳の提示を求めることがあります。 ※乗車券販売窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して割引乗車券 を購入できます。 ※小児定期券の割引はありません。 詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。											
京都市営地下 鉄・バスの旅 客運賃の割引	<table><tr><th>対 象 者</th><th>割引の内容</th></tr><tr><td>身体障害者手帳(1～6級)を所持してい る方 *第 1 種の方のみ介護者1名、ただし、 車いす利用者の場合は3名まで</td><td rowspan="2">普通券 5割引 地下鉄定期券 5割引 市バス定期券 3割引 回数券 5割引</td></tr><tr><td>療育手帳を所持している方 *第1種の方のみ介護者1名</td></tr></table> ※市バスでは、降車時に手帳を提示してください。 地下鉄では乗車券購入時に手帳を提示してください。 ※小児は、障がいの程度に関わらず介護者も割引対象となります。					対 象 者	割引の内容	身体障害者手帳(1～6級)を所持してい る方 *第 1 種の方のみ介護者1名、ただし、 車いす利用者の場合は3名まで	普通券 5割引 地下鉄定期券 5割引 市バス定期券 3割引 回数券 5割引	療育手帳を所持している方 *第1種の方のみ介護者1名	京都市交通局 TEL 863-5061
対 象 者	割引の内容										
身体障害者手帳(1～6級)を所持してい る方 *第 1 種の方のみ介護者1名、ただし、 車いす利用者の場合は3名まで	普通券 5割引 地下鉄定期券 5割引 市バス定期券 3割引 回数券 5割引										
療育手帳を所持している方 *第1種の方のみ介護者1名											
民間路線バス 運賃の割引 割引率 5割	京都府内の路線バスで運賃を支払うとき、身体障害者手帳・療育手帳を 提示すると割引が受けられます。 一部バス会社では、精神障害者保健福祉手帳の提示も割引適用となる 場合や、割引率や受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは各バ ス会社へお問い合わせください。					各バス会社の 営業所等					
はっぴいバス 運賃の割引 割引率 5割	「長岡京はっぴいバス」を降車するとき、身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳を提示すると、介護者(1名)も含めて割引が受 けられます。					交通政策課 TEL 955-3160 FAX 951-5410					

【ノンステップバス】

阪急バスでは、車いすのまま乗車できるバスを運行しています。

詳しくは阪急バスにお問い合わせください。

お問い合わせ：阪急バス大山崎営業所 TEL 957-1020 FAX 957-5478

名 称	内 容	問い合わせ先
タクシー運賃 の割引 割引率 1割	身体障害者手帳・療育手帳(障害者手帳アプリ「ミライロID」を含む)を所持している方がタクシーに乗車するとき、割引が適用されます。 ※精神障害者割引について、一部のタクシー会社では適用されないため、適用の有無を事前にご確認いただくことをおすすめします。 ※手帳類を所持している事実がわかるよう、手帳類の提示等により本人確認ができるようご協力ください。 ※愛のタクシー事業のチケットも同時に利用していただけます。	各タクシー会社 京都運輸支局 TEL 681-9765 一般社団法人 京都府タクシー協会 TEL 691-6518
航空旅客運賃 の割引	国内航空会社の国内定期路線の運賃が割引されます。購入手続きや割引の詳細等は各航空会社によって異なります。 ・割引対象者 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方及び介護者1名	各航空会社支店 営業所 指定代理店
市営駐輪場の 割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者に対し、市営駐輪場の定期利用料金が割引になります。(一時利用は対象外) ※割引額については、各駐輪場にお問い合わせください。 ※定期利用申込時に、窓口で手帳を提示してください。	長岡京駅東駐輪場 長岡京駅西駐輪場 コールセンターTEL 0120-35-2227 長岡天神駅東駐輪場 TEL 953-4879 西山天王山駅東駐輪場 TEL 952-2410 西山天王山駅西駐輪場 TEL 952-2431
市営駐車場の 割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者が運転又は同乗する車両に対し、市営駐車場の一時駐車料が割引になります。	下表参照

	JR長岡京駅西バンビオ内	阪急西山天王山駅東
手 続 き	駐車場入口で発券された駐車券を、お帰りまでに下記の場所に持参し、障がい者手帳を提示 ・バンビオ1番館1階 行政サービスコーナー(8:30~22:00) ・バンビオ2番館2階 駐車場受付窓口(5:00~翌1:30)	精算機の右側にある受話器をとった後、オペレーターからの案内に従い、精算機左側のカメラに障がい者手帳を提示
料 金	普通自動車等 ・昼間20分ごと 100円 → 50円 ・昼間1日の上限額 1,500円 → 750円 ・夜間1日1回 300円 → 150円	普通自動車等 ・30分ごと 100円 → 50円 ・1日最大(入庫から24時間) 800円 → 400円 ※午後8時から午前8時まで 時間内最大料金 300円 → 150円
	自動二輪車 ・1日1回 500円 → 250円	自動二輪車 ・1日1回(入庫から24時間) 500円 → 250円
備 考	定期駐車券は割引の対象外となります。	
問 い 合 わ せ	長岡京都市開発株式会社 TEL 951-4300 駐車場受付(直通) TEL 958-6099	AMSお客様さぽーとセンター TEL 0120-227-077

名 称	内 容		問い合わせ先															
有料道路の通行料金の割引	<table><tr><td></td><td>本人運転</td><td>介護者運転</td></tr><tr><td>対象者</td><td>身体障害者手帳の交付を受けている方</td><td>身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいをお持ちの方</td></tr><tr><td>対象自動車</td><td colspan="2">【事前登録される場合】 普通乗用自動車、小型自動車、軽自動車等で本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの ※事業用自動車等、登録できない自動車があります</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">【事前登録されていない自動車の場合】 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)など、対象となる自動車を登録しなくても、本割引の適用を受けられます。 ※ETC無線走行では、本割引の適用を受けることができません。料金所で手帳の呈示が必要です。 ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。</td></tr><tr><td>有効期間</td><td colspan="2">最長2年2ヶ月 ※当初申請及び変更申請時は、対象となる方の2回目(申請日から)の誕生日までとなります。</td></tr></table>			本人運転	介護者運転	対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいをお持ちの方	対象自動車	【事前登録される場合】 普通乗用自動車、小型自動車、軽自動車等で本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの ※事業用自動車等、登録できない自動車があります			【事前登録されていない自動車の場合】 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)など、対象となる自動車を登録しなくても、本割引の適用を受けられます。 ※ETC無線走行では、本割引の適用を受けることができません。料金所で手帳の呈示が必要です。 ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。		有効期間	最長2年2ヶ月 ※当初申請及び変更申請時は、対象となる方の2回目(申請日から)の誕生日までとなります。		障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001 西日本高速道路株式会社 フリーダイヤル 0120-924-863
	本人運転	介護者運転																
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいをお持ちの方																
対象自動車	【事前登録される場合】 普通乗用自動車、小型自動車、軽自動車等で本人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹などが所有するもの ※事業用自動車等、登録できない自動車があります																	
	【事前登録されていない自動車の場合】 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)など、対象となる自動車を登録しなくても、本割引の適用を受けられます。 ※ETC無線走行では、本割引の適用を受けることができません。料金所で手帳の呈示が必要です。 ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。																	
有効期間	最長2年2ヶ月 ※当初申請及び変更申請時は、対象となる方の2回目(申請日から)の誕生日までとなります。																	
割引率 最大5割引	※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。 ※申請書は障がい福祉課にあります。 ※提出の際には福祉事務所長の証明が必要です。 ・ETCを利用しない場合 ①障がい者ご本人の手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証(車検証) ③運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ) ※運転免許証の免許情報が登録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の提示も可能です。 ・ETCを利用する場合 ①障がい者ご本人の手帳 ②登録を希望される自動車の自動車検査証(車検証) ③運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ) ※運転免許証の免許情報が登録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の提示も可能です。 ④ETCカード(原則として障がい者本人名義のものに限ります) ※未成年(18歳未満)の重度の障がい者の方で本人以外の運転による割引を受けない場合については、親権者又は法定後見人名義も対象となります。 ⑤登録を希望される自動車に取り付けられたETC車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」 ※この他にも要件確認のため別途書類等が必要な場合があります。(割賦(ローン)契約書・長期リース契約書など) 【オンライン申請】 ・令和5年3月27日からオンラインでの申請も可能です ・当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用される方(新規・変更・更新)に限定して受付します ・マイナンバーカードのご用意と、マイナポータルへの登録が必要となります ・詳細は、下記のオンライン申請受付サイトへ URL https://www.expressway-discount.jp																	

※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

※申請書は障がい福祉課にあります。

※提出の際には福祉事務所長の証明が必要です。

・ETCを利用しない場合

- ①障がい者ご本人の手帳
- ②登録を希望される自動車の自動車検査証(車検証)
- ③運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ)
 ※運転免許証の免許情報が登録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の提示も可能です。

・ETCを利用する場合

- ①障がい者ご本人の手帳
- ②登録を希望される自動車の自動車検査証(車検証)
- ③運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ)
 ※運転免許証の免許情報が登録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の提示も可能です。
- ④ETCカード(原則として障がい者本人名義のものに限ります)
 ※未成年(18歳未満)の重度の障がい者の方で本人以外の運転による割引を受けない場合については、親権者又は法定後見人名義も対象となります。
- ⑤登録を希望される自動車に取り付けられたETC車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

※この他にも要件確認のため別途書類等が必要な場合があります。
 (割賦(ローン)契約書・長期リース契約書など)

【オンライン申請】

- ・令和5年3月27日からオンラインでの申請も可能です
- ・当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用される方(新規・変更・更新)に限定して受付します
- ・マイナンバーカードのご用意と、マイナポータルへの登録が必要となります
- ・詳細は、下記のオンライン申請受付サイトへ
 URL <https://www.expressway-discount.jp>

(3)その他の免除

名 称	内 容	問い合わせ先																												
身体障害者等駐車禁止除外指定車標章	心身障がい者等に対して駐車禁止除外指定車標章が交付され、交付を受けた本人が現に使用している車両は公安委員会が指定した場所での駐車禁止等の対象から除外されます。	向日町警察署 TEL 921-0110 (代表)																												
		警察本部交通規制課 TEL 451-9111 (代表)																												
	<table><tr><th>身体障がい者</th><th>障がい者手帳の等級等</th></tr><tr><td>上肢不自由</td><td>1級・2級の1および2級の2</td></tr><tr><td>下肢不自由</td><td>1級から4級</td></tr><tr><td>平衡機能障害</td><td>3級</td></tr><tr><td>体幹不自由</td><td>1級から3級</td></tr><tr><td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能:1級及び2級 (－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能:1級から4級</td></tr><tr><td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害</td><td>1級及び3級</td></tr><tr><td>視覚障害</td><td>1級から4級の1</td></tr><tr><td>聴覚障害</td><td>2級及び3級</td></tr><tr><td>免疫機能障害</td><td>1級から3級</td></tr><tr><td>肝臓機能障害</td><td>1級から3級</td></tr><tr><td>知的障がい者</td><td>重度(療育A)</td></tr><tr><td>精神障がい者</td><td>1級</td></tr><tr><td>小児慢性特定疾患児</td><td>色素性乾皮症(※昼間に限り除外)</td></tr></table>	身体障がい者	障がい者手帳の等級等	上肢不自由	1級・2級の1および2級の2	下肢不自由	1級から4級	平衡機能障害	3級	体幹不自由	1級から3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能:1級及び2級 (－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能:1級から4級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級	視覚障害	1級から4級の1	聴覚障害	2級及び3級	免疫機能障害	1級から3級	肝臓機能障害	1級から3級	知的障がい者	重度(療育A)	精神障がい者	1級	小児慢性特定疾患児	色素性乾皮症(※昼間に限り除外)	
	身体障がい者	障がい者手帳の等級等																												
	上肢不自由	1級・2級の1および2級の2																												
	下肢不自由	1級から4級																												
	平衡機能障害	3級																												
	体幹不自由	1級から3級																												
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能:1級及び2級 (－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能:1級から4級																												
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級																												
	視覚障害	1級から4級の1																												
	聴覚障害	2級及び3級																												
	免疫機能障害	1級から3級																												
	肝臓機能障害	1級から3級																												
	知的障がい者	重度(療育A)																												
精神障がい者	1級																													
小児慢性特定疾患児	色素性乾皮症(※昼間に限り除外)																													
◆申請時に必要な書類等																														
【本人が申請する場合】																														
①交付を受けている障害者手帳、戦傷病者手帳等																														
②交付している旧標章																														
注)色素性乾皮症により申請される場合は、 <u>医師の診断書</u> が必要です。																														
【代理人のみが申請する場合】																														
①上記手帳等																														
②委任状(障がい者本人が作成したものに限りです)																														
③標章交付対象者本人の住民票等																														
(申請日からおおむね1週間以内のものをご用意ください)																														
④代理人氏名が確認できるもの(運転免許証・健康保険証等)																														
⑤交付している旧標章																														
※手帳に記載されている住所が現住所ではない場合は、住所変更が必要です。																														
※手帳に貼付されている顔写真が汚損又はき損している場合は、自動車運転免許・健康保険証・パスポート等で確認が必要な場合があります。																														
※申請は住所地を管轄する警察署交通課または警察本部交通規制課へ。																														
NHK放送受信料の免除	<table><tr><th>対象世帯と等級</th><th>金 額</th></tr><tr><td>身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>視覚、聴覚障がい者が世帯主で受信契約者 重度の障がい者(1・2級の身体障がい者・知的障がい者・1級の精神障がい者)が世帯主で受信契約者</td><td>半額免除</td></tr></table>	対象世帯と等級	金 額	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税	全額免除	視覚、聴覚障がい者が世帯主で受信契約者 重度の障がい者(1・2級の身体障がい者・知的障がい者・1級の精神障がい者)が世帯主で受信契約者	半額免除	NHK京都放送局経営管理企画センター TEL 251-1595 NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077																						
対象世帯と等級	金 額																													
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税	全額免除																													
視覚、聴覚障がい者が世帯主で受信契約者 重度の障がい者(1・2級の身体障がい者・知的障がい者・1級の精神障がい者)が世帯主で受信契約者	半額免除																													
	◆申請方法:放送受信料免除(全額又は半額免除)申請書を下記に送付 〒604-8515 京都市中京区烏丸御池下る虎屋町 576 番地 NHK京都放送局経営管理企画センター 開発グループ行																													
	※申請書は障がい福祉課にあります。 ※提出の際には福祉事務所長の証明が必要です。 ※半額免除申請はオンラインでも申請できます。 マイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。 詳細は右の QR コードより確認いただけます。																													

名 称	内 容	問い合わせ先
市内公共施設利用料の減免 減免額 5割	中央公民館や西山公園体育館などの市内公共施設を利用する場合において、障がい者手帳を提示して手続きをすることで、利用料の減免を受けることができます。 複数人で利用される場合は、そのうち2分の1が減免該当者であることが必要となる等、各施設により条件がありますので、詳しくは、各公共施設にお問い合わせください。	利用される各公共施設
京都おもいやり駐車場利用証制度	障がいのある方、高齢者や難病患者、妊産婦やけがをされた方など歩行が困難な方の外出を支援するため、「おもいやり駐車場(車いすマークの駐車場等)」を利用する方に京都府が利用証を交付する制度です。 なお、公安委員会が発行する駐車禁止除外指定車標章でも京都おもいやり駐車場の利用が可能です。	京都府健康福祉部 地域福祉推進課 TEL 414-4551

京都おもいやり駐車場利用対象者

区分			等級等	確認書類	有効期間
身体障がい者	視覚障がい		1～4 級	身体障害者手帳	5 年
	聴覚障がい		2,3 級		
	平衡機能障がい		3,5 級		
	肢体不自由	上肢	1～2 級		
		下肢	1～6 級		
		体幹	1～3,5 級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～2 級		
		移動機能	1～6 級		
	心臓機能障がい		1,3,4 級		
	じん臓機能障がい				
	呼吸器機能障がい				
	ぼうこう又は直腸の機能障がい				
	小腸機能障がい				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～4 級			
肝臓機能障がい					
知的障がい者			療育A	療育手帳	
精神障がい者			1 級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療費受給者	特定医療費(指定難病)受給者証 特定疾患医療受給者票 小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等			要介護 1～要介護 5	介護保険被保険者証	
妊産婦・保護者			妊娠中の方 2歳未満(多胎児の場合は、3歳未満)の子の保護者	母子健康手帳等(出産後は、子の年齢が確認できる書類)	母子健康手帳取得時～産後2年(多胎児の場合は産後3年)
けが人			けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書等、本人確認書類	車いす・杖などの使用期間(1年の範囲内)
その他 歩行困難者			上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で歩行や乗降が困難と認められる方	医師の診断書・意見書等、本人確認書類	5 年の範囲内

8. 障がい福祉サービス及び児童福祉サービス、地域生活支援事業

(1) 利用手順

ア 障がい福祉サービス

障がいのある方が地域で自立した生活を営むために、必要なサービスの支給決定を受けることで、サービスを提供する事業者と契約を結んで利用することができます。

支給決定を受けるには申請が必要です。サービスの種類により障害支援区分(※1)の認定なども必要になります。

※介護保険の対象になる方は介護保険によるサービス利用が優先されます。

※18歳未満の「障がい児」は、障害支援区分の認定は行わず、別の方法で支給決定されます。

※1. 障害支援区分とは

介護給付の必要度を表す6段階の区分です。区分1～6まであり、区分6の方が必要度が高くなります。

①相談

利用したいサービスがあれば、まずは相談してください。どのようなサービスがどのくらい必要か、相談します。

相談できる所:障がい福祉課、生活相談支援センター、相談支援事業所(※2)

※2. 相談支援事業所とは

相談支援事業者は、障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

②支給申請

障がい福祉課へ申請します。

○申請に必要なもの:申請書・添付書類、医師の意見書や診断書、サービス等利用計画案

※サービスによって異なります。

※必要時、ききとりを行うことがあります。

③認定調査・審査会

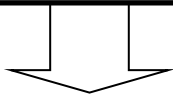
サービス利用を希望している方の、障がいの程度や生活環境、介護者の状況などについて、聴き取りを行います。

介護給付では障害支援区分の認定が必要です。※調査、認定審査会には1～2ヶ月かかります。

④支給決定

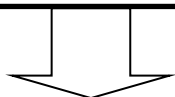
利用できるサービス等が決定され、受給者証が交付されます。

決定される内容:利用できるサービスの種類、支給量、支給期間(利用できる期間)、
利用者負担額と月額上限



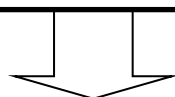
⑤契約

利用したい事業者や施設に受給者証を提示してサービスを申し込み、契約します。
複数のサービスを利用する場合は、サービスごとに契約します。



⑥サービスの利用

契約した事業者や施設からサービスを受けます。

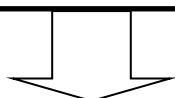


⑦利用料の支払い

サービスを利用したら、利用者負担額を事業者や施設に支払います。

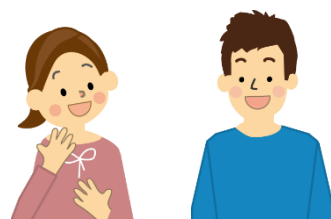
利用料(月額)には上限が設けられています。

残りの利用料は市が支払い、事業者や施設は市から受け取った利用料(代理受領額)を利用者に通知します。
利用者負担については P.66をご覧ください。



⑧モニタリング

サービスの利用状況を確認し、必要であればサービスを見直します。

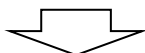


イ 児童福祉サービス(通所サービス)

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を利用する場合は、手続きが必要です。

①相談

利用したいサービスがあれば、まずは相談してください。



②申請

障がい福祉課へ申請します。

申請に必要なもの:申請書、添付書類(支援利用計画(案))※医師の診断書が必要な場合があります。

※必要時、ききとりを行うことがあります。



③支給決定

利用できるサービス等が決定され、受給者証が交付されます。

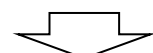
※児童の場合、誕生月で更新します。更新申請は毎年必要です。



④契約

利用したい事業者や施設に受給者証を提示してサービスを申し込み、契約します。

複数のサービスを利用する場合は、サービスごとに契約します。



⑤サービスの利用、利用料の支払い

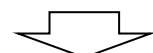
契約した事業者や施設からサービスを受けます。

サービスを利用したら、利用者負担額を事業者や施設に支払います。

利用料(月額)には上限が設けられています。

※世帯とは、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

利用者負担については P.66をご覧ください。



⑥モニタリング

利用状況を確認し、必要であればサービスを見直します。

ウ サービス等利用計画・支援利用計画

・サービス等利用計画・支援利用計画とは

サービス利用者が必要とする支援や意向を基に、適切なサービス利用を支援するための計画です。

障害者総合支援法及び児童福祉法上のサービスを利用する前に、計画を作成する必要があります。

また、計画作成後サービスを利用し始めてからも、一定期間ごとにモニタリングを行い計画の見直しをします。

・誰が作るのか

相談支援事業者が作成します。

乙訓地域の事業所を P.71～72に掲載しています。

・費用はかかるのか

かかりません。

・作ることのメリットはなにか

①障がい福祉の専門家(相談支援事業者)から適切なサービスの組み合わせを提案してもらえます。

②1つの計画を基に関係者が情報を共有できるので、一体的な支援を受けることができます。

③サービス利用者本人が望む支援や意向をもとにプロが計画を作成するので、本人のニーズに合った支給決定を受けることができます。

障がい者手帳をお持ちでない難病のある方(国の定める対象疾患のみ)も障がい福祉サービスを利用できます。詳しくは障がい福祉課(TEL:955-9710)までお問い合わせください。

※介護保険が利用できる方は、ホームヘルプ事業は介護保険制度により優先的に給付されるため、障がい福祉サービスのホームヘルプ事業としては給付対象外です。ただし、特別な状況と認められるときは障がい福祉サービスからの利用が可能な場合もあります

《介護保険制度については P.95参照》

(2)障がい福祉サービス

<介護給付>

サービスの種類		内 容	対 象 者	支給期間
居宅介護	・身体介護 ・家事援助	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。	身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者 ※家事援助、通院等(乗降)介助は障がい児を対象としていません。	1年 + 支給決定日からその月の月末まで(※)
	・通院等介助 ・通院等乗降介助	通院や官公庁での手続きのために車への乗り降りや移動を介助します。		
同行援護		重度の視覚障がいにより移動が困難な方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。	アセスメント調査票で、調査項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかの点数が1点以上でありかつ、「移動障害」の点数が1点以上の方	
行動援護		知的障がいや精神障がいにより行動が困難な方に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。	①障害支援区分3以上 ②認定調査で「行動関連項目」(12項目)の合計点が原則10点以上の方	
重度訪問介護		重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常時介護を必要としている方に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。 ※平成30年4月から入院時の病院でサービスを受けることができるようになりました。 詳しくはお問い合わせください。	①障害支援区分4以上 ②認定調査で「行動関連項目」(12項目)の合計点が原則10点以上の方	

(※)支給決定日が月の初日の場合を除きます。

サービスの種類	内 容	対 象 者	支給期間
重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な方に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6で、意思疎通に著しい困難を有する方で、次の①又は②に該当する方 ①重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態で次のⅠ又はⅡに該当する方 Ⅰ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 Ⅱ. 最重度知的障がい者 ②認定調査の「行動関連項目」(12項目)の合計点が10点以上の方	1年 +
短期入所	在宅の障がいのある方を介助する方が病気などの場合に、障がいのある方が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者	支給決定日からその月の月末まで(※)
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な方を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	①障害支援区分4以上 又は ②区分3以上で50歳以上の身体・知的・精神障がい者	
療養介護	医療が必要な方であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある方を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者、区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方	
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある方に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	①障害支援区分3以上 又は ②区分2以上で50歳以上の身体・知的・精神障がい者	3年 +
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で1人暮らしを希望する者等	支給決定日からその月の月末まで(※)

(※)支給決定日が月の初日の場合を除きます。

<訓練等給付>

サービスの種類	内 容	対 象 者	支給期間
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある方(高次脳機能障害含む)に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。	身体障がい者	1年 から 2年 + 支給決定日 からその月の 月末まで (※)
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある方に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。	知的障がい者 精神障がい者	
就労移行支援	一般就労を希望する方に対し、一定の期間における支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	1年 から 3年 + 支給決定日 からその月の 月末まで (※)
就労継続支援 A型	一般企業などへの就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。		
就労継続支援 B型	一般企業などへの就労が困難な方などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。		
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、障がいのある方が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。		
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。	就労移行支援等の 利用を経て一般就 労へ移行した障が い者で、就労に伴 う生活面での課題 が生じている者	

(※)支給決定日が月の初日の場合を除きます。

※上記に加え、令和7年10月より「就労選択支援」サービスが創設されます。(サービス提供事業所は未定です。)

内容:就労を希望する方に対し、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先・働き方の選択を支援します。

<就労支援>

事 業 名	内 容	対 象 者	備 考
障がい者施設 通所交通費助成事業	福祉的就労施設の通所に要した交通費の2分の1に相当する額を助成します。 ※1か月当たりの助成上限額は5,000円。	就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型 就労移行支援事業所 へ通所している方 ※生活保護の受給者は対象外です	年2回申請が必要。 (7、8月に1月～6月分を申請。翌年1、2月に7月～12月分を申請。)※前年度分までは遡っての申請ができます。
重度障がい者等 就労支援特別事業 <地域生活支援事業>	通勤支援や職場介助を必要とする重度障がいのある方等に対し、障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援を行います。 ※民間企業で雇用されている方の場合、「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」との併給調整あり。	下記にすべて該当する方 ・重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている ・民間企業で雇用されている又は自営業者で、通勤や職場における支援が必要 ・1週間の所定就労時間が10時間以上(見込み含む。) ・長岡京市に居住している(施設入所者等を除く。)	申請者により必要書類が異なるため、詳しくは下記へ。 障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001

(3)児童福祉サービス(通所サービス)

サービスの種類	内 容	対 象 者	支給期間
児童発達支援	就学前のすべての障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練や肢体不自由児の治療などを行います。	身体障がい児 知的障がい児 発達障がい児	1年 誕生日の属する月末まで (年長児・18歳到達児については年度末日まで)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。		
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。		
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある児童、又は利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。		

(4)相談系サービス

サービスの種類	内 容	対 象 者	問い合わせ先
計画相談支援	障がい福祉サービス(児童福祉サービス)を利用する、すべての方を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	障がい福祉サービス利用(希望)者	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
障害児相談支援		児童福祉サービス利用(希望)者	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。	①障害者支援施設等に入所している障がい者 ②精神科病院に入院している精神障がい者(1年以上の入院を原則に市町村が必要と認める者)	
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した方やひとり暮らしへ移行した方などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に訪問や、相談などの必要な支援をします。	地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方で、居宅において単身で生活する障がい者、又は居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者	

※一部のサービスを除き、申請による利用決定を受けた上でサービス提供事業所との契約が必要となります

※サービスの利用手順や利用者負担は＜8.障がい福祉サービス及び児童福祉サービス、地域生活支援事業＞の利用手順及び(6)利用者負担を参照

※事業を実施する事業所は＜9.乙訓のサービス提供事業＞を参照

(5)地域生活支援事業

サービスの種類	内 容	対 象 者	問い合わせ先
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、ガイドヘルパーによる外出のための個別支援を行います。	身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
日中一時支援	障がい者等が日中活動できる場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族の就労を支援し、介護者の負担を軽減します。	※重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援 事業は	
訪問入浴	在宅での入浴が困難で、かつ移送に耐えられないなどの理由により施設で入浴できない障がい者のために、居宅に訪問し、浴槽を提供して入浴を行います。	①重度訪問介護又は行動援護の対象者であり、 ②発語困難等により意思の伝達が困難な方。(ただし、福祉用具、手話等の媒体を用いて意思疎通できる場合は除く。)に限り ます。	
重度障がい者等 入院時コミュニケーション支援	重度障がい者等が発語困難等により入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることができない場合に、コミュニケーションを支援する支援員を派遣します。		
地域活動支援 センターの利用	日中に創作的活動や生産活動を行う機会を提供することにより、社会との交流を促進します。	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	

※一部のサービスは申請による利用決定を受けた上で、サービス提供事業所との契約が必要となります

※サービスの利用手順や利用者負担は＜8.障がい福祉サービス及び児童福祉サービス、地域生活支援事業＞の利用手順及び(6)利用者負担を参照

※事業を実施する事業所は＜9.乙訓のサービス提供事業＞を参照

障がい者手帳をお持ちでない難病のある方(国の定める対象疾患のみ)も障がい福祉サービスを利用できます。詳しくは障がい福祉課(TEL:955-9710)までお問い合わせください。

(6)利用者負担

ア 障がい福祉サービス等(児童福祉サービス含む)と地域生活支援事業の利用者負担

- 障がい福祉サービス等の給付を受けるときや地域生活支援事業を利用するときは、原則としてサービス費用の1割が自己負担となりますが、同一世帯(※1)の市民税課税状況(※2)により、自己負担月額には上限が設けられています。

ただし、満3歳になった次の4月から小学校就学までの児童発達支援等にかかる利用者負担については、令和元年10月1日から無償です。(実費等を除く)

◎障がい者

		利用者が障がい者の場合の 自己負担上限月額			
		障がい福祉サービス	地域生活支援事業		
			移動支援 (事業所 A) (※3)	移動支援 (事業所 B) (※3)	その他 日中一時支援 など(※3)
市民税 課税世帯	所得割 16 万円以上	37,200 円	37,200 円	37,200 円	37,200 円
	所得割 16 万円未満	9,300 円 (※4)	9,300 円	9,300 円	9,300 円
市民税非課税世帯・生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円

◎障がい児

		利用者が障がい児の場合の自己負担上限月額			
		障がい福祉 (児童福祉) サービス	地域生活支援事業		
			移動支援 (事業所 A) (※3)	移動支援 (事業所 B) (※3)	その他 日中一時支援 など(※3)
市民税課税世帯	所得割 28 万円以上	37,200 円	37,200 円	37,200 円	37,200 円
	所得割 28 万円未満	4,600 円	4,600 円	4,600 円	4,600 円
市民税非課税世帯・生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円

※1 利用者が障がい者の場合、「世帯」の範囲は、障がい者本人と配偶者までを指します。

利用者が障がい児の場合、「世帯」の範囲は、住民票上の世帯と同じになります。

※2 6月までは、前年度の課税状況により自己負担上限月額が決まります。

※3 ここでいう地域生活支援事業は、長岡京市が実施する移動支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、地域活動支援センター事業、重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業等のうち、利用者負担を必要とする事業を指します。

地域生活支援事業は上限額の調整は行いません。各事業内でのみ世帯の市民税課税状況による上限額に基づいた還付を行い、別事業間の場合は「総合上限制度(P. 69参照)」に基づき還付されることがあります。

※4 ①居宅で生活をする者、②20歳未満の施設入所のいずれかに該当しない場合、37,200円となります。

◎児童福祉サービスの多子軽減措置

以下の場合、児童福祉サービスの利用者負担が軽減されます。

○対象

サービスを利用する子どものうち、

- ①市民税所得割合算額が 77,101 円以上の世帯であり、小学校就学前の子どもが2人以上いる場合
- ②市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯であり、就学前後を問わず、子どもが2人以上いる場合

○軽減内容

対象①の場合(就学後の子どもは含めません)

- 第1子……児童福祉サービスにかかる費用総額の100分の10
- 第2子……児童福祉サービスにかかる費用総額の100分の5
- 第3子～……無償

対象②の場合(就学後の子どもも含めます)

就学後

- 全員……児童福祉サービスにかかる費用総額の100分の10

就学前

- 第1子……児童福祉サービスにかかる費用総額の100分の10
- 第2子……児童福祉サービスにかかる費用総額の100分の5
- 第3子～……無償

以上の額と、従来の利用者負担上限月額(所得に応じて決定)とを比較して、低い方が利用者負担上限月額となります。



①の場合

第2子を第1子として数えます。
第3子の利用者負担額が総費用額の100分の5になります。

②の場合

第1子を第1子として数えます。
第2子の利用者負担額が総費用額の100分の5に
第3子の利用者負担額が無償になります。

イ 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の利用者負担

○自立支援医療で登録されている医療機関等で対象となる疾病の治療等を受けるときは、原則として医療費の1割が自己負担となります。

同一健康保険に加入している世帯員の市民税課税状況により、自己負担月額には上限が設けられています。

◎更生医療、精神通院医療

所得階層区分		市と府の制度による 自己負担上限月額		＜参考＞国制度による 自己負担上限月額	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
市民税 課税世帯	所得割 23 万 5 千円以上	給付対象外	20,000 円	給付対象外	20,000 円
	所得割 23 万 5 千円未満	37,200 円	5,000 円	上限額設定なし	10,000 円
	所得割 16 万円未満	18,600 円	5,000 円		10,000 円
	所得割 3 万 3 千円未満	10,000 円	2,500 円		5,000 円
市民税 非課税世帯	下記以外	2,500 円		5,000 円	
	うち障害年金 1 級、 特障手当のみ	1,250 円		5,000 円	
	年間収入 <u>80 万円以下(※)</u>	1,250 円		2,500 円	
生活保護世帯		0 円		0 円	

◎育成医療

所得階層区分		市と府の制度による 自己負担上限月額		＜参考＞国制度による 自己負担上限月額	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
市民税 課税世帯	所得割 23 万 5 千円以上	給付対象外	20,000 円 ※	給付対象外	20,000 円
	所得割 16 万円以上	10,000 円 ※	5,000 円	10,000 円	
	所得割 16 万円未満	10,000 円 ※	5,000 円	10,000 円	
	所得割 3 万 3 千円未満	5,000 円※	2,500 円	5,000 円	
市民税 非課税世帯	下記以外	5,000 円		5,000 円	
	うち障害年金 1 級、 特障手当のみ	5,000 円		5,000 円	
	年間収入 <u>80 万円以下(※)</u>	2,500 円		2,500 円	
生活保護世帯		国基準適用		0 円	

※「重度かつ継続」

▼更生医療・育成医療の場合は小腸機能障害、腎臓機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害の方

▼精神通院医療の場合は統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害等、又は集中・継続的な治療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する精神科の医師が判断した方

▼疾病の種類にかかわらず医療保険の高額療養費の多数該当の方

※市と府の制度の適用はなく、国制度の自己負担上限額となります。

(※)…令和7年7月以降、障害年金2級支給相当額に改定される予定です。

ウ 「総合上限制度」による利用者負担の軽減

○同じ月に複数の障がい福祉サービス(一部を除く)や補装具、自立支援医療を利用して、1か月に支払う額が下記の上限額を超えた場合には、障がい福祉課の窓口で申請することにより超過額の払い戻しが受けられます。申請には印鑑と利用したサービスの領収書が必要です。

		総合上限による 自己負担上限月額
市 民 税 課税世帯	所得割 16 万円以上	37,200 円
	所得割 16 万円未満	18,600 円
市 民 税 非課税世帯	年間収入 <u>80 万円以上(※)</u>	12,300 円
	うち障害年金 1 級、 特障手当のみ	7,500 円
	年間収入 <u>80 万円未満(※)</u>	
生活保護世帯		0 円

総合上限制度の対象になる費用【例】

▼障害者総合支援法による給付
介護給付、訓練等給付
自立支援医療費の自己負担額

※食費、送迎などの実費負担分は払い戻しの対象になりません。

エ 高額障害福祉サービス費・高額障害児(通所)給付費による利用者負担の軽減

①障がい者

障がい福祉サービス(補装具・介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

②障がい児

障がい福祉サービスと児童福祉サービスを併せて利用している場合は、利用者負担額を合算し、いずれか高い方の基準額を超えた部分について、高額障害児(通所)給付費が支給されます。

利用パターン	所得区分	収入の状況	世帯の基準額
同じ世帯に属する方が ○障がい福祉サービス ○児童福祉サービス ○補装具 ○介護保険サービス (障がい福祉サービス利用者分に限る) のいずれか2つ以上を利用	低所得1	非課税世帯で本人の収入が <u>80 万円以下(※)</u> の方	0 円 (※1)
	低所得2	非課税世帯で本人の収入が <u>80 万円を超える(※)</u> 方	0 円 (※1)
	一般	課税世帯の方	37,200 円 (※1)
同じ世帯に属する方が ○障がい福祉サービス ○児童福祉サービス の2つのみを利用	低所得1	非課税世帯で本人の収入が <u>80 万円以下(※)</u> の方	受給者証の負担上限月額 (※2)
	低所得2	非課税世帯で本人の収入が <u>80 万円を超える(※)</u> 方	
	一般	課税世帯の方	

※1 高額障害福祉サービス等給付費等の「世帯の基準額」は、「負担上限月額」と異なる場合があります

※2 通所・短期入所のみの方の場合で負担上限月額が異なる場合は、額の低い方が適用となります

(※)…令和7年7月以降、障害年金2級支給相当額に改定される予定です。

※平成30年4月から、上記制度に加えて、65歳に至るまで相当の長期間に渡り障がい福祉サービスを利用してきた一定の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減(償還)できる仕組みが創設されました。詳しくは、障がい福祉課にお問い合わせください。

(7)その他の手続き

・支給量、障害支援区分の変更について

サービスを利用している間に、障がいの程度や介護を行う方の状況などが変わって、利用するサービスの支給量や障害支援区分を変更する必要があるときは変更の申請ができます。

・継続申請について

支給期間終了後も継続してサービス利用される場合は、再度申請する必要がありますので、支給期間終了までに窓口まで相談にお越しください。

・住所・氏名が変わったときは届出が必要です。

住所・氏名が変わったときは、受給者証を持って障がい福祉課へお越しください。

長岡京市外へ引越されるときは、新しい居住地の福祉事務所で申請が必要です。新しい居住地でスムーズにサービスを利用していただくためには、事前に新しい居住地の福祉事務所へ相談に行ってください。長岡京市で発行された受給者証は障がい福祉課へ返還してください。

・申請に対する決定について苦情がある場合

申請に対する決定についての苦情は、長岡京市に対して異議申し立てができます。

・福祉サービス利用について苦情がある場合

サービス利用に関する苦情は、サービスを提供する事業者と利用者との間で解決しますが、市でも相談に応じます。また、第三者機関として、「京都府福祉サービス運営適正化委員会」が設置されています。そこでは、福祉サービスを適切に利用することができるように福祉サービスについての苦情相談や助言、解決にむけての話し合いの場を調整したりしています。

京都府福祉サービス運営適正化委員会(京都府社会福祉協議会内)

TEL 252-2152 (月～金;9:00～16:30 祝日・年末年始を除く)

FAX 212-2450

(8)障がい福祉サービス等の対象となる難病

対象となる方は、障がい者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

最新の対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

9. 乙訓のサービス提供事業所

○相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容				主な利用対象者(※)				
		計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	障害児相談支援	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	難病患者等
相談支援室 のこのこ 行 医	〒617-0814 長岡京市今里西ノ口17番9 TEL 874-7373 FAX 874-6510	○	○	○	○	○	○		○	○
長岡京市障がい者 地域生活支援センター 「キャンパス」 医	〒617-0833 長岡京市神足2丁目3番1号 長岡京市総合交流センター2階 TEL 958-6912 FAX 963-5509	○	○	○	○	○	○		○	○
相談支援事業所 アンサンプル 行 精 高	〒617-0844 長岡京市調子2丁目5番7号 TEL 956-2543 FAX 956-2547	○	○					○		
こらぼねっと 相談支援センター 行 医 精	〒617-0823 長岡京市長岡1丁目13-9 TEL 953-4452 FAX 953-4457	○	○	○	○	○	○	○	○	
相談支援センター みちくさ 行 医	〒617-0813 長岡京市井ノ内広海道42番3 TEL 953-9213 FAX 953-9215	○					○			
乙訓若竹苑 行 医 精	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17番8 TEL 954-6501 FAX 954-6588	○				○	○	○		
乙訓ポニーの学校 行 医 精	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17番8 TEL 952-5000 FAX 953-5200	○			○				○	
相談支援事業所ばれっと 行 医	〒617-0825 長岡京市一文橋2丁目25番26号 TEL 957-5350 FAX 957-5350	○				○	○			
晨光苑相談支援事業所	〒617-0813 長岡京市井ノ内朝日寺27番2 TEL 955-0055 FAX 959-3311	○				○				
相談支援事業所かな 精	〒617-0814 長岡京市今里三ノ坪4番地1コモド長岡京311号室 TEL 080-9067-9174 FAX 956-7701	○						○		

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容				主な利用対象者(※)				
		計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	障害児相談支援	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	難病患者等
相談支援事業所テラス 精	〒617-0826 長岡京市開田2丁目14番9号 TEL 950-0071 FAX 874-6260	○				○	○	○		
ドリトル相談室	〒617-0827 長岡京市竹の台15番地12 TEL 382-6030 FAX 925-8925	○			○				○	
乙訓ひまわり園相談支援 事業所 行 医	〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪13番1 TEL 935-0101 FAX 935-0113	○	○	○	○	○	○		○	
相談支援事業所 ビー・アライブ 行 医 精	〒617-0006 向日市上植野町馬立2番地の3メゾンサンフ ラワー303 TEL 285-2074 FAX 285-2874	○			○	○	○	○	○	
ヴィキッズ 行 医 精 高	〒617-0006 向日市寺戸町向畑53番42 TEL 924-0018 FAX 925-0800				○				○	
Tem Tem 行 精	〒617-0002 向日市寺戸町渋川1-1 水車1F TEL 950-9069	○			○	○	○	○	○	○
相談支援事業所 サンフラワー 精 ※休止中	〒617-0001 向日市物集女町森ノ下12番1 TEL 922-1708	○					○	○		

(※)現在の状況と異なる場合があります。利用者の受け入れ状況については、各事業所へお問い合わせください。

※事業所名欄の□で囲った文字は、特定の障がいのある利用者へ適切に対応できる体制が整備されていること示すものです。

詳しくは以下をご覧ください。

行…行動障がいのある障がい者に対して適切に対応できる体制が整備されている

医…医療的ケア児等に対して適切に対応できる体制が整備されている

精…精神障がい者に対して適切に対応できる体制が整備されている

高…高次脳機能障がいのある障がい者に対して適切に対応できる体制が整備されている

(※令和7年4月現在の市町村への届出状況について記載しています。)

○ホームヘルプサービス（居宅介護・同行援護・重度訪問介護・行動援護）及び移動支援事業

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容					主な利用対象者(※)				
		居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	難病患者等
乙訓福祉会・ライフサポート事業所	〒617-0836 長岡京市勝竜寺長黒1番3号 TEL 952-0888 FAX 952-0889	○		○	○	○	○	○		○	
長岡京市社会福祉協議会 きりしま苑	〒617-0832 長岡京市東神足2丁目15番2号 TEL 956-0294 FAX 956-0290	○		○	○	○	○	○		○	
にこりん	〒617-0825 長岡京市一文橋2丁目25-26 TEL 957-5350 FAX 957-5350	○		○	○	○	○	○	○	○	
ホームヘルプセンター 竹の里ホーム	〒617-0853 長岡京市奥海印寺走田1番1 (居宅・重度訪問介護) TEL 951-2250 FAX 951-1030 (行動援護) TEL 951-2230 FAX 951-2211	○		○	○	○	○	○		○	
乙訓介護サービス	〒617-0813 長岡京市井ノ内小西47番 TEL 953-8202 FAX 953-7975	○	○		○	○	○	○		○	
せんしゅんかい訪問介護 センター西山天王山	〒617-0843 長岡京市友岡川原25-3 TEL 959-1004 FAX 959-1005	○					○	○		○	
ネットワークすてっパ 訪問介護事業所	〒617-0852 長岡京市河陽が丘1丁目8番4 TEL 954-9541 FAX 954-9541	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
きょうと福祉倶楽部	〒617-0824 長岡京市天神4丁目7番12号ハイツ東台101号 TEL 958-2560 FAX 957-2808	○		○	○	○	○	○	○	○	
訪問介護ステーション アゼリア	〒617-0843 長岡京市友岡4丁目20番15号 TEL 957-6171 FAX 957-6172	○				○			○		
街かどケアセンター	〒617-0845 長岡京市下海印寺東条31-1 TEL 958-2735 FAX 956-2591	○		○	○	○	○	○	○	○	
ニチイケアセンター 長岡京	〒617-0833 長岡京市神足芝本4番 TEL 958-6575 FAX 958-6585	○				○	○	○	○	○	
はあーと介護サービス	〒617-0812 長岡京市長法寺祭ノ神3番1-2 TEL 957-3366 FAX 957-3555	○		○	○	○	○	○	○	○	
サポートセンター あらぐさ	〒617-0813 長岡京市井ノ内広海道21番地1 パティオ・プラスⅡ107号室 TEL 953-9214 FAX 205-5438	○		○	○	○	○	○		○	
こらぼねっと ライフアシストセンター	〒617-0823 長岡京市長岡1丁目13-9 TEL 953-4452 FAX 953-4457	○				○		○		○	
訪問介護事業所だんらん	〒617-0814 長岡京市今里1丁目2-24 TEL 200-1088 FAX 203-6673	○			○	○	○				

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容					主な利用対象者(※)				
		居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	難病患者等
株式会社 JUMOKU いずみケアサポート	〒617-0844 長岡京市調子2丁目15番地3 三幸ハイ ツ206号室 TEL 957-0201 FAX 957-0202	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
プラチナ・訪問介護ステ ーション京都長岡京	〒617-0824 長岡京市天神1丁目19番5号 TEL 754-7539 FAX 952-1101	○			○		○	○	○	○	○
エルケア長岡京ケアセ ンター	〒617-0828 長岡京市馬場1丁目1番41号ハイツハーベスト102 TEL 957-6673 FAX 957-6674	○	○		○	○	○	○	○	○	○
長岡京ケアハートガー デン訪問介護事業所 「西山の郷」	〒617-0853 長岡京市奥海印寺多貝垣外17-1 TEL 952-4735 FAX 958-6902	○					○	○	○	○	○
みらいかないサポート	〒617-0833 長岡京市神足2丁目9-8 2-C TEL 951-1123 FAX 050-5433-0693	○	○				○				
まどか訪問サービス ステーション	〒617-0811 長岡京市粟生梶ヶ前25番地2号 TEL 925-5087 FAX 925-5176	○	○		○	○	○	○	○		○
ニチイケアセンター 長岡天神	〒617-0823 長岡京市長岡1丁目8-7 バルザンカマ1階 TEL 959-6666 FAX 953-5115	○					○	○	○	○	○
ケア21長岡天神	〒617-0824 長岡京市天神1丁目1-37 アゼリア館西側 TEL 951-0121 FAX 951-0123	○			○		○	○	○	○	○
ヘルパーステーションフ ァミエ	〒617-0823 長岡京市長岡一丁目8番6号パルデンス長岡京101号室 TEL 755-7488 FAX 755-7488	○		○	○	○	○	○	○	○	○
サポートオフィス B/B	〒617-0817 長岡京市滝ノ町二丁目16番地38-1号 TEL 963-6288 FAX 963-6366	○		○	○	○	○	○		○	
ヘルパーステーション スイート乙訓	〒617-0821 長岡京市野添2丁目13-1 アルカサル幸101号 TEL 959-1188	○					○	○	○	○	○
同行援護・居宅介護事 業所 つむぎ	〒617-0826 長岡京市開田4丁目34番7ロイヤルハイツヤマナカ210 TEL 279-3817	○	○			○	○			○	
訪問介護事業所 フルライフケア長岡京	〒617-0826 長岡京市開田4丁目12-27 TEL 956-7000	○			○		○	○	○		○
らいふ長岡天神	〒617-0853 長岡京市奥海印寺岡本3-9 TEL 959-2355 FAX 959-2354	○			○	○	○	○	○	○	○
訪問介護まごのて長岡京	〒617-0814 長岡京市今里川原7番地35 TEL 959-2525 FAX 959-2526	○		○	○	○	○	○	○	○	○

(※)現在の状況と異なる場合があります。利用者の受け入れ状況については、各事業所へお問い合わせください。

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容					主な利用対象者(※)				
		居宅介護	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	難病患者等
乙訓ひまわり園 サポートステーション	〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪11番1 TEL 932-5058 FAX 935-7082	○		○	○	○		○			
ヘルパーステーション ヴィケア	〒617-0002 向日市寺戸町向畑53番地42 TEL 924-1110 FAX 925-0800	○		○	○	○	○	○	○		
介護サービスステーション こころ	〒617-0006 向日市上植野町吉備寺8番パネフリ第二ビル4階 TEL 921-1717 FAX 921-1703	○					○	○		○	
訪問介護ステーション サンフラワー	〒617-0001 向日市物集女町森ノ下12番1 TEL 922-1703 FAX 922-1709	○			○	○	○	○	○	○	
しあわせヘルパーステーション	〒617-0006 向日市上植野町樋爪8番19 TEL 924-1185 FAX 924-1186	○			○	○	○	○	○	○	
あいらんど	〒617-0001 向日市物集女町出口5 TEL 204-0442 FAX 204-0443	○		○	○	○	○	○	○	○	
訪問介護事業所 ハナミズキ	〒617-0001 向日市物集女町南条16第一向日ハイツ102号 TEL 925-7961 FAX 925-7962	○	○		○	○	○	○	○	○	
ニチイケアセンター 向日町	〒617-0002 向日市寺戸町渋川22三恵マンションTE-105号室 TEL 935-6728 FAX 932-0327	○					○	○	○	○	○
訪問介護やまゆり	〒617-0001 向日市物集女町中海道93番地 TEL 934-0888 FAX 934-0889	○			○		○	○	○	○	○
ヘルパーステーション栞	〒617-0001 向日市物集女町北口55-29 TEL 203-9934 FAX 205-0840	○			○		○	○	○	○	○
支援センターはっする	〒617-0002 向日市二枚田13番地65オークハイク1階 TEL 874-6791 FAX 950-0480	○		○	○	○	○	○	○	○	○
居宅介護等事業所 すたんど	〒617-0002 向日市寺戸町梅ノ木3番地2 レヴェンテ東向日102 TEL 932-1112 FAX 932-1112	○		○	○		○	○	○	○	○
居宅介護等事業所 フィール	〒617-0001 向日市物集女町堂ノ前22-5 エイトハイム102 TEL 748-9273 FAX 748-9276	○		○	○	○	○	○	○	○	○
にこにこハウス	〒617-0002 向日市寺戸町東野辺1番地の4 TEL 931-5021 FAX 931-5026	○			○		○	○	○	○	○
訪問介護ステーション ブライト	〒617-0006 向日市上植野町南淀井3番地の5 TEL 935-5066 FAX 935-5066	○			○	○	○	○	○	○	○
訪問介護仲よし	〒617-0002 向日市寺戸町初田1石井マンション101 TEL 950-3690	○			○		○	○	○	○	○

○通所施設の提供サービス(生活介護・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・自立訓練)

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容						主な利用対象者(※)			
		生活介護	就労定着支援	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	自立訓練	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等
乙訓の里	〒617-0845 長岡京市下海印寺川向井20番地3 TEL 952-0888 FAX 952-0889	○						○			
乙訓楽苑	〒617-0845 長岡京市下海印寺川向井20番地1 TEL 952-0888 FAX 952-0889	○							○		
障害福祉センター あらぐさ	〒617-0813 長岡京市井ノ内広海道42番3 TEL 953-9212 FAX 953-9215	○				○			○		
乙訓若竹苑	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17番8 TEL 954-6501 FAX 954-6588	○				○		○	○	○	
就労支援センター カメリア	〒617-0844 長岡京市調子2丁目5-7 TEL 958-6671 FAX 956-2547					○				○	
ステージ	〒617-0823 長岡京市長岡1丁目7番24号 TEL 874-7406 FAX 953-4457		○	○				○	○	○	○
やよい工房久貝事業所	〒617-0837 長岡京市久貝2丁目2番11号 TEL 952-9567 FAX 468-9654					○	○			○	
ライトホープ長岡京	〒617-0814 長岡京市今里5丁目13番2号 TEL 874-3013 FAX 874-3014					○		○	○	○	
カフェ・エポカ	〒617-0833 長岡京市神足2丁目3番1号バンビオ1階 TEL 963-5520 FAX 963-5520				○			○	○	○	
バスハウス	〒617-0826 長岡京市開田1丁目5番5号2階 TEL 748-9182 FAX 748-9183					○		○	○	○	
Go Way	〒617-0837 長岡京市久貝2丁目15-17 TEL 925-6969 FAX 925-6601					○		○	○	○	
一般社団法人暮らしランプ・ なかの邸	〒617-0844 長岡京市調子1丁目6-35 TEL 959-2877 FAX 963-5122					○		○	○	○	○
好日会	〒617-0826 長岡京市開田1丁目20-6 TEL 957-6308 FAX 957-6308				○				○	○	
B型支援事業所エコデコ	〒617-0824 長岡京市天神2丁目15番地13号 TEL 956-5171 FAX 956-5172					○		※	○	○	○

(※)現在の状況と異なる場合があります。利用者の受け入れ状況については、各事業所へお問い合わせください。

B型支援事業所エコデコの主な利用対象者※…身体障がいのうち内部障がいを対象

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容						主な利用対象者(※)			
		生活介護	就労定着支援	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	自立訓練	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等
スマイルファクトリー 向日	〒617-0817 長岡京市滝ノ町2丁目13-29 TEL 950-1322 FAX 950-1323					○			○		
リアントレッド長岡京	〒617-0814 長岡京市今里川原39-17 TEL 959-3707	○						○	○	○	○
にじげん南京都	〒617-0838 長岡京市緑が丘1-1 TEL 874-1400 FAX 874-1401					○		※	○	○	○
長岡京市社会福祉協議会 きりしま苑	〒617-0832 長岡京市東神足2丁目15番2号 TEL 956-0294 FAX 956-0290	基準該当						○	○	○	
せんしゅんかいデイサービスセンター 友岡	〒617-0843 長岡京市友岡川原29-11 TEL 952-3339 FAX 959-3996	基準該当						○			○
せんしゅんかいデイサービスセンター 滝ノ町	〒617-0817 長岡京市滝ノ町2丁目9番7号 TEL 953-8538 FAX 953-8548	基準該当						○			○
せんしゅんかいデイサービスセンター 今里	〒617-0814 長岡京市今里庄ノ淵32 TEL 959-3350 FAX 951-5211	基準該当						○			○
せんしゅんかいデイサービスセンター 一文橋	〒617-0006 向日市上植野町吉備寺9-1 TEL 924-1140 FAX 934-1100	基準該当						○			○
せんしゅんかいデイサービスセンター 東向日	〒617-0002 向日市寺戸町北前田29-1 TEL 924-5120 FAX 924-5110	基準該当						○			○
乙訓ひまわり園	〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪11番1 TEL 935-7071 FAX 935-7072	○				○			○		
第2乙訓ひまわり園	〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪13番1 TEL 935-0112 FAX 935-0113	○							○		
のぞみ工房	〒617-0004 向日市鶏冠井町石橋13番 TEL 933-7280 FAX 933-7281					○			○		
ジョブサポートセンター RINEN	〒617-0006 向日市上植野町久我田1番4 TEL 921-7750 FAX 205-5317				○	○		○	○	○	
ワークショップ友愛印刷	〒617-0006 向日市上植野町吉備寺8番8 TEL 932-4001 FAX 932-4001					○			○		
友愛之郷	〒617-0002 向日市寺戸町東田中瀬10番20 TEL 934-8811 FAX 934-8811					○			○		

にじげん南京都の主な利用対象者※…身体障がいのうち視覚障がい、聴覚・言語障がい、内部障がいを対象

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容					主な利用対象者(※)				
		生活介護	就労定着支援	就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	自立訓練	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等
KTワークーズ	〒617-0004 向日市鶏冠井町西金村4番3 TEL 963-6630				○				○		
プレイヤーズ京都	〒617-0005 向日市向日町南山57-3 TEL 366-4369 FAX 366-4369				○			○	○	○	○
ダイケアセンター カムカム	〒617-0006 向日市上植野町御塔道34 TEL 925-6367	○						○	○	○	○
みらくるジャンプ	〒618-0091 大山崎町字円明寺小字長慶4-1 TEL 874-2261 FAX 874-3379					○		○	○	○	○
こきゅう+	〒618-0081 大山崎町下植野代理分1-1エクセル山崎1-A TEL 874-7079 FAX 874-6079					○		○	○	○	○
sparkle	〒618-0081 大山崎町下植野代理分1-1エクセル山崎1-A TEL 874-7079 FAX 874-6079	○						○	○	○	○

(※)現在の状況と異なる場合があります。利用者の受け入れ状況については、各事業所へお問い合わせください。

○障がい児通所事業

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容			利用できる方
		児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	
乙訓ポニーの学校	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17番8 TEL 952-5000 FAX 953-5200	○			放課後等デイは 18歳までの児童 児童発達支援は 就学前の児童
こらぼねっと京都自立 支援センター	〒617-0823 長岡京市長岡1丁目13-9 TEL 953-4452 FAX 953-4457	○	○	○	
第2こらぼねっと京都	〒617-0823 長岡京市長岡1丁目7番24 TEL 874-7406 FAX 953-4460		○		
放課後等デイサービス事 業所ぱぐ	〒617-0814 長岡京市今里西ノ口17番9 TEL 874-7373 FAX 874-6510		○		
ドリトル長岡京	〒617-0814 長岡京市今里西ノ口17番地1藤田ビル2階 TEL 754-7720 FAX 754-7721		○		
ドリトル竹の台	〒617-0827 長岡京市竹の台15番地12 TEL 925-8915 FAX 925-8925	○	○		
ドリトル向日	〒617-0006 長岡京市開田4丁目1-11ハシモトビル3階 TEL 959-5516 FAX 959-5517		○		
ドリトルハウス向日	〒617-0817 長岡京市滝ノ町2丁目13-29 TEL 950-1322 FAX 950-1323		○		
放課後等デイサービス たけのこ	〒617-0836 長岡京市勝竜寺二ノ坪6番地1号 TEL 888-0918 FAX 888-0917		○		
放課後等デイサービス たけのこ 今里事業所	〒617-0814 長岡京市今里3丁目8番3号 TEL 888-0916 FAX 888-0915		○		
わいわいプラス乙訓教室	〒617-0828 長岡京市馬場見場走り5番地の12 TEL 952-7788 FAX 952-7789		○		
放課後等デイサービス GROW	〒617-0818 長岡京市柴の里1-22 寿々屋ビル3F TEL 957-6702 FAX 957-6708		○		
放課後等デイサービス 五つの輪 ながおか教室	〒617-0832 長岡京市東神足2丁目4番6 TEL 925-6386 FAX 925-6387		○		
児童発達支援・放課後等デイ サービス トレスポ長岡京	〒617-0845 長岡京市下海印寺樽井2-1パティシオン長岡京西山天王山駅前1F TEL 874-5186 FAX 874-5455	○	○		
ASTEP 長岡京	〒617-0826 長岡京市開田1丁目10-31ベルウィッシュ長岡京 TEL 925-8990		○		

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容			利用できる方
		児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	
放課後等デイサービス ドラセナ	〒617-0824 長岡京市天神 2 丁目 20-21 TEL 090-5153-9863		○		放課後等デイ は 18 歳まで の児童 児童発達支援 は就学前の 児童
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス Sora	〒617-0821 長岡京市野添 2 丁目 10 番 16 号 TEL 950-6830 FAX 950-6829		○		
児童発達支援放課後等デイ サービス ファーストベースアカデミー	〒617-0813 長岡京市井ノ内下印田8-1 2階 TEL 950-3748 FAX 950-3748	○	○		
重心児童デイ からふる・ぶらんしゅ	〒617-0006 向日市上植野町切ノ口6番地の1バル・ウィッシュ上植野1階 TEL 925-7268 FAX 925-7269	○	○		
cocoSKIP	〒617-0001 向日市物集女町坂本12番地の4咲花ヴィラB棟101号 TEL 932-5436 FAX 932-5677	○	○		
育ちの広場 すてっぷ	〒617-0006 向日市上植野町樋爪6番地9 TEL 924-5010 FAX 924-5020		○	○	
児童通所支援 ぽっとまむ	〒617-0004 向日市鶏冠井町堀ノ内38番地3 TEL 924-0005 FAX 950-1300	○	○		
放課後等デイサービス 五つの輪 むこう教室	〒617-0002 向日市寺戸町東田中瀬13番地松田テナント2階 TEL 925-8221 FAX 925-8262		○		
放課後等デイサービス 五つの輪 もずめ教室	〒617-0002 向日市寺戸町南垣内57番地2 TEL 935-6755 FAX 935-6756		○		
ヴィキッズ	〒617-0002 向日市寺戸町向畑53番地42 TEL 924-0018 FAX 925-0800	○	○	○	
ヴィキッズジュニア			○		
あゆみの広場 いっぱ	〒617-0004 向日市鶏冠井町稲葉 25-17 TEL 874-5170 FAX 874-5171	○			
学びの広場 じゃんぷ	〒617-0006 向日市上植野町藪ノ下 6 番地 1 TEL 950-9353 FAX 950-9357		○		
児童通所支援事業所 ひまわり【(福)向陵会】	〒617-0006 向日市上植野町北小路 61 TEL 754-6895 FAX 754-6922	○	○		
放課後等デイサービス ASTEP	〒617-0002 向日市寺戸町西ノ段 11-1 向日町ビル 2-3 TEL 924-5115 FAX 924-5116		○		
放課後等デイサービス ピーナッツ 向日町教室	〒617-0006 向日市上植野町吉備寺8パネフリ第二ビル TEL 950-0355 FAX 950-0356		○		

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容			利用できる方
		児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	
放課後等デイサービス ピーナッツ 向日町大原野教室 ※休止中	〒617-0005 向日市向日町北山 50-5 MOLICAビル 2F TEL 406-6040 FAX 406-6041		○		放課後等デイ は 18 歳まで の児童 児童発達支援 は就学前の 児童
児童通所支援 ぽっとまむユニック	〒617-0006 向日市上植野町北小路 53-2 TEL 924-0005 FAX 950-1300		○		
放課後等デイサービス ラナンポノ	〒617-0002 向日市寺戸町大牧14-27 TEL 950-9180 FAX 950-9180		○		
ASTEP LABO	〒617-0005 向日市向日町北山14番地の2 TEL 201-0167 FAX 201-0168		○		
放課後等デイサービス みどり kids 倶楽部	〒618-0091 大山崎町字円明寺小字長慶 4-1 ジェイズヴィラ1階 TEL 874-7396 FAX 874-7396		○		
放課後等デイサービスjam	〒618-0071 大山崎町字大山崎小字藤井畑 5-1 TEL 203-7583 FAX 203-7583		○		
児童発達支援事業所jam	〒618-0071 大山崎町字大山崎小字藤井畑 5-1 TEL 203-7583 FAX 203-7583	○			

○地域活動支援センター

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容	型	利用できる方
地域活動支援センター 「アンサンブル」	〒617-0844 長岡京市調子2丁目5番7号 TEL 956-2543 FAX 956-2547	障がいを持つ方が通える場として、交流や情報交換、創作などの日中活動を支援します	I型	精神障がい者
乙訓聴覚言語障害者 地域活動支援センター	〒617-0812 長岡京市長法寺谷山13番1 多世代交流ふれあいセンター内 TEL 874-4477 FAX 874-4478		II型	身体障がい者
乙訓若竹苑	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17番8 TEL 954-6501 FAX 954-6588		II型	身体障がい者 知的障がい者
地域活動支援センター やまびこ	〒618-0071 大山崎町字大山崎小字早稲田1番 TEL 953-0204 FAX 953-0206		III型	身体障がい者 知的障がい者

○居住施設での夜間支援(施設入所・グループホーム)

事業所名	運営法人 / TEL・FAX	サービス内容		主な利用対象者(※)			
		施設入所支援	共同生活援助	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等
晨光苑	社会福祉法人 乙の国福祉会 TEL 955-0055 FAX 959-3311	○		○			
あっとホームどんぐり	NPO 法人 てくてく TEL 957-5350 FAX 957-5350		○	○	○	○	○
あっとホームジャンプ			○	○	○	○	
あっとホームつばさ			○	○	○	○	○
あっとホーム翔			○	○	○	○	○
あっとホームたんぽぽ			○	○	○	○	○
ハイツまんてん	社会福祉法人 乙訓福祉会 TEL 952-0888 FAX 952-0889		○		○		
ハイツさくら			○		○		
ケアホームかざぐるま	社会福祉法人 あらぐさ福祉会 TEL 953-9212 FAX 953-9215		○		○		
ケアホームいろどり			○		○		
ジョイフル東ノ口	社会福祉法人 向陵会 地域生活支援センター TEL 935-7081 FAX 935-7082		○		○		
ジョイフル神足			○		○		
グループホーム かなな	NPO 法人 乙訓やよい福祉会 TEL 956-7701 FAX 468-9654		○			○	
やよい			○			○	
グループホーム 「サンヴィレッジ」	一般財団法人 長岡記念財団 TEL 953-4120 FAX 954-1210		○			○	
グループホーム ゆっくり大山崎	一般社団法人 重陽舎 TEL 06-6842-7625 FAX 06-6842-7626		○		○	○	
グループホームたろすけ	合同会社 たろすけ TEL 202-2460		○			○	
グループホーム寿樹	一般社団法人 鴻 TEL 951-1694		○		○	○	
グループホーム奏	株式会社 TNYT TEL 755-7488		○	○	○	○	
グループホーム3UP	株式会社サンアップ TEL 090-5167-2356		○		○	○	
サンアップホーム城の里			○	○	○	○	○
のあホーム	のあ株式会社 TEL 090-3999-9887		○		○	○	
colle長岡京	一般社団法人暮らしランブ TEL 874-4727		○	○	○	○	○
WAON事業所	株式会社FOUR・エス・K TEL 0774-39-7992		○		○	○	
グループホーム パララックス京都長岡京	パララックス株式会社 TEL 954-1999		○	○	○	○	○

○障がい者福祉ホーム

事業所名	運営法人 / TEL・FAX	サービス内容
福祉ホーム ハイツ竹とんぼ	社会福祉法人乙訓福祉会 TEL 956-1590 FAX 956-1590	主に身体の障がいのため、家庭において日常生活を営むのに支障のある障がい者に対して、適した居室等の設備を備え、自立生活を支援することを目的とする施設です。

○短期入所・日中一時支援事業・緊急一時保護事業等

事業所名	所在地 / TEL・FAX	サービス内容			主な利用対象者(※)			
		短期入所	日中一時支援	緊急一時保護	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児
晨光苑短期入所事業所	〒617-0813 長岡京市井ノ内朝日寺27番2 TEL 955-0055 FAX 959-3311	○			○			
あっとハックたんぼ	〒617-0825 長岡京市一文橋2丁目25-19 TEL 954-2656 FAX 954-2656	○		○	○	○	○	○
あっとハックいちもんばし	〒617-0825 長岡京市一文橋2丁目25番26号 TEL 957-5350 FAX 957-5350	○		○	○	○	○	○
ショートステイいろどり	〒617-0813 長岡京市井ノ内宮山13番1 TEL 957-2722 FAX 957-2729	○				○		○
ジョイフル神足 短期入所事業所	〒617-0833 長岡京市神足3丁目5番4号 TEL 935-0130 FAX 935-0131	○				○		
乙訓ひまわり園 短期入所事業所	〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪11番1 TEL 935-7081 FAX 935-7082	○	○	○		○		○
ジョイフル東ノ口 短期入所 事業所	〒617-0003 向日市森本町東ノ口4番地6 TEL 932-7108 FAX 932-2240	○				○		
乙訓若竹苑	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17番8 TEL 954-6501 FAX 954-6588		○		○	○		
障害福祉センター あらぐさ	〒617-0813 長岡京市井ノ内広海道42番3 TEL 953-9212 FAX 953-9215			○		○		
福祉ホーム ハイツ竹とんぼ	〒617-0856 長岡京市金ヶ原平井24 TEL 956-1590 FAX 956-1590			○	○			
Colle長岡京	〒617-0813 長岡京市井ノ内東ノ口14-3 TEL 874-1003	○			○	○	○	○
介護老人保健施設 春風 医療型短期入所事業所	〒617-0837 長岡京市久貝1丁目6-23 TEL 953-6301 FAX 953-6302	○			○	○	○	○

(※)現在の状況と異なる場合があります。利用者の受け入れ状況については、各事業所へお問い合わせください。

※乙訓地域以外の事業所も利用できる場合があります

※障がい福祉サービスが利用できる事業所についてはインターネットで確認できます

「障害福祉サービス等情報検索」:

<https://www.wam.go.jp/sfkooyoout/COP000100E0000.do>

10. スポーツ・文化

(1)スポーツ

名 称	内 容	問い合わせ先								
障害者ふれあい広場(スポーツ・レクリエーションフェスティバル)	障がい者スポーツの振興と障がい者に関する理解の促進を図るため、毎年5月末に開催されます。 スポーツコーナー、ふれあいウォークラリーなど、重度の障害のある方でも参加いただけます。 参加申し込みは、4月から受け付けの予定です。参加費無料。 *開催日:令和7年5月25日(日) *会 場:京都府立丹波自然運動公園	京都府障害者支援課 スポーツ・文化芸術等社会活動推進係 TEL 414-4599 FAX 414-4597								
乙訓障がい者スポーツ・レクリエーション広場	長岡京市、向日市、大山崎町で年4回開催しています。 *今年度の開催予定日時と会場 <table><tr><td>令和7年 6月7日(土)</td><td>長岡京市立スポーツセンター</td></tr><tr><td>8月2日(土)</td><td>大山崎町体育館</td></tr><tr><td>12月20日(土)</td><td>向日市民体育館</td></tr><tr><td>令和8年 3月14日(土)</td><td>長岡京市立スポーツセンター</td></tr></table> *いずれも10:00~12:00 卓球バレー、ボッチャ、フライングディスクなどがあります。 参加費無料、当日受付ですので気軽に参加してください。	令和7年 6月7日(土)	長岡京市立スポーツセンター	8月2日(土)	大山崎町体育館	12月20日(土)	向日市民体育館	令和8年 3月14日(土)	長岡京市立スポーツセンター	障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001
令和7年 6月7日(土)	長岡京市立スポーツセンター									
8月2日(土)	大山崎町体育館									
12月20日(土)	向日市民体育館									
令和8年 3月14日(土)	長岡京市立スポーツセンター									
障がい者スポーツフェスティバル	障がい者スポーツの振興と参加者相互の交流や、市民の障がい者に関する理解の促進を図るため、毎年10月頃に開催しています。 *開催日:令和7年10月19日(日) *会場:西山公園体育館									

(2)文化

障がい者(児)の人権を考える市民のひろば	「国際障害者デー(12月3日)」と「障害者週間(12月3日~9日)」を啓発するとともに、完全参加と平等を基本理念として開催しています。 詳しくは、ホームページや広報をご覧ください。 *開催日:令和7年12月6日(土)	障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001
京都府障害者のつどい	京都府内の障がい者と関係者が一堂に集い、広く障がいについての理解と関心を深め、心ふれあう社会を実現する契機となるよう、毎年11月に「京都府障害者のつどい」が開催されます。 *開催日:令和7年11月15日(土) *会 場:京都府中丹文化会館 *実施内容:式典・会長表彰・体験発表・ステージ発表	京都府障害者社会参加推進センター TEL 251-6454 FAX 251-6438

11. 養成事業・ボランティア

(1) 養成事業

名 称	内 容	問い合わせ先
あいサポーター養成研修	障がいの種類ごとの特性や障がいのある人が日常生活で困っていること、ちょっとした手助けや配慮の方法について実践する「あいサポーター」を養成します。 また、企業等で研修に取り入れていただいた場合は「あいサポート企業等」として認定します。 あいサポーター研修はオンラインでも受講できます。詳細は市ホームページに掲載しています。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
手話教室(入門編)	初めて手話を学ぶ方を対象に、年2回実施しています。聴覚障がいや、聴覚障がい者の生活についての理解力を深め、あいさつや自己紹介、簡単な会話に関する手話を学びます。 詳細は広報長岡京・ホームページに掲載します。	
手話教室(基礎編)	手話教室(入門編)受講修了者等を対象に、乙訓二市一町の共催で実施しています。 聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び福祉制度などを学び、地域の聴覚障がい者との日常会話が可能な手話の習得を目指します。	
要約筆記講座	中途失聴者・難聴者などの耳の聞こえない方、聞こえにくい方に会議や集会の内容や様子を、その場でわかりやすく書いて伝える方法を学習します。 乙訓二市一町共催で実施しています。 詳細は広報長岡京・ホームページに掲載します。	
点訳奉仕員養成講座	文書や図書、広報などを点字に翻訳することで、目の見えにくい方・見えない方の活動を助けるボランティアを養成する講座を開催します。 ※令和7年度は開催なし。(2年に1回開催予定)	長岡京市社会福祉協議会(バンビオ1番館2階) TEL 958-6912 FAX 958-6909
朗読奉仕員養成講座	目の見えにくい方・見えない方のために、文書や図書などを朗読するボランティアを養成する講座を開催します。 ※令和7年度は開催予定。(2年に1回開催予定)	
各種ボランティア講座	ボランティア活動に関心のある方を対象に講座を実施します。毎年講座内容に変更がありますので、詳細についてはお問い合わせください。	

(2) 長岡京市社会福祉協議会ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい方とボランティアによる援助を求めている方とをつなぎます。また、活動先の紹介や情報の提供、ボランティア育成・支援を行います。

所在地	〒617-0833 長岡京市神足2丁目3番1号バンビオ1番館2階
連絡先	TEL 958-6912、FAX 958-6909
ホームページ	http://www.nagaokakyo-shakyo.jp
メール	info@nagaokakyo-shakyo.jp

(3)市内ボランティア団体等(障がい児者関係)

長岡京市、乙訓地域を中心として活動している障がい児者関係のボランティア団体です。

団体名	活動内容	連絡先
乙訓手話サークル 「でんでん虫」	手話学習, ろうあ者問題の学習 交流会、ハイキング、各種研修会等への参加	桜田吉昭 TEL 935-3667
乙訓点訳サークル	視覚障がい者を対象として点字利用によるボランティア活動 1. 図書及びパンフレット類の点訳 2. 視覚障がい者の日常生活に直接役立つ資料類の製作・贈呈	長岡京市社会福祉 協議会(バンビオ1 番館2階) TEL 958-6912 FAX 958-6909
乙訓要約筆記サークル「ラビット」	耳の聞こえない方・聞こえにくい方のためにコミュニケーションのお手伝いなど	
京都 YMCA 長岡こおろぎ	視覚障がい者へのオリジナルテープの作成 希望図書テープの作成 視覚障がい者との交流会(年2回)、YMCA行事への参加 朗読技術向上のための学習	
『くらしの応援隊』 ボランティアの会	お年寄りや障がい者を対象に、プロに頼むほどでもないちょっとしたお困りごとを無償で活動(実費弁償) 町の美化活動	
視協サポート ともしび	視覚障がい者に対するガイドヘルパー 公的機関及び医療機関、スポーツ・文化活動へのガイド	
朗読ボランティア 「なごみ会」	広報紙や希望図書の録音、その他諸行事への参加・協力	
訪問交流ボラン ティア「ブーフーウー 京都」	施設等で歌や人形劇などの訪問活動	
チェリッシュクラブ	障がいのある方の地域活動や余暇活動の支援	

12. 関係機関

(1) 市内障がい者団体・家族会

長岡京市身体障がい者団体連合会事務所			開田1丁目1番1号	TEL・FAX 955-4068
長岡京市身体障がい者団体連合会	会長	三好 俊昭	同上	TEL 953-0302
肢体障がい者協会	会長	三好 俊昭	同上	TEL 953-0302
視覚障害者協会	会長	後藤 悦子	同上	TEL 090-2386-2579
中途失聴・難聴者協会	会長	塩満 喬子	一文橋1丁目4番10号	FAX 952-9759
ろうあ協会	会長	高橋 恭三	友岡2丁目7-18	FAX 952-0741

乙訓障害児父母の会	代表	河合 祥子	長岡1丁目43-9	TEL 952-3492
乙訓手をつなぐ親の会	窓口	上田 裕子	ご連絡は右記へ (留守番電話にご用件を残してください)	TEL 925-8378
乙訓やよい会(家族会)	会長	松島 朱美	久貝2丁目2-11	TEL 952-9567
乙訓心臓病の子どもを守る会	窓口	厚東 良輔	向日市寺戸町乾垣内 43-1	TEL 090-4763-8047

《 長岡京市身体障がい者団体連合会 》

長岡京市身体障がい者団体連合会(通称、長障連)は、長岡京市内の身体障がい者の団体、「肢体障がい者協会」・「視覚障害者協会」・「中途失聴・難聴者協会」・「ろうあ協会」の4団体で構成しています。

主な主催行事は、「長岡京市障がい者卓球バレー交流大会」「長岡京市障がい者スポーツフェスティバル」「生活行動訓練・社会見学」「研修会・懇親会」を実施し、京都府、長岡京市、京都府身体障害者団体連合会、日本身体障害者団体連合会の各種行事、スポーツ競技等にも参加しています。出来る限りの感染症対策を取って開催しています。

長岡京市・社協等の各種審議会・委員会等にも参画して、住みよいまち「長岡京」を目指し活動しています。

《 長岡京市肢体障がい者協会 》

私たち「肢体障がい者協会」は、長岡京市内に在住し、身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の肢体障がい者と内部障がい者で組織している団体です。
活動は、年1回の「生活行動訓練」と称して、社会見学を実施しております。
京都府肢体障害者協会傘下の団体でもあり、「家庭リハビリ講習会及び福祉講演会」が毎年開催され、参加しています。長障連の事業には、その全てに参加し、全京都卓球バレー大会、全京都車いすミニ駅伝競走大会、全京都障害者フライングディスク大会、府民総体の公開競技(卓球バレー)、各地域で行われる卓球バレー大会等、年7～8回のスポーツ大会に参加しています。(年会費は1,500円です)

《 長岡京市視覚障害者協会 》

長岡京市視覚障害者協会は、見えない・見えにくいという視覚に障がいのある方を中心に、ボランティアとともに構成している団体です。
日常の悩みを相談したり、情報交換をしたりと、共に励まし合いながら交流しています。生活の質の向上と健康を目指し、生け花・ストレッチなどの教室も開催しています。
また、点字や歩行(白杖)についてや、見えなくても使用できるIT機器についてなど、生活に役立つ情報をゲットしてください。
年会費2000円(令和7年2月現在)、公益社団法人京都府視覚障害者協会へも入会すると、情報誌「点字京都」の講読ができます。お気軽にお問い合わせください。

《 長岡京市中途失聴・難聴者協会 》

難聴者協会は、難聴者と中途失聴者の団体です。いろいろな原因で聞こえにくくなったり、聞こえなくなる方が増えていますが、外見から障がい被判りにくく、社会の理解も遅れており、一人で悩んでいる人が多い障がいです。孤独になりがちで、多くの方と話したいと望みながら、人と人との関係を避けてしまう障がいです。
私たちの協会は、同じ障がいを持つ者が話し合い、励まし合う場であり、これら難聴を悩んでいる方に、積極性と勇気を与える活動をしています。補聴器や周辺の補聴援助機器、人工内耳など最新の医療、福祉サービス活用などの知識や経験を共有する場です。毎月分庁舎で開催の例会や旅行、その他いろいろな活動は、参加する難聴者に元気を与えています。

《 長岡京市ろうあ協会 》

私たち長岡京市ろうあ協会は、生まれつき、又は幼い時に聴覚に障がいが起こることなどにより、聞こえにくい、又はまったく聞こえず音声ではなく手話を言語としてコミュニケーション手段としている聴覚障がい者で構成する団体です。
地域のろうあ者と学習や交流を深め要望懇談会を行うなど、私たちの生活を豊かにするための活動を行っています。
また、手話を初めて学ぶ方を対象にした手話教室や学校での手話指導、手話サークルとの活動等を通じて、聞こえないことからくる生活の大変さや手話の魅力について知っていただき、一人でも多くの方に手話を覚えていただきたいと思います。

《 乙訓障害児父母の会 》

1965 年、『私たちが一人一人孤立してはどんな努力をしても知れたものですし、お役所が助けてくれようにも助けにくいでしょう。だからとにかく集まってお互いがどんなに苦しんでいるかどうしたらよいか誰にどうしてほしいかを話し合ひましょう。』という案内状を、二人の母親が出したところから始まった会です。

当時、向日が丘養護学校(現、支援学校)誘致や向日が丘療育園(現、京田辺こども発達支援センター)開設を求めて実現しました。

今も、会の目的は変わらず、学習会や施設見学その他、年 4 回の“カフェぽけっと”(お茶 & おしゃべり会)で、困りごとや経験談の交流、福祉や医療の情報交換をしています。

また、乙訓全体の福祉向上を願い他の会と「乙訓の障害者福祉を進める連絡会」を作って、「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」に参加しています。京都府全体の「京都障害児者親の会協議会」にも加わり、広く情報共有しています。

《 乙訓手をつなぐ親の会 》

障がい児・者の家族が、どんなに障がいが重くても生まれ育った乙訓で安心して育ち、暮らし続けられるようにという願いを集めて 1970 年に結成しました。

施設見学・学習会・レクリエーション・懇親会などを開催し、会報も発行しています。

毎月開催の『おしゃべりルーム』では、年齢や障がい種別・程度などに関わらず、交流・情報交換しています。緊急時のこと、就学や進路のこと、余暇の過ごし方、親亡き後のこと…等々、参加者の顔ぶれに沿って、自由に話せます。

また、2 市 1 町との行政懇談を通じて、当事者・家族の要望を伝えています。乙訓全体の福祉の向上を願い、他の会と一緒に作っている連絡会から、乙訓圏域障がい者自立支援協議会にも委員を出しています。

おしゃべりルームの開催日程はお問い合わせください。

会員でない人もご参加ください。

《 (公社)京都精神保健福祉推進家族会連合会 乙訓やよい会 》

身内に精神障がい者がいる家族(両親・兄弟・子ども・配偶者等)の会です。

月1回の例会で悩みを分かちあったり、各種講演会に参加して病気や薬、本人との関わり方や精神保健福祉の諸制度について学んだり、また施策や制度の向上を願って活動しています。

平成 30 年度からは、長岡京市精神障がい者連絡員業務を受託し、精神障がいのある方やその家族からの相談を、適切な窓口へつなぐ支援を行っています。

<主な活動>

- ① 毎月第4火曜日 午後1時からバンビオで例会を実施しています。
- ② 隔月会報を発行しています。
- ③ 家族相談会を実施しています。
 - ・毎月第1月曜日 午前10時から午後1時 乙訓保健所第2会議室で面接相談
 - ・月曜日～金曜日 午前10時から午後3時 専用電話での電話相談
(専用電話番号:080-8529-7060)
- ④ その他、研修会への参加や要望活動、レクリエーションやサロン活動など行っています。

《 乙訓心臓病の子どもを守る会 》

わが子の心臓に異常があると知らされた時、深い衝撃を受け、「どう育てていったらよいのだろうか」など悩みや不安を持ち、子どもの将来を案じる気持ちは現在でも変わりはありません。

このような心臓病児を持つ親が呼び掛け、保健師さんやお医者さんらの協力もいただき、『乙訓心臓病の子どもを守る会』が作られました。

そして小さな活動ですが、互いの近況や子育ての悩みなどを話し合う懇談会、親睦を深めるレクリエーション行事、医療講演会などを開催してきました。心臓病に関わる知識を得るだけでなく、育児、通院、園や学校生活に関することについても話し合っています。心臓病エコー検査や臓器移植などにみられるよう、医療や手術の進歩は私たちに希望の灯をもたらしてくれています。しかし心臓病児者をもつ親の悩みや不安は簡単にはなくなるものではありません。

私たちは小さな力を寄せて互いに助け合い、心臓病児者とその家族のよりよい社会環境作りの取組を進めています。

《 特定非営利活動法人 京都難病連 》

※連絡先は P.94 参照

京都難病連は、京都府内に住む難病患者やその家族を支えたいと 1974 年に設立。現在、15 の患者団体、会員数約 1200 名。医師、看護師、社会福祉士による専門相談や同じ病気や困難を持つ仲間によるピア相談を通じて、ひとりでも多くの難病患者が前向きに気持ちを明るく持って、病気と共に生きていくことをめざして活動をしています。

《京都府委託事業》日常相談・専門相談 月曜日～金曜日 10時～16時

《京都市委託事業》定例ピア相談会毎月第 3 月曜日(祝日、振替休日に当たる場合は第2週)

13時～15時

専門医による難病医療講演・個別相談会 ホームページ、各新聞、電話でご確認ください。

《 京都喉友会 》

※連絡先は P.94 参照

「京都喉友会」は、1955 年設立の喉頭がん、食道がん、咽頭がんなどで声を失った者が組織する団体です。

声を失った者がお互いの助け合いのもと、コミュニケーションで必要な新たな声の訓練を通して、社会復帰と会員相互の親睦、交流を図っています。

《活動内容》

- * 病院に出向き手術前・後の不安を和らげる相談活動
- * 食道発声法の指導・電動式人工喉頭の使い方の指導
- * その他日常生活での困りごとの相談・親睦交流 など行っています。

＜発声教室のご案内＞

京都教室(ひとまち交流館京都など) 開催日:毎週水曜日 13:30～(原則)

南丹教室(京都中部総合医療センターなど) 開催日:第 2・第 4 土曜日 13:00～(原則)

※詳しくはホームページまたは電話でご確認ください。

ホームページ <http://www.kyotokoyukai.com>

≪ 京都言友会 ≫

※連絡先は P.94 参照

京都言友会は、1967 年から活動する吃音(どもり)のある人のための自助団体です。吃音が起こることへの恐怖や不安は、会話の機会を奪い、孤独感や自信の喪失にも繋がってしまいます。

吃音を持つ人、吃音への理解がある人との会話から、話す練習をしてみませんか？

その他、学校生活、社会生活でのご相談も受け付けております。

主として京都市内での活動ですが、長岡京市内にも数名の会員がおり、乙訓地域でも集会を開くこともありますので、吃音にお悩みの方はぜひ、会の扉をノックして下さい。

ホームページ <https://kyoto-genyukai.org/>

≪ (公社)日本オストミー協会 京都府支部 ≫

※連絡先は P.94 参照

(公社)日本オストミー協会は、昭和 44 年に前身の「互療会」として設立され、平成元年に社団法人化、その後公益社団法人となり東京に本部を置いています。京都府支部は府下全域のオストメイトの社会復帰のために、専門医や認定看護師による講習会・相談会を中心に、日常の困りごとなどを解決すべく、各種の事業を行っています。

<京都府の委託事業> 社会適応訓練講習会:年 4 回

ストーマと生活の相談会:毎月第 2 日曜日

開催場所:京都市「ひとまち交流館」3階ミーティング室

<3 つの不安対策> 災害時の装具備蓄、高齢化時の装具交換、外出時の対応トイレ

<その他の活動> 若い人の会、女性の会、行政への福祉向上提案、研修旅行など

※詳細を知りたい方は、支部のホームページ又は事務局までお電話ください。

(2) 民生児童委員

民生児童委員は地域の中で福祉に関わる相談に応じます。主任児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員で、児童福祉関係機関と区域の民生児童委員との連絡・調整をし、援助や協力を行います。

いずれも特別職の地方公務員です。秘密は固く守られます。福祉に関することで民生児童委員にご相談がある場合は、まずは障がい福祉課(TEL 955-9710)までお問い合わせください。

(3) その他機関

・視覚障がい者に関して

名 称	住 所	連絡先
社会福祉法人 京都ライトハウス	〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町11	TEL 462-4400 FAX 462-4402 点字図書館直通 TEL 462-4426 点字出版直通 TEL 462-4446
社会福祉法人 丹後視力障害者福祉センター	〒629-3101 京丹後市網野町網野3081	TEL/FAX 0772-72-0609 Eメール aitango@ai-tango.jp ホームページアドレス http://ai-tango.jp/
公益財団法人関西盲導犬協会	〒621-0027 亀岡市曾我部町犬飼未ヶ谷18-2	TEL 0771-24-0323 FAX 0771-25-1054

・聴覚言語障がい者に関して

名 称	住 所	連絡先
京都市聴覚言語障害センター	〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2	TEL 841-8336 FAX 841-8311
いこいの村聴覚言語障害センター	〒629-1242 綾部市十倉名畑町久瀬谷2	TEL 0773-46-0101 FAX 0773-46-0610
京都府聴覚言語障害センター	〒610-0121 城陽市寺田林ノ口11-64	TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708
社会福祉法人 全国手話研修センター	〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3番地の4	TEL 873-2646 FAX 873-2647

・職業に関して

名 称	住 所	連絡先
ハローワーク京都七条 (京都七条公共職業安定所)	〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803 1階	TEL 341-8609 FAX 371-0767

・障がいスポーツに関して

名 称	住 所	連絡先
一般社団法人 京都障害者スポーツ振興会	〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5 京都障害者スポーツセンター内	TEL 712-7010 FAX 712-7015
京都市障害者スポーツセンター	〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5	TEL 702-3370 FAX 702-3372
サン・アビリティーズ城陽	〒610-0113 城陽市中芦原 京都府立心身障害者福祉センター敷地内	TEL・FAX 0774-53-6644
京都市障害者教養文化・体育 会館	〒601-8155 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-4	TEL・FAX 682-7140

・当事者団体など

名 称	住 所	連絡先
公共財団法人 京都府視覚障害者協会	〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町11 京都ライトハウス内	TEL 462-2414 FAX 462-4402
一般社団法人 京都府聴覚障害者協会	〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2 京都府聴覚言語障害センター内	TEL 432-7705 FAX 841-8433
京都府中途失聴・難聴者協会	〒610-0121 城陽市寺田林ノ口11-64 京都府聴覚言語障害センター内	TEL・FAX 921-3358 (片山事務局長宛)
(喉頭摘出者に関して) 京都喉友会	〒617-0853 長岡京市奥海印寺大見坊5-17 事務局長 林田五郎 メール:kyotokoyukai@gmail.com	TEL・FAX 951-5609
(吃音者に関して) 京都言友会	〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2 京都府聴覚言語障害センター気付	Eメール kyoto.genyukai@gmail.com
一般社団法人 京都府身体障害者団体連合会	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都8階	TEL 251-6454 FAX 251-6438
京都障害児者親の会協議会	〒606-0846 京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内	TEL 702-1180 FAX 702-1190
(肢体障がい者に関して) 京都府肢体障害者協会	〒601-8321 京都市南区吉祥院西定成町35 京都市洛南身体障害者福祉会館内	TEL・FAX 953-0302
(オストメイトに関して) 公益社団法人 日本オストミー協会京都府支部	〒611-0031 宇治市広野町尖山 32-12 JOA 京都府支部 小田原俊夫	TEL 0774-46-5225 FAX 同上
(難病者に関して) 特定非営利活動法人 京都難病連	〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町 48-6 京都社会福祉会館2F	TEL・FAX 822-2691
(アイバンクに関して) 京都府公立大学法人 京都府立医大アイバンク	〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465	TEL 251-5127

13. 介護保険制度

ア、介護保険制度

介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう、介護を社会全体で支えるしくみです。

障がい者福祉サービスの対象者でも、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けられた方、基本チェックリストにより事業対象者となった方(65 歳以上のみ)は、障がい者福祉と介護保険とで共通するサービスについては介護保険から受けていただくことが原則となります。

イ、介護保険制度の対象者

65 歳以上	40 歳～64 歳の医療保険加入者
介護又は支援が必要になった原因を問わずサービスが受けられます	老化に伴う下記の病気(*)が原因で介護又は支援が必要になった場合、サービスが受けられます

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ＊・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・多系統萎縮症 ・初老期における認知症 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症 | <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患 ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 ・閉塞性動脈硬化症 ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・がん(医師が一般に認めている医学的見地に基つき回復の見込みがない状況に至ったと判断したものに限る。) |
|--|--|

ウ、介護保険制度のサービス

	障がい福祉サービスと共通するもの	障がい福祉サービスにはないもの
在宅サービス (介護予防、介護予防・日常生活支援総合事業を含む)	訪問介護(ホームヘルプサービス) 通所介護(デイサービス) 短期入所介護(ショートステイ) 訪問入浴介護 福祉用具貸与(対象種目) 福祉用具購入費(対象種目) 住宅改修費(対象工事)	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション(デイケア) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 特定施設入居者生活介護 (看護)小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院への入所	

※介護保険制度について詳しくは、高齢介護課・介護保険係へお問い合わせください

TEL 955-2059 FAX 951-5410

○障がい者マーク一覧

障がい者マーク	内 容	問い合わせ先
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、その障がいが自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識です。 やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。	警察署・交通課 又は最寄りの交通安全協会
聴覚障害者標識 	聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示を道路交通法により義務付けられている標識です。 身体障害者標識と同じく、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。	警察署・交通課 又は最寄りの交通安全協会
障がい者のための 国際シンボルマーク 	国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。 個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。 個人の車に表示した場合、障がいを持つ方が乗っていることを周囲にお知らせすることはできますが、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク 	視覚障がい者を示す世界共通のシンボルマークです。 このマークは視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物や設備、機器などに付けられています。 横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚障がい者が安全に渡れるよう信号時間が長め又は、音楽が流れるように調整されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885
耳マーク 	耳が聞こえにくいことを表すシンボルマークです。 目の不自由な方の「白い杖」や「くるま椅子マーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案されたものが耳マークです。 聞こえない方々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルです。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク 	他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)が、公共の施設や交通機関、民間施設(デパートやホテルなど)でも同伴できることを知っていただくためのマークです。 補助犬はペットではありません。障がい者の体の一部となって働いています。	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237

障がい者マーク	内 容	問い合わせ先
オストメイトマーク 	人工肛門や人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 TEL 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
ハート・プラスマーク 	身体内部(心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある方は、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある方も多く、電車内で優先席を利用することもあります。ただ、外見から分かりにくいいため様々な誤解を受けることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、携帯電話の使用を控え、公共交通機関での優先席の利用などに配慮をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928 Eメール info@heartplus.org
障害者雇用支援マーク 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになってほしいという願いが込められています。	公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL 052-218-2154 FAX 052-218-2155
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成したマークです。 街中や公共交通機関など生活の様々な場所で、周囲からの配慮を必要としている方がいます。 ヘルプマークを身に付けた方を見かけた場合は、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 障がい福祉課で配布しています。	京都府 障害者支援課 TEL 414-4598 FAX 414-4597
白杖SOSシグナル 	白杖を頭上 50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市 福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613

○乙訓地域の車いす受診可能な歯科医院

令和7年2月現在

*長岡京市

医院名	所在地	TEL	バリアフリーの形態
一文橋歯科	〒617-0825 長岡京市一文橋 2 丁目 15-15	955-8877	車いすのまま受診可能、完全バリアフリー
中村歯科医院	〒617-0853 長岡京市奥海印寺下条 3 シャンテ長岡 101	951-8110	小段差が 1 か所あるが、職員が介助
岩佐歯科医院	〒617-0814 長岡京市今里 4 丁目 15-6	956-0118	車いすで入れるが、一か所段差がある
おおはし歯科 口腔外科クリニック	〒617-0813 長岡京市井ノ内小西 52	954-8012	入口までスロープ、玄関は自動ドア トイレに車いすで入れる
岡本歯科クリニック	〒617-0833 長岡京市神足 2 丁目 6-10	874-7650	車いすのまま受診可能
角谷歯科医院	〒617-0821 長岡京市野添 1 丁目 16-6 メゾン野添 1 階	952-8030	段差があるが、診療室まで車いすの まま入れる
加藤歯科医院	〒617-0823 長岡京市長岡 2 丁目 2-6	952-7676	介護者の補助が必要
加藤歯科診療所	〒617-0843 長岡京市友岡 3 丁目 11-15	951-1166	階段あり。事前連絡により対応可。
川西歯科医院	〒617-0826 長岡京市開田 2 丁目 12-7	953-6480	1 階 診療室まで車いすで入れる 受 付のみ 10cm 位の段差がある
高橋歯科医院	〒617-0826 長岡京市開田 1 丁目 2-3	954-5454	少し段差があるが、職員が介助
戸渡歯科診療所	〒617-0823 長岡京市長岡 1 丁目 1-11 コンフォートセブン 3 階	955-2355	車いすのまま受診可能 エレベーター あり
内藤歯科医院	〒617-0843 長岡京市友岡西山 10-10	953-0102	スロープと小段差により若干の介助 で受診可能 受け入れ実績あり
なかおか小児歯科 クリニック	〒617-0824 長岡京市天神 5 丁目 16-1	951-0100	道路から階段が5段ある 診療室は車 いすで入室可能
なかじょう歯科医院	〒617-0824 長岡京市天神三丁目 29-4	959-3100	完全バリアフリー
はれの樹スペシャル ニーズデンタル クリニック	〒617-0815 長岡京市うぐいす台 151-4	957-8866	完全バリアフリー、ストレッチャーやテ ィルト式車いすの導線も確保、身障者 用ユニットあり
ひきだ歯科医院	〒617-0826 長岡京市開田 4 丁目 10-2	955-0244	車いすのまま受診可能
福田歯科クリニック	〒617-0841 長岡京市梅ヶ丘 1 丁目 72-1	959-0555	車いすのまま受診可能
みやじま歯科 クリニック	〒617-0824 長岡京市天神 1 丁目 6-24	950-6480	車いすのまま受診可能
山口歯科医院	〒617-0823 長岡京市長岡 2 丁目 8-10	952-1206	階段があるがリフトあり。 院内は車いすのまま受診可能

*向日市

医院名	所在地	TEL	バリアフリーの形態
赤川歯科クリニック	〒617-0001 向日市物集女町五ノ坪6-7	931-6480	バリアフリーで車いす移動可能
大原歯科医院	〒617-0002 向日市寺戸町初田 17-7	922-1947	診療室との段差がある 車いすを持ち上げて入室
かなたに デンタルクリニック	〒617-0003 向日市森本町天神森 4-14	935-3158	バリアフリーで車いす移動可能 車いすのまま診療室へ入室可能
北村歯科医院	〒617-0002 向日市寺戸町初田 19-3 K&Cプラザ 2 階	932-0005	介護者の補助必要 エレベーターあり
佐々木歯科医院	〒617-0002 向日市上植野町堂ノ前 5-3 イトーピア向日マンション 1 階	934-0065	段差があるが、診療室まで車いすで 入室可能
高山歯科クリニック	〒617-0002 向日市寺戸町初田 20-2 SU・BA・CO 東向日 302	950-4182	入口に段差はあるが、車いすで診療 室に入室可
竹内歯科医院	〒617-0006 向日市上植野町地後 10-49	934-5864	介護者の補助が必要
真崎歯科医院	〒617-0006 向日市上植野町南開 45-3	921-1405	車いすのまま来院治療可能
宮本歯科医院	〒617-0003 向日市森本町森本 47-145	931-7788	少し段差はあるが、数人で上げて移 動
向日歯科医院	〒617-0002 向日市寺戸町南垣内 8-7	924-3246	介護者の補助が必要
村井歯科医院	〒617-0002 向日市寺戸町西田中瀬 5	921-4903	車いすのまま診療室に入室可能
むらかみ歯科医院	〒617-0003 向日市森本町石田 22-8	932-3232	入口、診療室、レントゲン室ともに車 いすで入室可能
もりした歯科医院	〒617-0006 向日市上植野町御塔道 1-1	202-7980	完全バリアフリー
やまとデンタルクリ ニック	〒617-0002 向日市寺戸町初田 25-1 正一ビル 1 階 3 号	925-4618	入口と院内に少し段差はあるが、車い すで来院可能

*大山崎町

医院名	所在地	TEL	バリアフリーの形態
うめやま歯科医院	〒618-0091 大山崎町円明寺里ノ後 4-12	952-1300	入口に段差があるが、診療室は車い すで入室可能

*詳細は各医院までお問い合わせください

乙訓口腔サポートセンター

京都府乙訓歯科医師会では乙訓口腔サポートセンターを設置し、病気や障がいにより歯科医院に通院できない方のために訪問可能な歯科医院をご紹介します。歯科治療だけでなく、口腔ケアの訪問も行っています。お申し込みは、フリーダイヤルFAX(0120)092-593 乙訓口腔サポートセンターまで。

申し込み日 令和 年 月 日

乙訓口腔サポートセンター 訪問歯科診療申込書

申込者	フリガナ 氏名	受診者との続柄（申込者からみて） 親・配偶者・兄弟・子、ケアマネジャー、その他（ ）		
	住所	〒（ ） - （ ） - （ ） Fax（ ） - （ ）		
受診者	フリガナ 氏名	性別	生年月日	
		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日生（ 歳）	
	住所	〒（ ） - （ ） - （ ） Fax（ ） - （ ）		
保険の種類		☐ 医療保険（後期高齢者・国保・社保） ☐ 重障老人 ☐ 福祉・公費（ ）		
往診先	☐ 居宅 ☐ 病院・施設（名称： ）			
	住所	〒（ ） - （ ） - （ ） Fax（ ） - （ ）		
申込み理由（主訴）		☐ 歯（ ） ☐ 入れ歯（ ） ☐ 歯ぐき（ ） ☐ 口腔ケア（ ） ☐ その他（ ）		
床につく原因になった疾患		☐ 脳血管疾患（脳梗塞・脳出血等） ☐ 心疾患 ☐ 神経系疾患 ☐ 外傷、骨折 ☐ 糖尿病 ☐ 腰痛その他骨・関節疾患 ☐ その他（ ）		
その他の全身疾患 感染症等		☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ 肝疾患 ☐ 腎疾患 ☐ 認知症（軽・中・重） ☐ アレルギー（ ） ☐ 感染症（B型・C型肝炎， ） ☐ その他（ ）		
お薬の情報				
身体状況		☐ 病状安定 ☐ 寝たきり ☐ 準寝たきり ☐ 麻痺（ ） ☐ 座位可能 ☐ うがい可能		
意思の疎通		☐ できる ☐ ときどきできる ☐ ほとんどできない ☐ できない		
介護認定		要支援（ ）・要介護（ ）	訪問時付添予定者	家族（続柄 ）・その他（ ）
かかりつけ医		医療機関名： （ ） - （ ） 医師氏名： Fax（ ） - （ ）		
ケアマネジャー		施設（事業所）名： （ ） - （ ） 氏名： Fax（ ） - （ ）		
かかりつけ歯科医		（有・無）歯科医院名： （ ） - （ ）		
訪問先の簡単な地図（わかりやすい目印も）		駐車場・車の横付け 可 ・ 否		その他・通信欄 （介護サービス状況等）

オトクニ コウクウサポート

乙訓口腔サポートセンター フリーダイヤル FAX(0120)092-593

発達支援ファイル『ながおかきょう“リンク・ブック”』について

ながおかきょう“リンク・ブック”活用をお願い

長岡京市では、支援やアドバイスを必要とする人がライフステージごとに切れ目のない支援につながるよう、発達支援ファイル『ながおかきょう“リンク・ブック”』の利用・啓発をすすめています。

“リンク・ブック”は、使用する場面が増えるほど情報が蓄積され、ご本人の理解に対する共通基盤となります。ご本人が自分らしさを発揮し、健やかに成長・発達できることを願って、ぜひご活用ください。

- ご本人のライフステージごとに、保健・福祉・教育などの関係機関との情報交換のツールとして活用してください。
- “リンク・ブック”には多くの個人情報が含まれています。
プライバシーに十分に配慮し、慎重な取り扱いをしてください。

ながおかきょう“リンク・ブック”ってどんなもの？

- “リンク・ブック”は、支援やアドバイスを必要とする人の成長・発達、家庭生活、集団生活、通院、福祉サービス利用状況などを記録しておくためのツールです。
- “リンク・ブック”を活用することで、説明の繰り返しや伝え漏れを防ぎ、ご本人に関わる人たち(保育所(園)・幼稚園や学校の先生、保健師、行政職員、病院のスタッフ、習い事の先生など)にご本人の様子を正しく理解してもらうことができます。
- また、ご本人がこれまでに受けてきた支援の内容や必要な配慮についての記録を残すことで、ライフステージごとに切れ目のないスムーズな支援につながります。



ながおかきょう“リンク・ブック”の使い方

- “リンク・ブック”は、保護者又はご本人が記入し、管理してください。
- すべての欄に記入する必要はありません。必要な様式や項目を選んで記入して下さい。
- 各様式は長岡京市のホームページからダウンロードすることができます。
必要な様式を追加して使ってください。
- 医療機関や相談機関から提供された資料(検査結果、個別支援計画等)も綴じておく
と便利です。
- 関係機関への“リンク・ブック”の内容の提示やコピーの提出にあたっては、保護者
又はご本人の判断により行ってください。

お問合せ

課室名	電話	F A X	住所
こども家庭センター	955-9705	955-2054	〒617-8501 長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号
障がい福祉課	955-9549	952-0001	

リンク・ブックの配布はこども家庭センターおよび障がい福祉課で行っています。

誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例

誰もが、自分の人生に希望を持ち、あらゆる分野の活動に参加し、さまざまな選択肢の中から自分の意思で自分の生き方を決定する権利を持っています。

しかしながら、私たちをとりまく社会では、障がいの有無や障がいの種別、障がいのある人と障がいのない人が共に生きるしくみの不十分さが市民同士を分け隔て、お互いを知る機会は限られてきました。その結果、障がいについての無理解や誤解、お互いに声を掛け合うことへの遠慮が生まれ、また、障がいのある人の自分らしく生きる権利は社会的障壁に阻まれています。

私たち市民は、障がいと社会的障壁との関わりによって生じる不便・不利益を理解するとともに、障がいのある人に対する不当な取扱いを見過ごすことなく、社会的障壁を取り除いていく必要があります。

お互いの違いを認め合い、多様な個人が共に支え合って暮らす「共生」の社会は、誰もが理想とする社会のあり方です。このまちでの生活をより豊かにしつつ、未来へとつなげていくのは私たち市民にほかなりません。一人一人が日々の暮らしのなかでお互いを信頼し、お互いにとって何が必要かを考え、自分ができることを主体的に行うことが、豊かな共生社会につながると確信しています。

いま、一人一人の人格や尊厳を大切に、市民の誰もが当たり前に安心して暮らし、希望を持って生きるために守るべきことがらを決めました。このまち、長岡京市が私たち市民のかけがえのないすみかであり続けることを目指して、ここに条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいへの理解を深め、差別を解消すること並びに障がいの特性に応じた情報保障並びに多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活及び社会生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るための施策を推進することにより、もって誰もが共に支え合い、安心して暮らせる共生のまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいその他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活を営む上で相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 自立 自らの人生を、第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず自らの意思で選択できることをいう。
- (4) 市民等 障がいの有無や年齢にかかわらず、市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動する全ての個人をいう。
- (5) 事業者 市内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 差別 障がいを理由として障がいのない人には行わない不当な取扱いをすることにより障がいのある人の権利利益を侵害すること又は第10条の合理的配慮の提供を怠ることをいう。
- (7) 虐待 障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障がいのある人をしてこれらの行為をさせることをいう。
- (8) 合理的配慮 障がいのある人が、障がいのない人と変わりなく日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の特性に応じて社会的障壁を除去するに当たって、その実施者の過重な負担にならない範囲で必要かつ適度な変更及び調整を行うことをいう。
- (9) コミュニケーション 日常生活又は社会生活を営む上で必要となる、人と人との間で行われる情報、知覚、感情、思考、意思の伝達及び交流をいう。
- (10) コミュニケーション手段 手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、朗読、平易な表現、代筆、代読、絵図の提示その他日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーションを補助し、又は代替する手段、コミュニケーション支援用具等をいう。
- (11) コミュニケーション支援従事者等 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、朗読者及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障がいのある人、発達障がいのある人等へのコミュニケーションの補助を行う者をいう。

- (12) 障がい者相談員 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員をいう。

(基本理念)

- 第3条 共生のまちの実現は、障がいの有無にかかわらず、誰もが一人一人の違いを認め合い、その人格と個性を互いに尊重することを基本として行うものとする。
- 2 障がいは、障がいのある人の心身の機能の状態から直接的に生ずるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生ずることから、社会的障壁をできる限り除去することを促進し、誰もが暮らしやすいまちを目指すものとする。
- 3 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進に当たっては、障がいの有無にかかわらず、誰もが主体的に取り組むものとし、市、市民等及び事業者が相互に連携し、協働して行うものとする。
- 4 情報保障及びコミュニケーションを行うに当たっては、独自の言語体系を有する手話、要約筆記、点訳又は音訳をはじめとする障がいの特性に応じて円滑にコミュニケーションを図る権利を最大限尊重し、多様なコミュニケーション手段の選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを基本として行うものとする。

(市の責務)

- 第4条 市は、第1条に定める目的を実現するため、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる取組及び施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- (1) 差別及び虐待をなくすための取組
- (2) 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策
- (3) 障がいの特性に応じた情報保障並びにコミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策
- 2 市は、前項の取組及び施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
- (1) 障がいについての理解を広め、その理解を定着させるための取組を行うこと。
- (2) 日常生活及び社会生活を営む上で必要な情報の取得及びコミュニケーションについて、障がいの特性に応じた支援を行うこと。
- (3) 適切な合理的配慮の提供について調査研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行い、市民等及び事業者の取組を支援するとともに、好事例を広める取組を行うこと。
- (4) 公共施設の整備その他の障がいのある人に関わる施策を実施するに当たっては、障がいのある人及び関係者から広く意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めること。
- (5) 市民等及び事業者と連携し、協働を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会を確保すること。
- (6) コミュニケーション手段を必要とする障がいのある人、コミュニケーション支援従事者等、関係機関及び事業者と協力し、市民等にコミュニケーション手段を学ぶ機会を提供すること。

(市民等及び事業者の役割)

- 第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念に基づき、障がいについての理解を深めるとともに、市の実施する取組及び施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第6条 市は、第4条第1項に定める取組及び施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 差別及び虐待の禁止

(差別の禁止)

- 第7条 何人も、差別をしてはならない。

(虐待の禁止)

- 第8条 何人も、虐待をしてはならない。

第3章 相互理解の促進及び合理的配慮の提供

(相互理解の促進)

- 第9条 市は、共生のまちの実現に向け、市民等及び事業者が障がい及び障がいのある人について理解を深めるため、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会を確保するとともに、啓発その他必要な取組を行うものとする。

- 2 市民等及び事業者は、共生のまちの実現に向け、市民等が障がいの有無にかかわらず互いの理解を深めるため、交流を図る機会及び自ら発信することができる機会の確保に努めるものとする。

(合理的配慮の提供)

- 第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って、障がい

のある人に対して合理的配慮の提供を行わなければならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければならない。この場合において、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取るよう努めなければならない。

(情報保障及びコミュニケーションに関する合理的配慮)

第11条 市は、障がいのある人が必要な情報を取得し、利用し、又は自ら発信することができる機会の確保その他必要な取組を行うものとする。

- 2 市は、コミュニケーション手段が障がいのある人の年齢、障がいの種別又は状態等に応じてきわめて多様であることについて市民等及び事業者の理解を促進するとともに、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援従事者等と連携し、コミュニケーション手段の確保及び利用を促進するものとする。
- 3 市民等及び事業者は、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に協力するよう努めるとともに、必要に応じてコミュニケーション支援従事者等と連携し、障がいのある人がコミュニケーション手段を利用できるよう努めるものとする。
- 4 市は、関係機関と協力し、手話通訳、要約筆記その他聴覚障がいのある人(盲ろう者を含む。)のコミュニケーション手段を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。
- 5 市は、関係機関と協力し、点訳、音訳、朗読、触手話、指点字その他視覚障がいのある人(盲ろう者を含む。)のコミュニケーション手段を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。
- 6 市は、次に掲げるコミュニケーション手段の利用について支援を行うものとする。
 - (1) 知的障がい、精神障がい及び発達障がいの特性を踏まえた平易な表現による分かりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるもの
 - (2) 代用音声(喉頭摘出等により使用するものをいう。)及び重度の障がいのある人のための意思伝達装置(重度の両上下肢障がい及び音声又は言語機能障がいにより使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。)等によるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーションを補助し、又は代替するもの(保健及び医療に関する合理的配慮)

第12条 市は、福祉、保健、医療その他の関係機関と連携し、障がいのある人が安心して保健事業及び医療を受けられるよう体制を整備するものとする。

- 2 市は、障がいのある人が身近な医療機関で適切な医療を安心して受けられるよう、障がいの特性を理解して対応できる医療機関の充実及び医療機関相互の連携を推進するものとする。

(保育及び教育に関する合理的配慮)

第13条 市は、保育及び教育の実施に当たっては、全ての子どもの成長発達を目的とし、共に学び、育ち合うことを基本とする。

- 2 市は、障がいのある子どもに必要な保育及び療育の機会の確保に向け、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、障がいのある子どもが、その特性に応じて円滑に学習及び学校生活を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、障がいのある子どもへの保育及び教育の実施に当たっては、全ての子どもの成長発達を目的とした交流を促進するものとする。
- 5 市は、子どもに対して、障がいについての正しい理解を促進するため、保育及び教育の現場において必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市は、保護者、保育士及び教職員に対して、障がいについての正しい理解を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市は、障がいのある子どもに対して、切れ目なく支援を行うため、保育所等及び小学校、中学校、特別支援学校その他教育機関相互の連携を推進するものとする。

(生活環境に関する合理的配慮)

第14条 市は、障がいのある人に対して率先して合理的配慮の提供を行い、身近な生活の場における適切な合理的配慮について好事例を広める取組を行うものとする。

- 2 市は、道路の整備に当たっては、障がいのある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。

- 3 市及び事業者は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 4 市は、障がいのある人の住宅を確保するよう努めるとともに、民間住宅の賃貸が円滑になるよう支援に努めるものとする。
- (雇用及び就労に関する合理的配慮)
- 第15条 市は、障がいのある人の雇用及び就労の場を確保するための取組を推進するとともに、雇用及び就労の場において合理的配慮の提供が推進されるよう取り組むものとする。
- 2 事業者は、障がいのある人の雇用及び就労の場を確保するよう努めるとともに、雇用及び就労の場において合理的配慮の提供が推進されるよう努めるものとする。
 - 3 市は、障がいのある人がその希望と適性に応じて、一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、事業者、学校、福祉その他の関係機関との連携を図るものとする。
- (文化芸術及びスポーツに関する合理的配慮)
- 第16条 市は、障がいのある人が文化芸術活動及びスポーツに取り組むことができるよう、参加する機会の確保、指導員の育成、情報の提供等必要な取組を行うものとする。
- (防災及び防犯に関する合理的配慮)
- 第17条 市は、障がいのある人の災害時の安全を確保するため、必要な取組を行うものとする。
- 2 市は、障がいのある人が安心して生活を営めるよう、防犯対策について関係機関と連携し、必要な取組を行うものとする。
- 第4章 差別解消のための取組
- (相談等)
- 第18条 障がいのある人及びその家族その他の障がいのある人の意思を代理する者並びに事業者は、市又は障がい者相談員に対し、差別に関する相談をすることができる。
- 2 市又は障がい者相談員は、前項の相談を受けたときは、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとする。
 - (1) 関係者に対して、説明、助言、情報提供その他必要な支援を行うこと。
 - (2) 関係者間の調整を行うこと。
 - (3) 関係行政機関への通報その他の通知を行うこと。
 - 3 第1項の相談を受けた市又は障がい者相談員は、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例(平成26年京都府条例第20号。以下「京都府条例」という。)第9条に規定する特定相談(次項において「特定相談」という。)に該当し、かつ、相談の関係者が市外に存在する等の事情により、自ら解決することが困難と認められる場合で、長岡京市個人情報保護条例(平成11年長岡京市条例第18号)第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、京都府条例第11条に規定する広域専門相談員に必要な情報提供を行うものとする。
 - 4 市又は障がい者相談員は、第1項の相談を受けた場合において、その相談が特定相談に該当すると認められるときは、その相談及び対応の概要を京都府へ報告するものとする。
- (助言又はあっせんの支援)
- 第19条 市は、障がいのある人又はその家族その他の障がいのある人の意思を代理する者から、京都府条例第6条又は第7条の規定に違反する取扱いを受けたと認められる相談を受けたときは、必要に応じて、京都府条例第14条第1項に規定する助言又はあっせんを行うよう求めるために必要な支援を行うものとする。ただし、その求めをすることが、明らかに当該障がいのある人の意に反すると認められるときは、この限りでない。
- (調査研究及び報告)
- 第20条 市は、市又は障がい者相談員が受けた相談の事例について調査研究を行うとともに、その結果を障がい児者の福祉に関する事項を検討する機関に報告するものとする。
- 第5章 雑則
- (委任)
- 第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- (検討)
- 2 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○乙訓地域の医療機関一覧

診療 所 名	住所	診療科名	TEL	医院環境									専門科は？										聴 覚 障 が い 者 F A X	住 診 は ？	身体障害者手帳用診断書の作成																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				医院まで			診察			トイレ															障がい種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				ス ロ ー プ で 可 能	階 段 ・ 職 員 介 助 可	付 添 い 人 要	車 椅子 可	職 員 が 移 動 介 助	待 合 で 可 能	ト イ レ 車 椅子 可 能	職 員 介 助 で 可 能	付 添 い 人 介 助 要	内 科	外 科	整 形 外 科	皮 膚 科	眼 科	耳 鼻 科	神 経 内 科	精 神 科	小 児 科	そ の 他			視 覚 障 が い	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	咀 嚼	肢 体 不 自 由	心 臓	腎 臓	呼 吸 器	膀 胱 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
足立医院	長岡京市神足1丁目8-7	内	954-7979	○			○					○	○										×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

診療所名	住所	診療科名	TEL	医院環境									専門科は？										往診は？	聴覚障がい者FAX	身体障害者手帳用診断書の作成																
				医院まで			診察			トイレ															障がい種類																
				スロープで可能	階段・職員介助可	付添い人要	車椅子可	職員が移動介助	待合で可能	トイレ車椅子可能	職員介助で可能	付添い人介助要	内科	外科	整形外科	皮膚科	眼科	耳鼻科	神経内科	精神科	小児科	その他			視覚障がい	聴覚	平衡	音声言語	咀嚼	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱直腸	小腸	免疫	肝臓				
おかもと内科クリニック	向日市上植野町切ノ口6-6	内・循	933-0222	○			○			○			○								○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
角水医院	向日市鷄冠井町沢ノ西16-13	内・消・小	921-7461	○			○			○			○								○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○					
片岡こどもクリニック	向日市寺戸町七ノ坪136	小・ア	925-0530	○			○												○		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
加藤小児科	向日市寺戸町八反田36-6	小・ア	922-0794		○		○												○		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						
きただ整形外科クリニック	向日市寺戸町初田20-2SUBACO東向日	整・リウ・リハ	924-2838	○			○													リウ	△	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×						
繁本医院	向日市寺戸町永田11-38	外・整・内・胃・皮・泌	921-7520		○		○					○		○	○	○					泌	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×					
さわむら内科クリニック	向日市寺戸町七ノ坪103	内	922-5556				○				○		○								×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
鈴木内科外科診療所	向日市上植野町円山12-5	内・外・整・小・放・リハ	922-2077	○			○					○	○	○	○	○					○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
田村眼科医院	向日市上植野町馬立20-2	眼	932-7316	○			○					○					○				×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
田村クリニック	向日市上植野町落堀15-1	整・リウ・リハ	932-6540	○			○				○				○					リウ	△	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×					
ハシイ産婦人科	向日市寺戸町七ノ坪170	産婦	924-1700	○			○				○									婦	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
はなみつ耳鼻咽喉科医院	向日市寺戸町初田19-3	耳	934-8879	○			○									○					○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
花安小児科医院	向日市鷄冠井町荒内91-22	小・ア	921-2533		○		○												○		×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
はやし皮フ科クリニック	向日市寺戸町七ノ坪139	皮	932-4112	○			○				○				○						△	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
東向日第二タニムラ医院	向日市寺戸町初田19-3	心内・精・神	924-1515	○			○					○								○		△	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
福田整形外科医院	向日市寺戸町七ノ坪100	整・リウ・リハ	925-5113	○			○				○				○						×	△	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×					
向日回生病院	向日市物集女町中海道92-12	内・呼・消・循・外・整・脳・肛・放・麻・リハ・心内・神内・皮・泌	934-6881	○			○				○			○	○	○				○	×	△	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○						
山下クリニック	向日市寺戸町中垣内1	産婦	922-3733		○			○												産婦	×	×										×									
ゆやまクリニック	向日市寺戸町七ノ坪100	内・循	925-8766	○			○				○			○							△	△	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×					
洛西口ようこメンタルクリニック	向日市寺戸町七ノ坪103	心・精	931-1645				○				○								○		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
洛西医院	向日市寺戸町東田中施3-2	消内・呼内・外・小	921-0609	○			○				○			○	○						×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
わかえ内科クリニック	向日市上植野町御塔道2-15	内・外・肛	921-0544		○			○				○	○	○							○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
あまこども診療所	大山崎町大山崎藤井畑23-1	小	956-1010	○		○	○		○											○		×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
梅山医院	大山崎町円明寺若宮前10-63	内・消・外・小・麻	956-3245	○			○				○			○	○						○	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×					
小野田医院	大山崎町大山崎高麗田3-4	内・胃・整・肛	956-2121		○			○				○		○						消	○	○				○		○	○	○	○	○			○						
中川医院	大山崎町大山崎堀尻12	内・循・消・小・リハ	951-7701	○			○		○	○			○								○	△	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×									

内…内科、外…外科、整…整形外科、消…消化器科、循…循環器科、呼…呼吸器科、呼外…呼吸器外科、脳外…脳神経外科、心外…心臓血管外科、泌…泌尿器科、肛…肛門科、放…放射線科、リハ…リハビリテーション科、小…小児科、血内…血液内科、糖内…糖尿病内科

長岡京市健康福祉部障がい福祉課

〒617-8501

長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号

TEL 955-9710

FAX 952-0001

電子メール: syogaifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.nagaokakyo.lg.jp>

※このしおりに掲載されている情報は令和 7 年 4 月現在の情報です。